

松岡靜雄著

紀記論究
建國篇

大和缺史時代

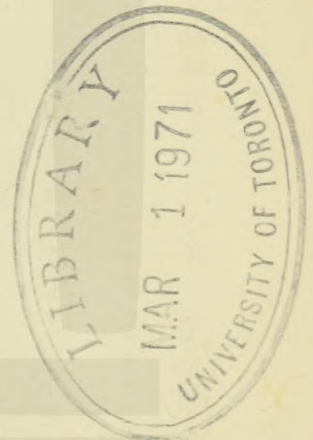
東京
株式會社同文館

松岡靜雄著

紀記論究 建國篇

大和缺史時代

東京
株式會社 同文館


LIBRARY
MAR 1 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

目次

頁

（目次了）

凡例

一、本篇は曩に發表した神代篇の續稿であるから、前篇に於て論究した事項及語釋は之を再述せず、參照卷數及頁數を註記するに止めた。但し簡約のため卷數は肉太字型(ゴヂック)を用ひて表示することにした。――例、(五―一二三六頁)。――従つて單に(第一卷一四八頁)の如く註記してあるのは、本篇中の其卷の參照頁數なることを意味する。

二、紀記に關しては從來註釋又は研究の世に公表せられたものも少くはないが、出來る限り之に觸れぬやうにしたのは、決して先學を無視したのではなく、論議の冗漫に流れることを虞れた爲である。さりながら殆ど通說と認められて居る誤釋に對しては、世の惑を解くため敢て辯駁を加へた。

三、遍く外國の言語、傳說、習俗等に參照を求めることは著者の淺學の企て及ばざる所であるのみならず、種族的關係の明瞭でないものを列擧することは危險の業であるから、已むを得ざる場合には之を我が四隣民族に局限することにした。

四、日本紀及古事記を併稱する場合には略して記紀といふのが普通であるが、私は國史たる日本紀を重要視するから、紀記と略書することにした。

五、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした。あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判斷することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。

古之記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔な讀下しをつけた。

六、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

七、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各々多少の相違があり、同一書に於ても必し

も常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に從ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ（迦具土、軻遇突智）、スサノヲ（須佐之男、素戔嗚）、ワニ（和邇、和珥）の如く、片假名を以て表示することにした。

八、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀（紀）　古事記（記）
先代舊事本紀（舊事紀）又は（舊）　古語拾遺（拾）
諸國風土記（風）　延喜式（式）
釋日本紀（釋紀）　同書所引私記（私記）
日本書紀口訣（口訣）　日本書紀通證（通證）
日本書紀通釋（通釋）　髻華山陵（山陵）
稜威道別（道別）　古事記傳（記傳）
書紀集解（集解）　日本書紀傳（紀傳）

九、卷末に參照として古事記及他の所要原文を掲げた。前篇に於ては日本紀の文をも全掲した

が、神武紀以下は分量が過多で、徒に紙數が嵩むるのみならず、岩波文庫本の如き便利な流布本が世に出た今日では、餘り必要もあるまいと思ふから之を省略し、其代りに本文中に於て出來るだけ原文を其まゝ引用することにした。

一〇、附錄として毎卷索引を添付する。

紀記論究 建國篇卷之二

大和缺史時代

序説

裏面に潜む史實——大和朝廷の版圖——御歴代の寶壽——逸史

本卷に於て論究しようとするのは、綏靖天皇から開化天皇に至る八代に關する紀記の所説であるが、事蹟として傳へられたのは、眞僞はともかくも、綏靖天皇の繼位顛末及孝靈朝の吉備征討があるのみで、其他は盡く、即位、崩御、皇宮、陵墓、外戚、皇子女及其系譜に關する記事に外ならず、古語拾遺、舊事本紀の如き野史及

古風土記の殘簡にも、何等史料とすべきものがないから、從來此期間を大和缺史時代と稱した。されば文化史としては文獻から學び得る所が極めて少いのは事實であるが、上記の固有名詞も次のやうに觀察するに於ては、裏面に潛む幾多の史實を吾人に供給するものである。

(一) 御代毎に皇居が更新せられたのは、死の穢を忌む古習に因るものとも、上代の宮殿は簡素で相續財産たる價値がなかつたから、便宜上從來の住居から移御せられなかつたものとも解釋し得られぬことはないが、尙先帝の皇居以外の地に占住せられ、或は遷都せられたのは、統治上之を必要とした爲ではないかと考へて見る必要がある。顯著な一例は安寧天皇の浮孔宮で、後述の如く大和川の下流なる堅上堅下地方に存し、河內方面鎭定の目的を以て選ばれたものと思はれ、御孫の一柱が淡路に占住せられたのも、其結果のやうである。懿德天皇以前の陵墓が盡く畝傍山附近に存するのも、皇居は行在に過

ぎぬから、崩御歸葬せられたものと見るべきであらう。

(二) 天皇の御名には卽位前からの通稱と、尊號及謚號がある(第一卷一一頁)。初期天皇の通稱は槪ね地名または氏族名にヒコ(彥)をそへたもので、ヤマトと稱するものが多いのは、此語が神武天皇の稱號に因み、皇族の區別稱(氏名)と同樣に用ひられたからである(第一卷第四頁)。追號にはフトニ(大土)、クニクル(國來)の如く、御業績に因むものがあることに注意せねばならぬ(第二章參照)。

(三) 后妃は主として其當時の有力氏族から選ばれたことは勿論であるから、是によつて諸氏の勢力の消長を察することが出來る。例へば安寧天皇以前に於ては賀茂磯城兩氏の女子のみが此位置を占めたが、孝昭天皇に至りて尾張氏の世襲足姫が娶され、開化崇神二代の御母は物部氏出身である。皇配を皇族から求められることは懿德天皇に始まり、後には殆ど恒例のやうになつた。

古傳說が特に外戚を詳述して居るのも、政治上少からぬ關係があつたからとせねばならぬ。

(四)天津日嗣の外、皇子は母氏を相續するか、若くは自力または賜遺をうけて相當の領邑領民を得て、新に一家を起されるのが例で、其場合には當然皇族籍を離脫したのである。後世思想からいへば、いつまでも竹の園生の榮譽を保つ爲に、臣籍降下を希望せられなかつた筈であるが、上代の社會制度に於ては、族員の身分は決して族長に準ずるものではなく、如何ほど尊貴な氏族でも贅子には何等の權勢もなかつたので、成人に從ひ出來るだけ早く一族長として獨立する事を心がけたものゝやうである。皇胤に在つても其心理は同樣で、之によつて一代毎に皇別氏族が增加し、皇室の羽翼となつたことは、既に前篇第三卷(一九七頁以下)に詳述した通りである。されば傳說にあらはれた皇胤及其後裔諸氏の名は、政治史上極めて重要なる材料であるといはねば

ならぬ。紀記にあげた皇別諸氏中には、勿論數代乃至十數代後に於て創立せられたものもあるけれども、其新舊は他の傳説及記錄によつてほゞ推定せられるから、皇化普及の過程は之によつて明にせられるのである。

上述の如き隱れた史實を檢出する爲には、羅列せられた固有名詞の意義を明にすることが必要である。例へば孝靈天皇の妃蠅伊呂泥、蠅伊呂杼(記)又は絙某姉、絙某弟(紀)は字義によつて負はせた名でないことは勿論であるが、其意義の不明なる限り、安寧天皇の曾孫女といふことは記によつて明白であつても、何種族の血を引いて居るかを察知することは不可能であらう。宣長も此點には頗る留意したものゝやうであるが、其釋明中には今日の學界に於ては承認せられぬものがあり、且右兩王女の父和知都美命を知知都美の誤寫と斷定したやうに、見解の及ばざる場合には字を改めて牽强し、却つて後學を誤らせた例も少くはないから、從來解釋を與へられて居らぬものは勿論、通説のあるものに對しても、一々嚴重な

る批判を加へて、眞義を明にせねばならぬ。本巻中に語釋的記事の多いのは之が爲で、讀者の倦怠を招く處があり、言語偏重の嫌もあるが、上述の理由により已むを得ぬのである。

前篇第二巻(第一八七頁)以下屢〻述べたやうに、我皇室は此國土開發者なるイザナギの命の本郷、高天原の嫡統たることの故を以て、大八洲に對する宗主權を主張せられたものゝやうであるが、宗主權は決して實際の統治權を意味するものではなく、皇化の普及は宣言布告のみを以て期待し得られるものではないから、君主たる實證を示さぬ限り、民衆は心服する筈はなく、住民が不頓なるに於ては、其地を目して領土とすることは出來ぬ。此見地を以てすれば缺史時代に於ける皇室の版圖は比較的狹小な範圍に限られて居たものとすべきで、後世の人が誤信するやうに、大八洲全土を包括して居たのではなく、之を高調した國讓傳說が作り

話に過ぎぬことは前篇第五卷に詳論した通りである。第一卷に於て論究した所によれば、日向から大和に動坐せられた神武天皇が、高天原系の嫡統であらせられたとすれば、在來の皇領に對する君主權を放棄せられた筈はなく、沿道の諸豪族も歸順し、大和に隣する伊勢、山城、河内、紀伊方面もまた風靡したやうであるから、天皇御一代の間に少くとも左記地方は治下に屬し、若くは號令に服したものとせねばならぬ。

(イ)薩隅日三州に於ける高千穗朝廷の領地
(ロ)兩豐及筑前の沿海地帶
(ハ)山陽道沿岸及島嶼
(ニ)紀之川(吉野川)流域
(ホ)吉野川以北の大和一圓
(ヘ)宇陀、添、生駒に隣接する伊勢、山城、河内の一部分

然るに史乘によれば、播磨、吉備地方の平定は孝靈天皇の御代とあり〔記〕、周防、長門及九州東岸、北岸は景行、仲哀二朝に征服せられたとあるから、山陽道以西は夙に乖離獨立したものと見ねばならぬ。其がいつの御代に於て如何なる事情の下に起つたかは明記せられて居らず、今日まで此事實に留意したものすらなかつたやうであるが、是は極めて重要な問題で、缺史時代の政治的考察の鍵鑰である。皇威が衰退した結果、自然に離叛したと見ることは、皇室御繁榮の事實に徴しても不可能であり、遠隔の地なるが故に交通が斷絕したと速斷することも、既に神武天皇の遠征が遂行せられた後のことであるから不合理とせねばならず、必然他に一大轉機が存したものとすべきである。吾人に殘された乏しい資料の範圍に於て之を求むれば、其は神武天皇崩後の繼位戰に因るものではないかと思はれる。次章に於て詳述するやうに、此爭は神渟名川耳尊(綏靖天皇)の捷利に歸し、御兄なる手研耳命は非業の最後を遂げられた。之に關する傳承は多大の潤色を以て紀

記に錄せられ、兄皇子の匪行不仁に因るものであるかのやうに說かれて居るが、先住名門なる賀茂氏(木族)を外戚とする皇子と、日向の豪族吾田隼人氏(海人族)の女の所生との間に、大統繼承の爭が起つたことは極めて自然の成行で、大ヤマヅミ(山住)族の出なるホデミの尊と、ハヤト(南人)を母氏とするホスセリの命の爭と軌を一にする(前篇第六卷參照)。此爭に外戚が參與し、各〻其族人の支持をうけたことは勿論で、比較的少數の外來者たる海人族、就中吾田隼人が、大和に深い根柢を有し、多衆の部衆を擁した賀茂氏に敗れたのは敢て怪しむに足らぬことである。

手研耳命は右の如く横死を遂げ、繼位問題は一段落を告げたけれども、其餘黨が無條件に屈服したとは考へられぬ。彼等をして言はしむれば、其生母阿比良比賣(吾平津媛)はホスセリの命の直系で、皇室の近親であるから、母系からいうても天津日嗣たる資格は十分であり、且日向出發以降父天皇に隨伴して、備さに征

戰の苦を嘗め、建國の大業に參與せられたのみならず、神渟名川耳尊よりも遙に年長なる手研耳命が、大統を繼承せられるのは當然で、不幸にして競爭に敗れたにしても、賀茂氏族等が外戚の威を借つて跳梁するに甘んじた筈はなく、頑强に反抗したことはいふまでもない。手研耳命はもはや壯年を過ぎて居られたから、若干の子女を有せられた筈で、右の如き不平の徒が之を奉じ、一旦大和を退轉して再擧を企て、本族の勢力の及ばざる地方に割據したことは極めて有り得べく、少くとも山陽道以西は之が爲に背叛したものと思はれる。此皇子の後裔が傳へられて居らぬのも此事情によるもので、朝敵の末なるが故に籍を削られたとは、武埴安彥または狹穗彥の例によつても考へられず、一人の罪過の故を以て族滅に處するといふやうな慘刑は、我上代には行はれなかつたのである。神武天皇の建設せられた新國家はこゝに事實上分裂し、大和朝廷の管下と、之に服せざる地方とに二大別せられたのであらう。

此想定にして誤らずとすれば、綏靖天皇が繼承せられた版圖は上記中(ニ)(ホ)(ヘ)以上に出でず、廣大といふことは出來ぬが、團結に便なる地の利によつて健實なる發達を遂げたに反し、内海沿岸及九州各地に於ては、延長が過大で、統一が困難であつた爲、年を追うて益々分裂し、何人も覇を稱するに至らず、漸次世の中から忘れられたものゝやうである。本卷に於て論ぜんとするのは主として大和を根據とする國家と、其治下に屬する國民との史實であるが、一定の地理的乃至種族的限界があるのではなく、皇化の及ぶ地域がヤマト帝國の版圖で、其住民は盡くヤマト民族である。此場合のヤマトといふ語は、一國一郷の名ではなく、天皇の治下といふほどの意味で、その政治的中心を我々は大和朝廷といふ言葉を以て表現するのである。

大和朝廷の最初の君主は嚴密にいへば綏靖天皇で、御父天皇の開拓せられた國土の一部分を繼承せられたのであるが、高千穗以來歷聖の遺志を體して、大八洲

統一を以て皇謨とせられたことはいふまでも無い。さりながら此やうな大事業は決して一朝一夕にして完成せられるものではなく、爾來八代を重ねて開化天皇の御世に至るまで、朝廷の號令は尙未だ畿內及近國以外に達しなかつたものゝやうである。

橿原奠都から開化天皇の崩御に至るまでの年數は、紀の年紀によれば五百六十三年となり、御一代の平均治世は六十三年弱を算する。換言すれば平均六十有餘の高齡に於て設けられた皇子のみが、登極せられたことになるのであるが、前卷序說に詳論したやうに、此書の紀年は故意に延伸せられたものと思はれるから、深く信を置くに足らず、假に一世代の平均率を三十年と見積るとすれば、此期間に經過した歲月は二百七十年に過ぎぬのである。さりながら紀記に傳へられた歷代の御壽齡は編者の推算または案出とは思はれぬから、眞僞はともかくも、古來

傳承が存したものとして考察するを要する。但し紀記の所說が一致して居らぬから、一覽に便にする爲に左に之を表示し、參考として紀の年紀による在位年數並に立太子の年から推算した寶壽を附記する。

諡號（降誕序次）	寶壽〔記〕	寶壽〔紀〕	參考 在位年數	參考 推算寶壽
神武	一三七	一二七	七六	
綏靖（季）	四五	八四	三三	
安寧（獨）	四九	五七	三八	
懿德（仲）	四五		三四	（七七）
孝昭（伯）	九三		八三	（一一四）
孝安（季）	一二三		一〇二	（一三七）
孝靈（季）	一〇六		七六	（一二八）

孝　元（嫡）　五七　　五七　（一一六）
開　化（叔）　六三　（一三）一一五　六〇　（一一一）

記によれば最高齢は神武天皇の百三十七歳で、必しも有り得ぬことではなく、九代中五代までは六十三歳以下の尋常壽考であるから、全體としては肯定し得られるが、神武天皇と綏靖天皇との寶壽の差は過大である。假に綏靖天皇の治世が極めて短く、例へば十年に過ぎなかつたとしても、御父天皇百三十歳の年の降誕とせねばならず、母后もまた少くとも七十歳に達せられて居た筈であるから、生殖可能であつたとは考へられぬ。其故に紀には綏靖天皇の寶壽を八十四歳と改め、神武天皇の其を十年減じて百二十七歳とし、神渟名川耳尊四十八歳の年に崩御せられたとしたのであるが、——母后が十八歳で結婚せられたとすれば、其四十七歳の年、御父八十歳で此皇子を設けられたことになるのである——假に此説に従ふとしても、尚大なる疑問が殘存する。其は手研耳命の年齢から考察した場合で、

此皇子が日向發程當時假に十五歳であつたとしても、御父とは三十年の差に過ぎぬから、崩御の年には旣に九十七の高齡に達して居られたものとせねばならず、傳ふるが如き事變の發生したことは、縱ひ絕無でないとしても、極めて異常な事態である。此點から推測すると、天皇の崩御は更に二旬乃至三旬年早かつたのではあるまいか。若し然りとすれば綏靖天皇の寶壽は記の所說の如く四十有五であつたとしても差支はなく、幼冲の皇子を排して長君を戴かんとする運動が起つたのも合理的のやうである。大業蹟を殘された天皇の寶壽が事實よりも多く傳へられたのは、人間一生の歲月では到底なし遂げられぬこととなるが故に、御長命であつたに違ひないといふ見地から、傳承の間に引延ばされたものと想像せざるを得ず、崇神、垂仁、景行三朝に於ても同樣の形跡を見るのである(次卷以下參照)。

兩天皇の外は紀には安寧天皇の寶壽をあげたのみであるが、——外に開化天皇の御壽齡を百十五歳なりとする一異傳を擧げて居る——年紀による在位年數は上

表によれば記の寶壽から割出されたものゝやうである。卽ち

（イ）孝元天皇に在つては正に寶壽と同數である。

（ロ）開化天皇の治世年數は寶壽から三年を減じたものである。

（ハ）孝靈天皇に在つては寶壽から三十年、孝安天皇に在つては二十一年、孝昭天皇に在つては十年を減じたものを在位年數として居る。

（ニ）綏靖、安寧、懿德の三代に於ても、十年を減じた上に更に一二年を加減したものが在位年數である。

右は上述の如く年紀伸長の爲に故意に在位年數を增加したので、一兩年の加減は神武天皇の卽位を辛酉の年とした前提に合致せしめる爲であつたと思はれる。此見解にして過誤なしとすれば、紀の編者も大體に於て寶壽に關する記の所傳を承認して居たものとせねばならぬ。然るに假定在位年數と假定立太子年齡から推算すると、上表最下段に揭げたやうな數字が出るので、殊更に之に言及することを

避けたのではあるまいか。

寶壽に關する記の傳承は右の如く大體に於て信用するに足るものであるが、之によつて在位年數を推算することは絕對に不可能である。平均世率は少くとも十數代を累算して始めて事實に近い結果を生ずるもので、特殊の事情が連發することも可能であるから、各代乃至數世代に適用し得べきものではない。例へば綏靖、孝安及孝靈の三天皇の如く季子を以て相續せられたとすれば、卽位のころには比較的年少であらせられた筈で、御父天皇との年齡の差が六七十年以上であつたことも絕無ではない。孝元天皇のやうに御父が御長命であらせられたとすれば、御年長タけて踐祚せられた筈であるから、治世は極めて短かかつたとせねばならぬ。其故に上表には御兄弟中の序次を伯仲叔季嫡獨に分つて註記したのであるが、紀記にあげた序次は必しも確實に御降誕の先後によつて排列せられたのではなく、殊に所生を異にする場合には、母后妃別に記載せられ、紀には活目入彥五十狹茅

天皇は御兄豐城入彥命よりも前に揭げた例もあるのであるから、之を根據とすることは許されず、唯若干の參考たるに過ぎぬのである。

紀の年紀が大體に於て編者の方寸から出たものと思はれることは、旣に前卷序說(第三二頁以下)に論述した通りで、古い口碑は概して年紀を缺き、縱ひ其が備はつて居たものでも、傳承の間に散逸して、唯某天皇の御代とのみ語り繼ぐことを例としたもののやうであるが、往々其をすら逸したこともあつた。紀記には之を關係事項に託して便宜の所に收錄して居るのであるが、其中にはほゞ世代を推測し得られるものがないでもない。天日槍の來朝の如きは其で、紀には垂仁天皇の三年のことゝし、記には輕島明宮(應神)の段に、往古の出來事として叙述せられて居るけれども、世次から推算すると、開化朝以前であらねばならぬから、本卷に於て之に言及した。

此期間の記事中には紀に於ても外國史書から材料を取つた形跡は少しもあらはれて居らぬ。後漢書によれば光武皇帝中元二年倭奴國から使が來たとあり、安帝永初二年には倭國王帥升貢獻のことが見えるが、此倭は前卷序説(第七、八頁)に述べたやうに、九州方面に占據した海人族をいふのであるから、大和朝廷の關知せざることである。中元二年はほゞ我懿德朝にあたり(還元年次による)、永初元年は孝安天皇の御代と見ればば大差はないが、其ころは九州地方とは全く交通が絶えて居たのであるから、如何なる事態が其方面に於て發展したかは、大和人には全然不明であつたとせねばならぬ。支那史書なるが故に盡く信ずべしとする理由はないが、後漢書及魏志にあらはれた倭國關係記事は、決して空想から生まれたのではなく、多少の誇張訛傳があつても、當代人の見聞に基くものであるから、其史的價値は出雲傳説に劣らず、縱ひ大和朝廷とは直接交渉がなかつたとしても、國史研究上之を無視することは出來ぬ。其故に本卷に於ては、此等の資料によつ

て九州方面の土侯國の形勢を叙し、併せて倭人の習俗に關する記述について若干の批判を加へることにした。

上述の如く本卷は極めて乏しい資料から推理的に結論を得たものであるから、人名地名等の解説が多きを占め、讀者の興味を惹くやうな記事が少く、或は揣摩臆測に過ぎる嫌がないでもないが、缺史時代の歷史を推考する爲には已むを得ぬことであるから、切に讀者の諒解を冀ふのである。さりながら煩瑣なる論究の結果を一目判然たらしめる爲に、特に第五章に於て要點を再述して置いたから、單に要領を得る爲ならば、其章を一讀することによつて十分なりと信ずる。

第一章　手研耳命

イスケ依姫との關係――政權掌握――沒落――神八井耳命

紀によれば神武天皇の崩御は丙子の年の三月で、綏靖天皇の大事決行を三年後の己卯冬十月とし、翌年春正月卽位せられたとある。此書の年次の信すべからざることは、第一卷序說に詳述した通りであるが、約三ヶ年有半を空位としたのは多少據があつたものとせねばならず、尠くとも編者の間には、手研耳命が一旦皇位に卽かれたのではないかといふ疑が存したものと思はれる。既述の如く此皇子は年長であり、生母の門地からいうても、戰功を以てしても、繼位者たる資格は十分であるから(第一〇頁)、父天皇の後を襲がれるのが當然であるが、綏靖天皇との間に圓滿なる交涉が成立せず、流血の慘を見た事實に徵し、若し手研耳命を正

當君主とすれば、綏靖天皇は簒位者であつたとせねばならぬので、故意に其踐祚を默殺したのではないかと思はれる。同樣の例は次篇に論ずるやうに仁德朝にも雄略朝にも存し、近くは天智天皇崩後に於て悲しむべき繼位戰が起り、大友天皇（追謚弘文）を皇統から除いた事實もあるので、忌諱に觸れることを憚つて、編者が最後の優勝者に有利に敍述したことも怪しむに足らず、殊に古事記は天武天皇の御代に立案せられたものゝやうであるから（一―一六頁）、手研耳命に同情が集まらぬやうに意を用ひ、其爭端を次の如く說明して居る。――以下記の原文は第一卷卷末に參照として揭載した。

故天皇崩りまして後、その庶兄當藝志美美命、その嫡后伊須氣余理比賣を娶すとき、其三の弟を殺せむとして謀らひし間に、その御祖イスケヨリ比賣患苦ひて、歌もち其御子等に知らしめき。歌曰

さゐ川よ　雲たち渡り　畝火山　木の葉さやぎぬ　風吹かむとす

又歌曰

うねび山　晝は雲とゐ　夕されば　かぜ吹かむとぞ　木の葉さやげる

是に其御子聞き知りて驚き、乃ちタギシミミを殺せと爲る時……

即ち手研耳命は父天皇の崩後、その嫡后を烝し、他日の禍根となるべき弟皇子を除かうとせられたから、母后は歌を以て危急を皇子たちに戒告したといふので、明記せられては居らぬが、吾人が此描寫から受ける印象によれば、次の如く了解せられる。

(一) タギシミミの命は狹井河なるイスケヨリ比賣の許に留宿中殺意を示した。

(二) 弟皇子たちは尙母家に養はれ、聲の屆く距離に居られたが、母后は之に危急を告げる方法がないので、焦慮の餘り、歌詞に意を含めて吟誦した。

(三) 弟皇子等は直に其意を悟られたが、タギシミミの命が氣がつかなかつたのは、此皇子が日向國で生れ、大和語には堪能でなかつた爲とせられたのであ

らう。

此一節は必しも稗田阿禮の脚色ではなく、在來の一傳承に準據したものであらうが、事實と見ることは困難で、且古傳とも認められぬ。其は以下に論ずるが如く多くの矛盾抵觸不合理があり、歌詠もまた比較的後代の格調であるからである。

――歌詞の說明は歌謠篇にゆづる。

記に於てはイスケヨリ比賣の結婚年齡は明示せられて居らず、綏靖天皇の寶壽は四十五歲とせられ、此當時は尙幼冲であらせられたかのやうに說かれて居るので、母后も尙未だ容色が衰へず、再醮可能の御年齡であつたと了解せられぬことはないが、神武天皇は此書によれば百三十七歲で崩御せられたとあるのであるから、餘りにも年齡が懸絕し、且法外の晩婚で、事實あり得ぬことのやうに思はれる。加之日向國に於て降誕せられた手研耳命は御父と三十歲違ひとしても、此時すでに百餘歲の高齡に達して居られた筈で、妻覓にうき身を窶されたとは考へら

れぬ。但し序說に論じたやうに神武天皇の御壽考に三四十年の誤算があつたとすれば、所說の如き事件が發生したことも絕無ではないが、尙周圍の事情から推測しても、事實と斷定することを躊躇せざるを得ぬ。

嫡母を烝したといふことを諱んで宣長は娶の字をタハクと訓み、未だ肉交に至らざる場合をも含むと說いたが、娶には其やうな意義はない。旣に屢々述べたやうに、上代の習俗では父の愛人は盡く母に準ずるものとはせられて居なかつたから、生母と姦通することが重大なる國つ罪で〔大祓祝詞〕、同母兄妹相姦が嚴禁とせられて居たにも拘はらず〔允恭紀〕、爾餘の異性との交通は全然自由であつたのである。紀に之を取らなかつたのは、其事の眞實性に疑を懷いたからで、決して再醮を諱んだのでも、猥褻にわたるとして省略したのでもあるまい。此やうな問題に關しては古今觀念を異にするから、後代思想を以て揣摩臆測するのは不當で、後記の如く伊香色謎命は孝元開化御父子二世に后妃として仕へたと明記せられて居

り(第九四頁)、雄略天皇と春日の童女君との關係の如きは閨房の秘事であるが、紀は之を暴露して憚らなかつたのである。

イスケヨリ比賣は記に參入宮内とあるのであるから、狹井河の舊居に於てタギシミミの命を迎へられたかのやうに說いたのは矛盾であるが、入內說の信ずべからざることは前巻(第二四八頁)に述べた通りで、御子達も御幼少のころは御母の膝下に養はれて居られたとしても差支はない。其姿を見かけたタギシミミの命が後患を慮つて、二葉のうちに除くに如かずとしたといふことは、安康天皇の眉輪王に對する御懸念と頗る趣を同うするもので、有り得べからざることではない。眉輪王は房中の秘語を漏れ聞いて大逆を斷行したと傳へられて居るのであるが、これは無心で嬉戲して居られる幼皇子たちに危急を告げんが爲に歌詞に其意を寓して吟誦したといふので、極めて巧な構想である。さりながら眉輪王は就眠中の天皇を弑したので、七歲の幼童の力にも可能の事であるが、此は百戰の勇士なる手

研耳命に立向ひ、御兄の神八井耳命すら手足が慄へて斷行し得なかつたのを、御躬づから兵器を執つて殺戮せられたとあるのであるから、幼皇子の所業とは思はれず、頗る矛盾を感ずるのである。之によつて建沼河耳命といふ名を得られたとある所を見ても、成人であつたとせねばならず、縱ひ一家を構へるに至らなかつたとしても、既に母家を離れ、父母兩氏族のいづれかの男舍に移つて居られた筈である。

イスケヨリ比賣の御作と稱せられる二首の歌も、哀嘆の情を詠じたもので、歡會に吟誦せらるべきものではなく、假に手研耳命が大和語に不鍛練であつたとしても、凄愴の氣を帶びた歌調に氣がつかぬ筈はなく、却つて禍を促したかも知れぬ。また三弟といひながら神八井耳命と綏靖天皇との行動のみを述べ、他の一柱(彥八井命)に言及しなかつたことも不可解で、要するに想像によつて後人が脚色した作り話とせねばならぬ。

紀の所傳は全く之と異り、鬩牆の因を次の如く叙述して居る。

其庶兄手研耳命、行年已長、久歷二朝機一、故亦委レ事而親レ之、然其王立操懈懷、本乖二仁義一、遂以二諒闇之際、威福自由一、苞二藏禍心一、圖レ害二二弟一、于レ時也、大歲己卯

此文によれば手研耳命は樞機に通ずることの故を以て、父天皇崩御後政權を掌握し、威福自在であつたので遂に非望を起し、弟皇子を殺害せんと企てたといふのである。其は宰相の權力が過大で、上を凌ぐ場合に起る事態であつて、外國の史書にも例のあることであるが、假に紀の所說の如く神渟名川耳尊が儲君であつたとしても、諒闇の際踐祚せられず、三ヶ年有餘も空位であつたとすれば、君臣の分は未だ定まつて居なかつたのであるから、縱ひ父天皇の御遺志に背く譏はあるにしても、年長で且國家に功勞があつた手研耳命が、衆に推されて登極せられる

ことは大なる罪惡ではなく、其百歳の後圓滿に皇位を授受せられることも可能であるから、必しも兄皇子を殺害するにも及ばなかつた筈である。萬一弟皇子が繼承權を主張して讓らなかつたとするならば、手研耳命にも十分の理由があるのであるから（第一〇頁）、正當防衛の爲に反抗者を除かんと企てたとしても、敢て理不盡といふことは出來ぬ。殊に後記の如く神渟名川耳尊の立太子には大なる疑があるのであるから、此一節は後人が曲を手研耳命に歸する爲に案出したものとせねばならぬ。

最も注意を要するのは、こゝに太歳をあげたことで、前卷序說（第三二頁以下）に論じたやうに、此當時の年次干支は後日推算によつて配當したものであるが、通例は即位の年にのみ之を掲げることゝして居るのに、綏靖紀に限り、此年と次の即位の年と二年つゞけて太歳干支をあげてある。此は編者が此年を極めて重要視した爲と推定するの外はなく、父天皇の崩御後三ヶ年に亙つた繼位戰が一段落を

告げ、手研耳命が一旦即位せられたといふやうな傳承が存したので、全然之を抹殺することを憚り、太歳に託して暗示したのではあるまいか。若し然りとせば兩皇子を除かうとしたことも、弟皇子が自衛の爲、兄皇子を殺害に及んだといふことも理由があるやうで、紀によれば其顚末は次の通りである。

冬十一月、神渟名川耳尊與㆓兄神八井耳命㆒陰知㆓其志㆒而善防㆑之、至㆓於山陵事畢㆒、乃使㆘弓部稚彦造㆑弓、倭鍛部（カヌチ）天津眞浦造㆓眞麛鏃㆒、矢部作㆖箭、及㆓弓矢既成㆒神渟名川耳尊、欲㆔以射㆓殺手研耳命㆒、會有㆓手研耳命於片丘大窨中㆒獨臥㆓于大牀㆒、時神渟名川耳尊、謂㆓神八井耳命㆒曰、今適其時也、夫言貴㆑密、事宜㆑愼、故我之陰謀本無㆓預者㆒、今日之事、唯吾與㆑爾自行㆑之耳、吾當㆔先開㆓窨戸㆒、爾其射之、因相隨進入、神渟名川耳尊突㆓開其戸㆒、神八井耳命則手脚戰慄、不㆑能㆑放㆑矢、時神渟名川耳尊掣㆓取其兄所㆑持弓矢㆒而、射㆓手研耳命㆒、一發中㆑胸、再發中㆑背、遂殺㆑之

陰謀といひ、唯吾與ﾚ爾自行ﾚ之耳といふ言葉が、神渟名川耳命の口から出たとした所を見ると、尠くとも紀の編者は此擧を以て正々堂々の戰とは認めず、奇襲又は暗殺としたものゝやうであるが、主將のみをあげて部隊の行動を默殺することは古傳の例であるから(六一―二六頁)、此場合も兵衆を率ゐて押寄せられたのかも知れぬ。新に鋭利なる兵器を作製せしめられたとあるのも、準備の周到なることを表現する一形式で、穴穗箭、輕箭(允恭記)など、同例である。眞麛鏃は鹿角を以て製した矢鏃の謂で、――麛は鹿兒を意味する字であるが、此は單に鹿の義に用ひられたので(五一―五五頁)、鹿兒弓鹿兒矢卽ち狩獵用弓箭と區別する爲に、特に鏃の字をそへたものと思はれる――金屬を以て製することを知らなかつた時代には、最も鋭利なものとせられたことは勿論である。弓箭製作を命ぜられたとある工人は、必しも其當時の實在者ではなく、上代の大和人が代表的と考へた人名なることは疑なく、カヌチ(鍛部)天津マラ(眞浦は借字)の如きは、高天原傳說にもあら

はれた知名の工人である(三―一〇七頁)。弓部稚彦もユミのワカヒコといふ舊訓に誤なしとすれば、造弓に妙を得たので、ユミといふ綽名を得たものとすべきであるが、部の字を添へてあるのみならず、次の矢部にはヤハギといふ訓が與へてあるから、之に相當する呼稱が存したのかも知れぬ。或はユミベ又はユゲと訓み、或は弓削部と改記したものもあるが(玉屋本)、ユゲベは本來ユゲヒ(靫負)部の轉呼で、弓削とかくのは當字であるのみならず、此時代に竹木材を削つて製る弓があつた筈はなく、特に造弓工人部を設けられたとも思はれぬから、部の字はヤハギを矢部と書いたのと同様に、意を以て添加せられたのであらう。

手研耳命は當時片丘の大窨に居たとある。窨は貶黜の意を以て用ひた字で、ムロ又はムロヤと訓み、室(室屋)を意味し、葛城の片丘(今の北葛城郡王寺村界隈)に構築した大邸宅をいふのである。其屋內に臥床中であつたとあるのは、二皇子

が單身潛入らせれたといふ印象を强める爲の潤色で、上代の居住制度によれば貴人の公宅は部下の男子の共住屋卽ちヤス（彌栖）であるから、晝夜共に獨居は稀有で、私房の設は嬬屋（ツマ）の外には存在しなかつたが故に、若し片丘に押寄せたことが事實であつたとすれば、守備の懈怠に乘じて部衆を率ゐて奇襲せられたものと了解するの外はなく、從つて殺害の場面も想像によつて描寫せられたものと見ざるを得ぬ。一發、再發は舊訓ヒトサ、フタサとあり、サはサシ（刺）の原語である。

記は上述の如く此事件をタギシミミの命が狹井河の邸宅に留宿中のことゝして居るので、兩皇子は母后の諷示を耳にして卽時決行せられたかのやうに說いて居る。卽ち

乃ちタギシミミを殺せ（シ）んとする時、神沼河耳命その兄（イロセ）神八井耳命に、那泥汝（イマシ）命（ミコト）兵（ツハモノ）もち、入りてタギシミミを殺せと曰ひたまふ。故兵もち入りて殺せんとする時、手足和那那岐て得殺せざりき。故爾に其弟（イロト）神沼河耳命その兄の持

てる兵を乞ひ取りて、入りてタギシミミの命を殺せたまひき、故その御名を

稱へて建沼河耳命と謂す

ナネのナは汝を意味し、ネはアニ(兄)、アネ(姉)とも轉用せられる敬語であるから、口語の兄サンの意とも了解せられるが、萬葉集四卷の坂上郎女が其女大孃に與へた歌にも「ナネが戀ふれぞ」と用ひた例のある所を見ると、單なる二人稱敬語で、こゝでは汝命とつゞけてあるから、呼格として用ひられたものとすべきである。兄弟はイロセ、イロトと訓み、貴族の男子の長幼を區別する呼稱である(四—二六頁)。神八井耳命が手足ワナナキて殺し得なかつたとあるのは、紀の手脚戰慄不レ能レ放レ矢にあたり、後記避讓の伏線とする爲の潤色に過ぎず、ワナナキは副詞ワナワナに活用語尾キを添へたもので、ヲノノキともいふ。

手研耳命は右の如き最後を遂げたが、其が重大な結果を齎したであらうと思はれることは序說に述べた通りで、次の如く想像せられるのである。

(イ)手研耳命は日向國から父天皇に伴はれたのであるから、明記せられて居らぬが、戰功も少くはなかつた筈で、年長でもあり、紀の所傳の如く樞機にも參與せられたとすれば、世の信望が篤かつたものとせねばならぬ。

(ロ)高齢まで獨身生活をつゞけられた筈はないから、先住豪族の女を娶り、幾人かの子女を設けられたことは必然であるが、其姻戚は三島の賀茂氏のやうに有力ではなかつたものと思はれる。

(ハ)葛城の片丘に居住したとあるから〔紀〕、其附近は此皇子の領地であつたとすべきで、今の上牧村及志津見村の丘陵地(旁岡カタヲカ)を背に負ひ、大和川の本流を前に控へた形勝の地に大邸宅(ムロ)を構へて居られたのであらう。

(ニ)賀茂氏族は吾田の隼人の出なる此皇子を奉戴することを希望せず、自族の血を享けた神渟名川耳尊を擁立せんとした。之が爲に諒闇に際し繼位戰が勃發し、久しく皇位が定まらなかつたが、結局手研耳命に有利で、或は一旦踐

祚せられたのではないかとすら考へられる。

(ホ)弟皇子は危難の身に及ばんことを虞れ、奇襲を敢行して手研耳命を殺害した。遺族及腹心が之を雲煙過眼視しなかつたことは勿論で、復讐を企てたが失敗に歸したやうで、口碑にも殘らなかつた。

(ヘ)全然想像に過ぎぬが、手研耳命を奉じたのは東征の軍衆就中吾田の隼人、筑紫の宗像氏及內海沿岸から供奉したスハ族及海人族で、賀茂氏を中心とする木族の大衆に抗しがたく、其々本鄕に退却し、手研耳命の王子中にも之と行動を共にしたものもあつたと思はれる。其他の子女は母氏族の籍についた爲、大和には此皇子の後胤と稱するものが殘らなかつたのであらう。

(ト)此內亂の結果、神武天皇が開拓せられた山陽道、西海道の沿岸一帶は全く大和朝廷から離背し、綏靖天皇の配下には木族及之と融和した他種族のものゝみが殘つた。東征部衆の子孫もまた木族人を母とするものは、之と行動を共

にしたことは勿論である。

（チ）右の如く神武天皇の偉業が天皇御一代を以て崩壞したのは悲しむべきことであるが、之によつて天孫氏と木族との間に鞏固なる團結が形成せられ、優越なる高天ー木文化が生まれて、徐々に四隣に及ぼし、十數代の後に至つて大八洲統一の皇謨が完全に達成せられたのである。所謂神代傳說即ち日向以前の皇室の歷史に木族傳說の色彩が濃厚であるのは、右の事情の反映と見るべきである。

手研耳命の事蹟は右を以て終りとするが、之に附帶して、季皇子なる綏靖天皇が皇位を繼承せられた經緯を記には次の如く敍して居る。

爾に神八井耳命、弟建沼河耳命に讓りて曰（マヲ）しく、吾は仇を不能殺（エシセズ）、汝命既に仇を得殺せたまひぬ。故吾は兄（コノカミ）なれども、上たるべからず、是を以て汝命

上として天の下を治らせ、僕は汝命を扶けて忌人として仕へ奉らむと曰しき忌人はイハヒビトと訓み、イハヒヌシ(齋主)にあらざる神職の總稱として用ひたもの、やうである。屢〻述べたやうに上代に於ては、祖神の祭祀は其嫡統が之に任ずべきものとせられたから、皇室に於ても其例にもれず、崇神天皇の御代まで皇祖神の御靈代たる寶鏡が宮殿内に安置せられたことは、史書の明記する所で、天皇御自身が齋主であつたのであるから、之が補佐役といふ意を以て扶ニ汝命ニ爲ニ忌人ニ而仕奉也というたのである。上代の政治は祭祀を第一とし、總括してマツリゴト(祭事)ともいふのであるから、忌人となるといふのは必しも俗事を避ける意味ではなく、治政にも補佐役卽ち宰相として奉仕する謂と解すべきであらう。

さりながら此一節は季皇子が長兄を超えて承統せられた理由の說明で、崇神紀、垂仁紀、應神紀(記)及仁德紀にも之に類した記事があり、長子相續が社會一般の通則と認められるやうになつてから、附加へたものではないかと思はれる。次章

に於て詳論するやうに、上代に於ては定まつた皇位繼承法は存せず、其時の事情によつておのづから決定したもの丶やうであるから、神八井耳命には最初から繼位の欲望もなく、臣下も亦之を推戴しなかつたとしても、少しも奇とすべきことではない。殊に外伯(叔)父天日方奇日方(第一卷二五一頁)の後をうけて母氏を相續して居られたとすれば、皇族復歸は困難であつた筈であるから、一意弟皇子の擁立に努力せられたものと解する方が妥當である。さればこそ紀には父天皇御在世中に神渟名川耳尊を皇太子と定められたと記述して居るのであるが、第一卷序說(第一六頁)にも論じたやうに、此時代に立太子式または布告が擧行せられた筈はなく、且上記手研耳命との爭鬪から推しても、父天皇崩御の際には儲位は尙確定して居なかつたものとせねばならぬ。其故に紀にも記と同一の傳承を次の如く漢譯して掲載して居るのである。

於レ是神八井耳命懣然自服、讓ニ於神渟名川耳尊一曰、吾是乃兄而懦弱不レ能レ致レ

果、今汝特挺ニ神武一自誅ニ元惡一、宜哉乎、汝之光ニ臨天位一以承ニ皇祖之業一、吾當ニ爲レ汝輔レ之奉ニ典神祇一者、是卽多臣之始祖也

文中宜哉乎云々とあるのは、立太子の記事と首尾を合さむが爲で、父天皇の御眼がねにかなうて儲位に定められたのも當然であるといふ意が含まれて居るもの丶やうに了解せられる。若し然りとすれば上の讓ニ於神渟川耳尊一と抵觸すること宜長の說の通りであるが〔記傳二〇〕、讓は讓位といふことの外に、謙讓の義とも解し得られるから、哉乎の二字を除いて讀むべしとする通釋の說は速斷である。萬一古事記に準じて紀の文を改竄せねばならぬとすれば、先づ立太子の條を抹殺すべきであるが、眞僞はともかくも、其は絕對に許されぬことである。

紀の敍述は純然たる漢文であるから、音訓併讀を可とし、必ずしも國語に引直すことを必要とせぬが、舊訓中には一二不可解のものがあるから、此序に釋明を試みる。澹然自服はハヂテウベナヒヌと旁訓せられて居るが、自服にはウベナフ

（肯定）といふ意はなく、懣は悶と同義で、名義抄にも懣然にマドフと訓してあるから、若しハヂに充てたものとすれば慙の誤記であるかも知れぬ。さらば四字をつゞけて宣長訓の如くハヂカシコミテとすべきであらう。不能致果はイシキナカラズとイシキナキコトとの二様に旁訓せられて居るが、若し兩訓が同義なりとすれば、イシキはユユシキと同じく齋又は忌の意の原語イ（ユ）の活用形容詞の一形態で、神聖と嫌忌との二義があるから、前者によればイシキ（コト）ナシといふべく、後者に從へばイシキ（コト）ナカラズ、即ちイシ（忌忌シイ）というて然るべきである。通證にイシキをイミジキと同語としたのは當を得て居るが、第一義のみを以て牽強したのは語原に詳しからざるものといはねばならぬ。

神八井耳命及其子孫については更に第四章に於て述べる。

第二章　天津日嗣

皇統略譜―高丘宮―浮孔宮―曲峽宮―池心宮―秋津島宮―廬戸宮―境原宮―率川宮

綏靖天皇から開化天皇に至る八代は直系承統であるが、必しも長子(長孫)相續ではなく、ほゞ確實に長皇子と推定し得られるのは孝昭天皇御一柱である。其は序說(第四頁)に述べた事情によるの外、年長皇子は父天皇に先ちて薨去せられたこともあり得るからで、其場合皇長孫が、叔仲季父を超えて承統せられるやうな制度は存在しなかつたやうである。本章に於ては主として御歷代の尊號と皇居及陵墓とを擧示しようとするのであるが、御親緣關係を明にせんが爲には、先づ略系譜を揭げる必要があると信ずる。之に關しては紀記一致せぬ點が多く、用字もま

た一様ではないから、一表にまとめることは困難であるが、便宜のため同號異文は紀に從ひ、同人異名は之を連記し、異名異人は、正訛の判斷は次章以下に讓つて、こゝには盡く之を列擧し、舊事本紀にあげた異傳をも併錄する。

神渟名川耳（綏靖）天皇　母媛蹈鞴五十鈴媛命

─礎城津彦玉手看（安寧）天皇　母五十鈴依媛命（紀）─師木之河俣毘賣（記）

─息石耳命（紀）　母渟名底仲媛命─常津彦某兄（紀一云）─常根津日子伊呂泥命（記）　母師木之阿久斗比賣

─大日本彦耜友（懿德）天皇　母渟名底仲媛命（紀）─師木之阿久斗比賣（記）

─磯城津彦命（紀一云）─師木津日子命（記）　母阿久斗比賣

─手研彦奇友背命（舊）

─觀松彦香殖稻（孝昭）天皇　母天豐津媛命（紀）─師木之飯日比賣

─武石彦奇友背命（紀一云）─多藝志比古命（記）　母飯日比賣─武彦奇友

背命〔舊〕

天足彥國押人命〔紀〕母世襲足媛――天押帶日子命〔記〕母余曾多本毘賣命

日本足彥國押人〔孝安〕天皇　母世襲足媛〔紀〕――余曾多本毘賣命〔記〕

大吉備諸進命〔記〕母忍鹿比賣命

大日本根子彥太瓊〔孝靈〕天皇　母押媛〔紀〕――忍鹿比賣命〔記〕

大日本根子彥國牽〔孝元〕天皇　母磯城之細媛命〔紀〕――十市之細比賣命〔記〕

千千速比賣命〔記〕母春日之千千速眞若比賣命

倭迹迹日百襲姬命〔紀〕母倭國香媛――夜麻登登母母曾毘賣命〔記〕母意富

夜麻登玖邇阿禮比賣命

日子刺肩別命〔記〕母同右

彥五十狹芹〔亦名吉備津彥〕命〔紀〕母同右――比古伊佐勢理毘古〔亦名大吉備

津日子〕命〔記〕母同右

倭迹迹稚屋姫命（紀） 母同右――倭飛羽矢若屋比賣命（記） 母同右

彦狹嶋命（紀） 母絙某弟――日子寤間命（記） 母蠅伊呂杼

稚武彦命（紀） 母同右――若日子建吉備津日子命（記） 母同右

大彦命 母鬱色謎命

稚日本根子彦大日日（開化）天皇 母同右

倭迹迹姫命（紀） 母同右

少彦男心命（紀一云） 母同右――少名彦建猪心命（記） 母同右（天皇ノ御兄トセラレテ居ル）

彦太忍信命 母伊香色謎命

武埴安彦命 母河内之埴安媛

彦湯産隅命 母丹波之竹野媛――亦名彦蒋簀命（紀）

彦坐王 母姥津媛

御間城入彦五十瓊殖（崇神）天皇 母伊香色謎命

┌御眞津比賣命〔記〕母伊迦賀色許賣命
└建豐波豆羅和氣〔記〕母葛城之鸇比賣――武歯頬命〔舊〕

以下歷代別に記述する。

綏靖天皇

尊號 神渟名川耳尊〔紀〕――神沼河耳命又は建沼河耳尊〔記〕。御名の義は前卷(第二二五頁)に述べた通りである。紀には此天皇の風采及性格を次の如く記述して居る。

天皇風姿岐嶷、少有二雄拔之氣一及レ壯容貌魁偉、武藝過レ人、而志尙二沉毅一、至二四十八歲一、神日本磐余彥天皇崩、時神渟名川耳尊、孝性純深、悲慕無レ已、特留二心於哀葬之事一

これは君德おのづから備はつて居たといふ意味で、手研耳命を殺して位に卽かれたことの辯護である。沉毅は刊本には沆毅とあり、沆は弘とも通じ、論語にも弘

毅といふ用例があるが、其意を以て沉の字を用ひたとすれば、奇を好むものといはねばならぬから、恐らくは沉の變體であらう。——舊事本紀には志尙沉默とある——從つてオヱコシ又はオゴコシとした旁訓もあたらぬやうである。

皇居　都㆓葛城㆒是謂㆓高丘宮㆒〔紀〕、坐㆓葛城高岡宮㆒治㆓天下㆒也〔記〕とある。高丘といふ地名は他に所見がないから確說することは出來ぬが、大和志は葛上郡森脇村（今の南葛城郡吐田鄕村大字森脇）を以て之に擬して居る。其地は和名抄に葛上郡高宮（多賀美也）とあるに當り、磐之媛皇后の御歌にも「カツラギ高宮我家(ワギヘ)のあたり」（仁德紀）とあるやうに、葛城氏の占據地で、高尾張とも呼ばれ（第一卷、五九頁）、味師內宿禰が母系によつて之を相續するまでは、尾張連家の支配に屬したのであるが、殊に神武天皇の御代には民衆中尙皇室に心服するに至らぬものがあつたので、皇子の一柱を配して鎭壓せしめられたのであらう。建といふ美稱を御名に冠したのも、御兄手研耳命を殺害せられたからではなく、此地方の住民が皇子

の武勇を稱へて奉つたのであるかも知れぬ。

陵墓　倭桃花鳥田丘上〔紀〕――衝田岡〔記〕。　大和志には在二慈明寺村東南丘一、俗謂二主膳冢一とし、現在白橿村大字四條の東方に擬定せられて居るが、尙異說が存する。ツキタとツキサカ（築坂、桃花鳥坂）とは類名であるので、同村大字鳥屋方面に之を物色し、其北方大字池尻の八幡宮を遺跡とする說もあるといふことであるが〔地名辭書〕、ツキタは槻田卽ち營田（佃）の意で、――桃花色の染料となる草をツキ（トキ）草といひ、轉じて同じ色の鳥の名にも用ひられ、和名抄にも鴇を豆木と訓し、日本紀私記云桃花鳥とあるのであるが、こゝは借字である――一地點の固有名ではなく、沮洳を疏した耕地をいふのであるから、寧ろ河川に近い地域の名とすべきである。安寧、懿德兩天皇の御陵も畝傍にある所を見ると、神武陵を繞つて設けられたものと想像せられ、大和志の說が若干根據のあるものとすれば、之に從ふべきであらう。

安寧天皇

尊號　磯城津彥玉手看尊（紀）――師木津日子玉手見命（記）。紀に母曰五十鈴依媛命、事代主神之少女也とあるが、シキツ彥と名乘られた所を見ると、磯城縣主川派媛の所生とする一傳を可とすべきで、記にも御母は師木の河俣毘賣とある（次章參照）。磯城に於て降誕生長せられたから此名を以て呼びまゐらせたので、後日玉ツ御身といふ尊號を上り、音便によつてタマテミと稱へたのであらう。タマテと稱する地點も畝傍及片鹽を距ること遠からざる所に存するが、複合名號に地名のみを用ひた例はない。

皇居　二年遷都於片鹽、是謂浮孔宮（紀）――片鹽浮穴宮（記）。片鹽は紀の舊訓にカタシホとあり、大和志は葛下郡三倉堂村を之に擬したが、――此地は北葛城郡高田町の南に接し、近年此說に基いて浮孔村といふ名が與へられた――此天皇は後章に論述するやうに、淡路方面にも勢力を伸ばされた形跡が顯著であるか

ら、大和川を下つて河內に進出せられたことは極めて有り得べきで、片鹽は萬葉集九卷の見二河內大橋獨去娘子一歌に「しなてる片足羽川のさ丹塗の大橋の上ゆ」とある片足羽と同地なりとする眞淵說に從ふべきであらう〔記傳〕。此地は續紀養老四年の條下に河內國堅下堅上二郡更號二大縣郡一とある堅下堅上にあたり、今も中河內郡に其名を存する。雄略紀に見える堅磐固安錢も、當時の歸化人の多くが河內國に居住した所を見ると、河內を本貫としたので堅磐（此云二柯陀之波一とある）と冠稱せられたのであらう。若し然りとすれば片足羽もカタシハと稱へたものとすべきで、越前國足羽郡に隣する今立郡の一地にも加多志波神社といふ社があるから〔式〕、此語はカタ（旁）とアスハ（足羽）といふ二語分子より成立するもの丶やうで、アスハはスハ族の名を負うたのであらう（四―一七五頁）。堅上堅下は略字で、カタシハのカミ、カタシハのシモをいひ、礒城ノ上を城上（之岐乃加美）、葛城下を葛下（加豆良木乃之毛）と書くやうに〔和〕、地名二字の規定に從ひ省約したのである。

ウキアナは大キ穴を意味し、地物によつて與へられた地名で、姓氏錄河內神別にも浮穴直の名が見え、仁明朝女孺河內國若江郡の人浮穴直永子に春江宿禰の姓を賜はつたとあるから〔續後紀〕、其ころまで存したことは明であるが、後世に傳はらなかつたやうである。

天皇が此地に進出せられたのは、母族師木氏の應援によること勿論で、大縣郡の西に接して志紀郡があり〔和〕、志幾大縣主が之を領した。此氏は姓氏錄には神八井耳命の後とあるが、古事記に列擧した此皇子の後裔中には見えぬから、恐らくは後世その名跡を繼承したので、安寧朝ころには大和の師木氏の一族が旣にここに占據して居たか、若くは天皇に供奉して大和から來住した其族人が此地に定着して、シキの縣主と名乘つたのであらう。紀に卽位の翌年遷都とせられたとあるのは、必しも文飾ではあるまい。

陵墓　畝傍山南御陰井上〔紀〕——畝火山之美富登〔記〕——畝傍山西南御蔭井上

〔式〕。白檮村大字吉田の一丘山にあり、其東南麓の一井を今もミカゲ井と稱へて居る。ミホトのミはマに通ずる接頭語、ホトは秀處の義であるが、下腹部の意にも轉用せられるので（第一卷二三七頁）、御陰の二字をあてたのであるが、後日之を諱んで諸陵式の如く改められたか、若くは本初からミホドの井といふ名の外にミカゲ井といふ呼稱が併存したのであらう。ミカゲ井といふ名は播磨風土記にも見え、萬葉集第一卷藤原宮御井ノ歌にも、「日の御影の水こそは常に有(アル)らめ御井の清水」と賦せられて居る。此歌のミカゲの表面の意味は皇居であるが〔古語大辭典〕、ミ（水）カキ（圍）にいひかけたことも有り得べく、この井は全く此意によつて名づけられたのであらう。

右の如く畝傍に歸葬せられたのは、御父祖の陵墓の地なると同時に、浮孔宮が永久的皇居ではなく、行在所であつたことを想像せしめるに足るもので、河內駐蹕は上記の如く攝河泉及淡路島方面懷柔の爲であつたのであらう。

懿德天皇

尊號　大日本彦耜友尊〔紀〕——大倭日子鉏友命〔記〕——日本彦耜友尊〔舊〕。大日本（大倭）は單にヤマトとも訓むことがあるので、舊事本紀には大の字を省いたのであらうが、記には意富夜麻登久邇阿禮比賣の如く假字書した例もあるから、大は美稱として冠せられたものと見るべきである。大ヤマト（ヤマト）は皇室の御稱號として氏名と同樣に用ひられたので、此天皇を始とし、男性は大ヤマト彦又はヤマト彦、女性はヤマト姫又はヤマト何々姫と稱するやうになつた。御兄弟の他の皇子が此稱號を用ひられなかつたのは、他氏族に就かれたか、若くは新に一家を興された爲で、大日本彦と名乘り皇室に留まられたが故に、此皇子が皇位を繼承せられたのである。スキトモのスキはシキ（磯城）に通じ、トモは大伴のトモと同じく部隊を意味する語で、恐らくは外戚たる師木氏族の部衆の總帥としてスキトモの皇子と申上げたのであらう。——倭建命の東方遠征に供奉した御鉏友耳

建日子〔記〕のスキトモは別義である〔第四卷參照〕、――されば御生母も磯城氏出身とすべく、紀に母曰ニ渟名底仲媛命一事代主神孫鴨王(カモノミコ)女也とあるのは誤傳で、安寧紀に一書云としてあげた磯城縣主葉江女川津媛の所生であらう。記にも母妃は師木縣主殿延之女阿久斗比賣とあるのである〔次章參照〕。

皇居　二年遷ニ都於輕地一是謂ニ曲峽宮一〔紀〕――輕之境岡宮〔記〕。今では白橿村の東南部に大輕といふ字が殘つて居るのみであるが、古はその界隈をカルと總稱したのであらう。宮址については定說がないが、曲峽(マガリヲ)といひ、境岡といふのは地形稱呼で、現在の大輕と見瀨との中間を俚俗サカキハラと稱へるといふことであるから〔通證〕、或は孝元天皇の皇居境原宮と同一地であるかも知れぬ。此は卽位前からの宮居で、父天皇の崩御後朝廷がこゝに移つたのであらう。浮孔宮は上述のやうに行在所であつたから、皇族は依然として畝傍附近に占住して居られたものと思はれる。

陵墓　畝傍山南纖沙谿上〔紀〕——畝火山之眞名子谷上〔記〕。畝傍山の南側に存する。マナコはマ（眞）ニ（土）コ（粉）の轉呼で、イサゴ（砂）に對し粉土を意味するから、纖沙の二字を假用したのであらう。

孝昭天皇

尊號　觀松彥香殖稻尊〔紀〕——御眞津日子訶惠志泥命〔記〕。觀松又は御眞津はミマツに充てた假字で、ツは助語、ミは敬語、マ（間）は地區の義にも用ひられるから、ミマは御料地といふ程の意であるが、天皇の大御縣と區別する爲に、臣籍に降下せざる皇族に與へられた湯沐邑を特にミマと稱したものゝやうで　崇神天皇の御妹にも、又同じ天皇の妃で大毘古命の王女にも御眞津比賣命といふ名が見え〔記〕、國造本紀には意岐（隱岐）及長（阿波）の國造の祖として觀松彥伊呂止命をあげ、播磨風土記の大三間津日子命は爾時王勅云々とあるから〔餝磨郡〕、皇族なることは疑なく、其外に彌麻都比古命といふ人もある〔同書讃容郡邑寶里〕。天皇が此

名を負はされたのはミマで降誕あらせられたからで、從つて御母は皇族であらねばならず、紀に母皇后曰二天豐津媛命一息石耳命之女也とあるを正傳とし、師木の賦登麻和訶比賣命の所生とする記の傳は誤とせざるを得ぬ。カヱシネの語義は確說がないが、シネはチネ(主禰)の轉呼で(四—五八頁)、カヱはカ(上)エ(兄)二語より成り、大兄君の意を以てカヱシネの命と申上げたのであるかも知れぬ。母韻が重疊する場合、エが半母韻ヱとなるのは、上代の發音法の通則である(六一—二三〇頁參照)。

皇居　遷二都於掖上一是謂二池心宮一(紀)——葛城掖上宮(記)。大和志は御所と池之内(今秋津村の大字)との中間蓬原を遺蹟として居る。——舊名大葦古原とあるのは仁德天皇の御製から附會したもの〻やうである——上古掖上と總稱せられた地域内に屬し、池の址なるによつて池之内の名を負うたものと思はれるから、池心宮が其附近に存したことは疑がないが、池心は果して字の通りの意義であつた

か、舊訓の如くイケココロと稱へたかは尙一考を要する問題である。心は田心姬〔神代紀〕の如くコリの假字にも用ひられるから、或はこれもイケコリと訓み、イケシリ(池尻)に對し、池頭を意味したのかも知れぬ。いづれにしても此界隈は皇族のミマ(采邑)であつたのであらう。

陵墓　掖上博多山上〔紀〕〔記〕。御所町の南西に隣接する三室村(今大正村に屬す)に存する。ミムロといふ地名も御諸と同じく、陵墓から出たのであらう〔古語大辭典〕。紀に大葬を孝安天皇の三十八年秋八月丙子朔己丑としたのは、據のあることかも知れぬが、說明が與へられて居らぬので、舊事本紀には崩御の記事につゞけて、明年八月葬二於掖上博多山上陵一と改訂し、信友校定によれば三年秋八月庚午朔己丑とした古本もあるといふが、いづれも確證はないことであるから、或は山陵志の說の如く一旦他に埋葬したのを、故あつて後日移轉せられたといふ傳說が存したのかも知れぬ。前四代の陵墓が皆畝傍山附近に設けられたのに、此天皇以

後多くは皇居に近い地點が選ばれたのも理由があつたのであらう。

孝安天皇

尊號　日本足彥國押人尊〔紀〕――大倭帶日子國忍人命〔記〕。足、帶はタラシと訓ませて居る。タリ（足）の使動詞形はタシであるが、タラシとも言ひ得るので、タリチ（足主）の假字に用ひたのであるが、帶の字を充てたのはミ佩カシ（大刀）、ミ執ラシ（弓）等の例に準じ、結び垂れる帶をば上古ミ垂ラシと稱へたからであらう。此語は美稱として挿入したので、ヤマト（大ヤマト）彥といふと大差はない。押人のオシは天壓神のオスと同じく（第一卷一八四頁）、抑壓の義から統馭をいふに轉用せられたので、御兄皇子にも同一名號が用ひられて居るが、――其理由は第四章に述べる――尊稱であることはいふまでもない。御母は尾張（葛木）家の世襲足媛〔紀〕又は余曾多本毘賣〔記〕であるが、其氏名を襲用せられなかつたのは皇領に於て成人せられたからである。

宮居　遷ニ都於室地一是謂ニ秋津嶋宮一(紀)――葛城室之秋津嶋宮(記)。室は和名抄に葛上郡牟妻とある地で、今も秋津村の大字として其名を存する。父天皇の皇居を距ること遠からず、御卽位前からの宮居を其まゝ朝廷とせられたものと思はれる。アキツシマといふ名號の意義は、既に前巻(第二八〇頁)に述べた通りで、國號をアキツシマと稱へるのも此御代に始つたとする想定に誤なしとすれば、此天皇は單に御治世が長かつたといふばかりではなく、――紀には百二年とある――綏靖天皇以來四代の積德により、朝威益〻加はり、四方の民が秋津嶋宮の惠を仰いだからではあるまいか。記に大吉備諸進命(モロスミ)といふ皇子を擧げたのも、若し誤傳でないとすれば、吉備方面平定に着手せられたことを暗示するものであらう(第四章參照)。

陵墓　玉手丘上(紀)(記)。掖上村大字玉手に存する。皇居を距ること約半里の地點である。

孝靈天皇

尊號　大日本根子彥太瓊尊〔紀〕——大倭根子日子賦斗邇命〔記〕。大ヤマト彥に更にネコといふ稱呼をそへたので、ネはスクネ（宿禰）、オホネ（大禰）、タリネ（垂根）、マタネ（俣根）の如く用ひられ、根の意から系の義に轉じたのであるが、ネコといへば本系の子の謂と了解せられる。父天皇の御稱號のタラシと同じく、本來美稱的に用ひられたので、景行天皇の御子の中にも倭根子命（稚倭根子皇子）といふ名號が見え、天津日嗣には限らぬのであるが、次の孝元天皇の尊號にも之を冠し、開化天皇をも稚ヤマトネコ彥と申上げ、ヤマトネコの形に於ては淸寧、元明、元正天皇の謚號にも用ひられたのみならず、孝德天武二朝の詔勅に倭（日本）根子天皇とある所を見ると〔紀〕、天皇の御通號と見なされたのであらう。フトニの語義は太土で、後述の如く此朝に至り播磨吉備地方を征服せられたから、版圖が益加はつて大國となつたといふ意を以て尊號としたものと思はれる。御母の押媛

(忍鹿比賣命)は父天皇の姪とあるが、其御兩親は判明せぬ。紀には蓋天足彦國押人命之女乎とあるけれども〔刊本〕、——舊事本紀には此一句は除かれて居る——其文體によつても明なるが如く、後人が推測によつて註記したもので、孝安天皇の御兄弟は右の天足彦一柱であるから、姪とある以上此皇子の兒ならざる可からずとしたのであらうが、紀記に收錄した皇子女は決して全部を網羅したのでなく、殊に神武天皇から孝安天皇に至る六代の間に、一柱も姫御子の名は見えず、男皇子のみ降誕せられたとは考へられぬから、其名を逸したものが少くはなかつたとすべきであらう。されば此押媛(忍鹿比賣)の御父が天足彦以外の皇子であつたことも可能であり、又孝安天皇の御姉妹の一柱が或人を夫として生まれた御子であつても天皇からいへば姪である。此場合は恐らくは後者に屬するのであらう。

皇居　遷二都於黑田一是謂二廬戶宮一〔紀〕——黑田廬戶宮〔記〕。黑田は和名抄は城下郡黑田(久留多)鄕とある地で、今も磯城郡都村の大字として其名を留めて居る。

廬戸宮の遺跡は、大和志に黑田宮古二村の間なる都杜にありとあるが、廬戸は借字でイホトと訓み、イは接頭語、ホトは秀處（ホト）を意味するものと思はれるから、神名帳に城下郡富都神社とある地、即ち今の都村大字富本に存したのではあるまいか。前二代の皇居とは三里餘を隔てゝ居るが、恐らくは御母押媛の住宅が此附近にあつたので、其地に宮居せられたのであらう。紀には即位の前年十二月の條下に、皇太子遷二都於黑田一云々とあるが、特に地を選んで遷都せられたのでないことは御歴代と同樣で、紀に於ては即位は常に正月に行はれたものとし、――初期十代中除外例は安寧開化二朝のみである――遷都の記事を併記することを例として居るのであるが、こゝには之を倒叙したので、皇太子といふ稱號を用ひたに過ぎぬ。

陵墓　片丘馬坂〔紀〕〔記〕。北葛城郡王寺村馬坂（舊名馬背坂）の東に存する。前章に述べた手研耳命の邸宅附近で、形勝の地ではあるが、何が故に此處を選ばれ

たかは不明である。或は黒田は平地で陵墓に適せぬから、最も近い丘陵で且綏靖天皇以來の御料地であつた關係上、こゝに選定せられたのではあるまいか。

孝元天皇

尊號　大日本根子彦國牽尊（紀）――大倭根子日子國玖琉命（記）。クルはキ（來）の連體形で、國來（クニク）は民衆來服を意味する。此語を以て外人招致を表現した例は、有名な國牽傳說にもあり（一一一九〇頁以下）、紀がクルに牽の字をあてたのは之は因るものであらう。父天皇の餘威により、此御代に於ては兵力を用ひずして諸種族がおのづから歸服したので、此尊號を奉つたものと思はれる。但しどの地方まで皇化が及んだかは明示せられて居らぬ。

皇居　遷二都於輕地一、是謂二境原宮一（紀）――輕之堺原宮（記）。懿德天皇の宮處（ミヤコ）をも輕之境岡とする傳があり（記）、境原と境岡とは同一地點をいふものと思はれるから、昔の皇居のあつた地點に再び宮殿を建築して、踐祚前から居住せられたの

であらう。御生母眞舌媛（細比賣命）の住所が其西方に隣接する益田（今の久米村の南方）といふ地に存したと思れることは次章に考證する通りである。

陵墓　劒池嶋上〔紀〕——劒池之中岡上〔記〕。劒池は應神朝に作られたとあるが〔紀〕〔記〕、恐らくは其以前から存在した沼澤を、この御代に至り坡堤を築いて灌水用に供したことをいふのであらう。此池は今も白橿村大字石川に現存し、御陵は其南にあり、大和志によれば俗に中山家とよび、陵畔に六圓丘があるといふことである。嶋上又は中岡上とあるのは、南方から池中に突出した小丘上に存したからであらう。

開化天皇

尊號　稚日本根子彦大日日尊〔紀〕——若倭根子日子大毘毘命〔記〕。稚（若）と冠稱したのは、御同腹の兄皇子大彦命も本來大日本根子彦命の略稱であるから、之と區別する爲であらう。大日々（大毘々）のヒヒは秀胤の謂で、ヤマトヒコは上記

の如く必しも嫡統に限らぬ稱號であるから、大ヒヒを以て天津日嗣を表示したのである。宣長は父天皇の御稱號大倭根子に對して若倭根子と稱へ奉れるなりといふたが、若し其意ならば孝元天皇をも御父大日本根子彥太瓊（孝靈）天皇に對して稚日本根子と申上げた筈である。又毘々をミミの轉呼としたのも無稽で、ミミといふ敬稱をそへた名號が極めて多いに拘はらず、他に一も毘々または日々の字をあてた例がない。――太は紀の舊訓にフトとあり（釋紀帝皇系圖同斷）、若し正訓なりとせば、「太」の誤寫とせねばならぬが、記にも大毘毘命とあり、御兒大彥命をフトヒコと稱へて居らぬから、恐らくはヒヒをミミの轉呼と誤解したものが、太耳といふ有りふれた名號に倣うて訓みひがめたのであらう。

皇居　遷二都于春日之地一是謂二率川宮一（紀）――春日之伊邪河宮（記）。春日は紀に此云二箇酒鵝一と訓註せられ、和名抄には添上郡春日（加須加）郷とあり、今の奈良市界隈の總稱である。カスカは神栖處の意で（二一二二八頁）、之に春日といふ字

をあてたのは、春日カスム(霞)といふ緣によつてハルヒノ又はハルヒヲを枕詞としたから、之を轉用したのである。イザ川は春日山から流出する小河で、奈良市を貫通し、大安寺村の西方に於て佐保川に合する。率川宮址については定說がないが、今の春日野の邊と推定せられて居る。明徵はないが、當時此方面は物部氏の本據地で、――春日大縣主の占住した春日は次章に說くが如く十市のことである――母后鬱色謎命は此氏族の出なるが故に、天皇も此地に於て生長せられ、皇居をこゝに設けられたのではあるまいか。舊事本紀〔五卷〕物部系譜にすれば、ウマシマチの命以來、族長は大神を奉齋すとあるが、石上神宮は崇神朝に今の地に遷されたと明記してあるから、其以前の奉齋地はカスカ(神栖處)であつたかも知れぬ。此地は往古イザナギの神が祭祀せられたものゝやうで(二一―二二七頁以下)、饒速日命の子孫が其社にも奉仕したかは不明であるが、第一卷第一章〔四七頁〕に述べたやうな理由により鳥見から此地方に移つたことは有り得べきである。

陵墓　春日率川坂本〔紀〕――伊邪河之坂上〔記〕。近年奈良市三條通油坂北側林小路の舊念佛寺境内と決定し、修治を加へられた。坂本といふのも坂上（坂邊）と稱へるのも同意義で、奈良の都造營以前には、陵墓に適する丘陵地であつたのであらう。

以上の叙說によりて極めて漠然ではあるが、初期大和朝廷の輪廓を描出し得たと信ずる。之を要するに、傳說は殆ど散逸したけれども、朝廷は決して無爲にして化を求められたのではなく、大和の内に在つては豪族の懷柔に努められ、畿甸に對しては直接間接に皇化普及を圖られたので、崇神朝に於ける四道巡撫の大事業は、此期間に準備せられたのである。尚次章以下を參照せば想半ばに過ぎるものがあるであらう。

第三章　后妃皇女

后妃――賀茂氏――師木氏――葛木氏――物部氏――河内氏――丹波氏――皇族、皇別――皇女

貴族の嫁娶は上代に於ても純然たる相愛より成立するものは稀で、多少政略的意味を含んで居ることは既に屢〻述べた通りである。殊に外來者たる皇室に在つては、先住豪族を懷柔する上に於ても、皇族皇胤の繁榮を期する上に於ても、嫁娶は大なる政治的意義を有したのである。前篇第六卷に於て見るが如く、高千穗朝三代の歷史も此關係を明にしなかつたが故に、從來解釋に惱んだのであつた。其故に本卷に於ては特に此一章を設けて、后妃の出身と其政治的關係について可能なる限り論究を試みんとするのである。

第一卷序說(第一四頁)に述べたやうに、紀は體裁を齊一にする爲に、此時代に於ても嚴に皇后と妃とを區別して居るが、其皇后と稱するは次代の天皇の御母をいふに過ぎず、初期に於ては判明せぬ場合が多いので、傳ふる限りの妃名を盡く皇后の御名の異傳と見なし、一書云又は一云として分註して居る。其中には實際同人異名もあるが、多くは全然別人で、記は其一をあげて居るのである。右の如く兩書一致せず、頗る紛らはしいから左に先づ御代御代に分けて之を列擧する。

△高丘宮(綏靖)

(一)五十鈴依媛。卽天皇之姨也〔紀〕――春日縣主大日諸女糸織媛〔一書〕

(二)磯城縣主女川泒媛〔一書〕――師木縣主之祖河俣毘賣〔記〕

△浮孔宮(安寧)

(三)渟名底仲媛命亦曰渟名襲媛。事代主神孫鴨王女也〔紀〕――大間宿禰女糸井媛〔一書〕

（四）磯城縣主葉江女川津媛（一書）――河俣毘賣之兄縣主殿延之女阿久斗比賣（記）

△曲峽宮（懿德）

（五）天豐津媛命。息石耳命之女也（紀）

（六）磯城縣主葉江男・弟猪手女・泉媛（一云）

（七）磯城縣主太眞稚彥女飯日媛（一云）――師木縣主之祖賦登麻和訶比賣命、亦名飯日比賣命（記）

△池心宮（孝昭）

（八）世襲足媛。尾張連遠祖瀛津世襲之妹也（紀）――尾張連之祖奧津余曾之妹余曾多本毘賣命（記）

（九）磯城縣主葉江女渟名城津媛（一云）

（一〇）倭國豐秋狹太媛女大井媛（一云）

△秋津嶋宮（孝安）

（一一）姪押媛（紀）——姪忍鹿比賣命（記）

（一二）磯城縣主葉江女長媛（一云）

（一三）十市縣主五十坂彥女五十坂媛（一云）

△廬戶宮（孝靈）

（一四）細媛命。　磯城縣主大目之女也（紀）——十市縣主之祖大目之女、名ハ細比賣命（記）——十市縣主等祖女眞舌媛（一云）

（一五）春日千乳早山香媛（一云）——春日之千千速眞若比賣（記）

（一六）倭國香媛亦名絙某姉（紀）——意富夜麻登玖邇阿禮比賣命（記）

（一七）絙某弟（紀）——繩伊呂杼（記）

△境原宮（孝元）

（一八）欝色謎命。　穗積臣遠祖欝色雄命之妹也（紀）——穗積臣等之祖內色許男命妹內色許賣命（記）

(一九)伊香色謎命。　物部氏遠祖大綜麻杵之女也(紀)――内色許男命之女伊迦賀色

許賣命(記)

(二〇)河内青玉繋女埴安媛(紀)――河内青玉之女名ハ波邇夜須毘賣(記)

△率川宮(開化)

伊香色謎命(前出)

(二一)丹波竹野媛(紀)――丹波之大縣主名ハ由碁理之女竹野比賣(記)

(二二)和珥臣遠祖姥津命之妹姥津媛(紀)――丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹、意祁

都比賣命(記)

(二三)葛城之垂見宿禰之女鸇比賣(記)

上掲の如く異名同人と認められるものも少くはないが、之を除いても尚二十三名を算し、――便宜のため番號を頭書した――氏族別にすると賀茂氏に屬するもの五名(又は四名)、師木氏六名(又は七名)、葛木氏二名、物部氏二名、河内氏及丹

波氏各一名、皇族又は皇別六名である。其は諸氏族と皇室との關係を暗示し、一面に於て各氏の勢力の消長を物語るもので、極めて貴重な史料であるから、以下氏族順に說明を進める。

賀茂氏

五十鈴媛命が大物主または事代主の神裔と稱せられたのは、賀茂氏(三島家)の嫡統を意味すること、既に前卷(第二三四頁以下)に詳論した通りである。神武天皇時代の族長は天日方奇日方命で(第一卷二五一頁)、後記の如く鴨王とも呼ばれたが、我上代の母系氏族制度によれば、族長は恆に男子であつても、血統は其姉妹によつて傳はり、其所生の男子が次の族長となるのであるから、五十鈴媛命を母とする皇子中、大統を繼がれなかつた神八井耳命が相續せられた筈である。然るに其子孫が賀茂氏または三島氏を名乘らずして多臣と稱したのは、オホといふ地に居住したからで(次章參照)、族人は賀茂氏卽ち木族であつたのであらう。然らば天日

方奇日方の子孫はどうなつたかといふに、其々母氏に就き其族長となつたものもあるやうである。和州五郡神社神名帳大略註解といふ書に引いた十市縣主系譜によれば、鴨王命は一名を天日方命といひ、春日縣主の祖で、四世の孫五十坂彦に至り、孝昭天皇の御代に春日を改めて十市と稱へるやうになつたとある。私は未だ此書を一讀する機會を有せぬが、通釋によれば文安三年(室町時代)牟佐神社の禰宜宮道君某の述といふ奥書があり、十市、高市、宇智、吉野、宇陀の五郡の神社を記註したものであるが、近年右の牟佐神社の社家から十市高市二郡の殘闕を發見したといふことである。中世以降の社記には俗説虚構が多く混入して居るから、どの程度まで信用して可なるものか不明であるが、此春日が今の奈良の春日ではなく、十市の舊名であるといふことは、同書に引いた多神宮註進狀にも、皇弟神八井耳命自二帝宮一以降二居於當國春日縣一、後改二十市縣一とあり、當時の氏族分布その他の事情に鑑みても事實とすべきで、從つて鴨王命の子が其縣主家を相續した

に多村ことをも肯定せねばならぬ。其が木族の一支なるべきは疑のないことで、かるれは思と門一同と命媛鈴十五、もて見を所ぬらか遠とこる距を井狭、し接近

ら、一括して賀茂氏とする。但し十市（春日）縣主家の世次については尙疑點があるが、其は次々の人名を說く場合に論述することにする。此氏族出身の后妃は左の通りである。

（一）五十鈴依媛命――糸織媛。綏靖天皇の妃。御姨とあることの外に、安寧紀には事代主神之少女也と明記してあるが、神胎の奇蹟は反復して行はれるものではないから、五十鈴媛に次いで大物主神の齋主となつた貴女の謂と思はれることは前卷（第二五一頁）に述べた通りで、イススヨリ媛といふ名號も、齋淨なる女祝といふほどの意なるが故に、イトリ媛とも傳へられたのであらう。イトリは齋依媛の轉イツオリの約とも了解せられるのである。其父と稱せられる春日縣主大日諸は上記五郡神社畧解に引いた多神宮註進狀には、縣

主家の遠祖として鴨王命之子と註記せられ、同書の十市縣主系圖にも鴨王命之子大日諸命とあるが、世代が合はぬから、恐らくは鴨王即ち天日方奇日方の妻の兄弟で、春日家の族長であつたのであらう。更に想像を逞うすると其妻は三島家の女で、五十鈴依媛(糸織媛)は其血統によつて齋主となつたのかも知れぬ。安寧天皇の御母を此女性とする紀の傳の疑ふべきことは既述の通りである。

(三) 渟名底仲媛命又は渟名襲媛——糸井媛。安寧天皇の妃。スナソ又はスナソコの語義は確説し得ぬが、渟は正字で沼を意味し、ナはノに通ずる連繫助語、ソ、ソコはス(栖)、スカ(栖處)の轉呼ではあるまいか。若し然りとすれば沼澤附近の聚落を意味し、其處に居住したが故に此名を負ひ、姉妹中の仲子であつたから仲媛と呼ばれたのであらう。其父鴨王は上記のやうに天日方奇日方のことであるから、事代主神の孫と記されたのであるが、眞實の孫女に

あらざることは勿論である。鴨王は舊訓カモのオホギミとあるけれども、王をオホギミと稱へるのはキミ(公)の大なるものといふ意で、後世に於て發生した稱號であるから、此はミコ(御子)にあてた假字と思はれる(記傳)。五十鈴依媛命と同じく、神胎の子卽ち神子とする說は信ずべからずとしても、名族の出なるが故に御子と呼ばれたことは有り得べきで、信友校本に鴨主と改め、通釋が之に從うてカモヌシと訓したのは、王の字は通例皇胤にのみ用ひるからであらうが、松王、梅王、金王、箱王、夜叉王等の如く俗名にも使用した例もあり――巫をミコといふと同じく神僕の意を以て王の字をあてたのを音讀するやうになつたのであらう――古い慣用字であるから、紀の編者も之を改めなかつたものと思はれる。

紀一書の大間宿禰女糸井媛は渟名底仲媛と同人をいふものゝやうである。大間宿禰は上記十市縣主系圖には大日諸の子とあるが、子は恐らく卑屬の謂

で、鴨王を父とし大日諸の姉(妹)を母とする男性が此名を以て呼ばれ、春日家を相續し、その女を糸井媛と稱したのではあるまいか。母氏は不明であるが、イトヰは齋井(イツヰ)の意で、居住地にある井泉に因んで名づけられたのであらう。鴨王の女が娶されたとする傳と一世代相違するが、湧泉を堰き留めたのが井で、其水の渟留する部分を沼(ヌ)と稱へるのであるから、糸井媛とも渟名襲媛とも呼ばれたことは有り得べきで、世代からいうても鴨王の孫女とする方が妥當のやうである。――舊事本紀(四卷)賀茂氏系譜には渟中底姫命とし、母は日向賀牟度美良姫とあるが、其は阿田氏系圖と混同した結果なること、既に前卷(第二五四頁)に述べた通りである。

既記の如く渟名底仲媛を懿德天皇の御母とするのは誤であるが、常津彥某兄一名息石耳命は此女性の所生とすべきで、トコはソコの音便であるから(一一八七頁)、母の稱號ヌナソコの偏名を襲いだものと思はれる。記に此皇子を

も阿久斗比賣の出としたのは訛傳と見ねばならぬ。

（三）五十坂媛。　孝安天皇の妃。父十市縣主五十坂彦は上述の如く大間宿禰の三世の後であるから、其女が安寧天皇の曾孫なる此天皇に娶されたのは、世代が合うて居る。イサカは齋坂または齋境の謂で、神社所在地の坂若くは神境に居住したから此名を負うたのであらう。孝靈天皇の御母押媛（皇族）と同一人と見ることが出來ぬから、別に此名の妃が存したものとすべきである。

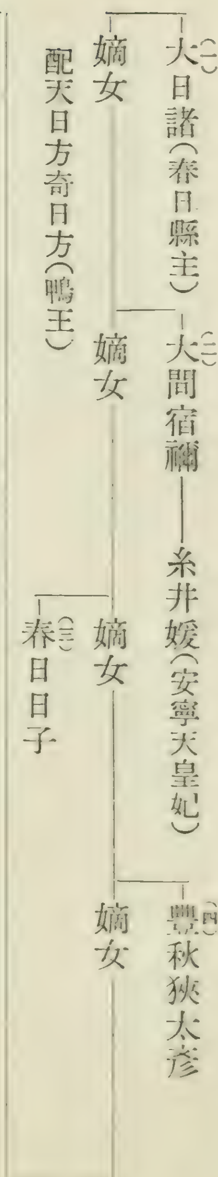
（四）細比賣命――眞舌媛。　孝靈天皇の妃。上表に於て見るが如く、紀には細媛命を師木氏の出として居るが、母の名が同じく大目である所を見ると、同一女性の出身が二樣に傳へられたのではあるまいか。磯城と十市（賀茂氏）と孰れを正しとするとも斷言しかねるが、紀に一云として擧げた十市縣主等祖女眞舌媛が、細比賣命と同人異名であるとすれば、磯城としたのは訛傳であらう。大目は大女（オホメ）の謂で、大夫人を意味し、クハシヒメ（紀にホソヒメと旁

訓したのは從はれぬ)もまた、精好貴女（クハシヒメ）の意で、特に命といふ語を添へたのは尊號と思はれるから、本名は或はマシタ媛といひ、地名を負うたのかも知れぬ。マシタはマスタ(益田)に通ずるから、空海の碑文を以て有名なる高市郡益田池の所在地(今の白橿村大字久米の南方)ではあるまいか。——攝津の三島郡にも味舌（マシタ）といふ舊地があるが、其から出たのではなからう——若し然りとすれば其所生の皇子孝元天皇が、隣接地なる輕の境原を皇居とせられたのも理由があることである。

(一五)千乳早山香媛(千千早眞若比賣)。　孝靈天皇の妃。春日と冠稱して居るから、此氏族の女なることは疑なく、其所生の皇女をも千千速比賣命といひ、同時代の皇女にトト姫、トハヤ姫などいふ名號のある所を見ると、チチ(トト)の原語はチ(靈)で、チハヤ(トハヤ)とつゞけると神速の義となり、特種の女性に共通な美稱と思はれる。恐らくは此貴女もカスガの神の齋姫(女祝)であ

つたのであらう。ヤマカは山處の意と了解せられる。

以上論究した所によると、五郡神社略解に引いた十市(春日)縣主系譜は大體に於て古傳に基くものと思はれるが、尙次の如く訂正するを要する。



(一)大日諸(春日縣主)─(二)大間宿禰──糸井媛(安寧天皇妃)
　　嫡女　　　　　　　嫡女
配天日方奇日方(鴨王)
(三)春日日子　嫡女　(四)豐秋狹太彥　嫡女
大目(嫡女)──細媛命(孝靈天皇妃)
(五)五十坂彥(十市縣主)──五十坂媛(孝安天皇妃)
△千乳早山香媛(系不明)

頭書の數字は族長の世次を表示する。爾後この氏族から后妃を出さなくなつたのは、勢力衰退の明證で、其所領は漸次十市の大御縣に吸收せられたのであらう。

師木氏

此氏族もまたキ(木)族の一支であるが、神武天皇の東征時代には、勢力が最も

強盛で、其占據地も此名によつて呼ばれた。其首長兄シキは皇軍に抵抗したが故に、滅亡したが、第二位の酋長弟シキ、名は黒速は率先して歸順し、且戰功があつたので、磯城の縣主に任ぜられた（前卷二六八頁）。名族の故を以て賀茂氏と相並んで、初期の后妃を出したのである。

（三）川派（河俣）媛。　綏靖天皇の妃。記に安寧天皇の御母とあるを正傳とすべきことは、前章（第五〇頁）に述べた通りである。カハマタは河川の會流または分岐點をいひ、到所にある地名であるが、此は大和の磯城の一地點であらねばならぬから、恐らくは今の城島村大字川合をいふのであらう。宣長が安寧天皇の皇居から推して、若江郡川俣郷〔和〕と斷定したのは其隣地を志紀郡といふからであらうが、後記の如く志紀縣主家が創立せられたのは後日のことで、假に若江が舊地であつたとしても、皇室と婚を結ぶほどの名家であつたことを聞かぬのみならず、綏靖天皇が此地に行幸せられた形跡も見えぬので

ある。

此貴女を記に師木縣主之祖としたのは、——紀には縣主女とある——母系氏族なる師木家の嫡統を意味したので、恐らくは上記黑速の姉妹の子であらう。此結婚によつて降誕せられた皇子が磯城津彦と名乘られたのは當然のことで、縣主家の相續權を有せられたのであるが、大統を繼がれた爲、後記の如く太眞稚彥が族長に推されたものと思はれる。

(四) 川津媛——阿久斗比賣。　安寧天皇の妃。紀には縣主葉江女とあり、記には河俣毘賣之兄縣主殿延之女とある。ハエが縣主家の世襲稱號で、トノ(殿)は區別的冠稱なることとは前卷(第二七〇頁)に述べた通りであるから、葉江も殿延も同一人をいひ、記の所說の如く、河俣毘賣の兄で、伯父黑速の後を襲いで族長となつた人であらう。川津は勿論或る川の津の謂で、アクトは其地の名と思はれるが所在を詳にせぬ。父葉江は天皇に供奉して河內國に移り、後

の志紀郡に占住し、其兄弟猪手の代に至り新に一家を起したものゝやうであるから、アクトも亦大和川の川津をいふものと思はれる。——攝津國三島郡芥川村にある式内阿久刀神社は此とは全然無關係であるが、アクトをアクタ(芥)と轉呼した所を見ると、ト(タ)はツ(津)の音便であるかも知れぬ。

懿徳天皇及皇弟師木津日子命の御母を此貴女なりとする記の所傳は信用するに足るが(第五五頁)、常根津日子伊呂泥命をも同腹としたのは誤で、此皇子は紀に從ひ渟名底仲媛の出とすべきことは上述の通りである。此女性の生母が同じく師木氏の女であつたとすれば、シキツ彦も母と共に其族人とせられたことは勿論である。

(六) 泉媛。 懿徳天皇の妃。其父は磯城縣主葉江の男弟猪手の女とある(紀)。葉江は上記の如く河俣毘賣の兄で、其女は安寧天皇に娶されたのであるが、男子は居住地に因み弟猪手と名乘つて一家を起したものと思はれる。オトは

弟シキの例の如く第二位の首長たることを表示し、ヰデは堰處(ヰド)の轉呼である から、其女をも泉媛と稱へたのである。普遍的の地名であるが、此一家は上記の如く河内國に定住したものと思はれるから、ヰデ(堰處)及イヅミ(泉)も其地に存したものとせねばならぬ。此女性は懿德天皇がまだ一皇子として、御父天皇に供奉し、河内に御滯在中娶されたのであらう。

(七)飯日媛。　懿德天皇の妃。記には一名を賦登麻和訶比賣といふとあるが、フトマワカは紀の如く其父の名で、大和の磯城縣主家を相續した人とする方が當を得て居るやうである(後記推定系譜參照)。イヒヒを名としたのは其母がイヒ族、卽火(夷)族の女であつたが故に、イヒの胤(ヒ)といふ意であらう。紀には之を天豐津媛命の異傳であるかのやうに說き、記にも孝昭天皇の御生母として居るが、全然別人で、其所生は武石彥奇友背(多藝志比古)命一柱であらう(次章參照)。

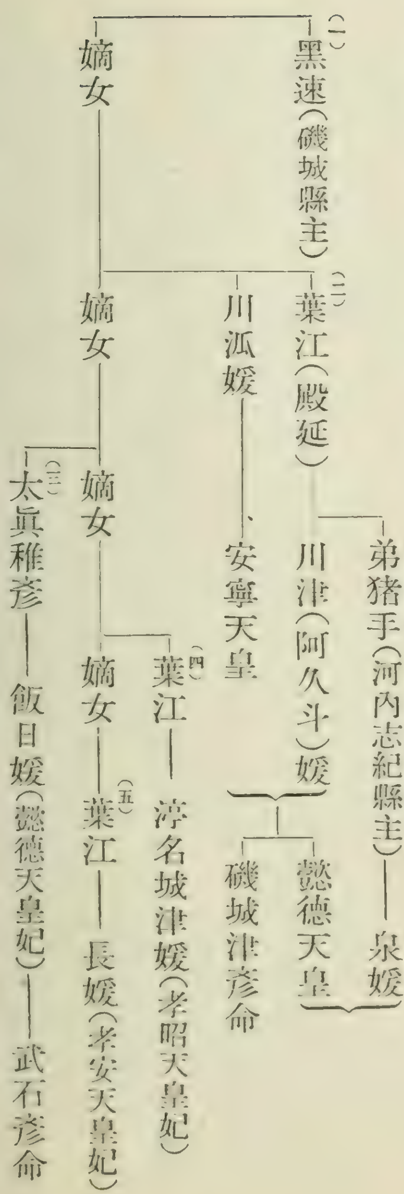
（九）淳名城津媛。　孝昭天皇の妃。磯城縣主葉江女とあるが、葉江は世襲名で（第一卷二七〇頁）、（四）にあげた同名の縣主よりも二代後の族長であらねばならぬ。淳名城即ち沼（邊）之城に居住する一女性を妻として設けた女子であるから、ヌナキツ媛（ツは連繫助語）と呼稱したのであらう。ヌナキが上記（三）の淳名底又は淳名襲と同一地であるとすれば、賀茂氏であらねばならぬが、尙明言し得ぬから假にこゝに揭げることにした。此妃の所生は傳へられて居らぬ。

（一三）長媛。　孝安天皇の妃。同じく葉江の女とあるが、右の葉江とは一世代相違するから、其相續者を意味し、恐らくは先代の姉妹の子であらう。――母系氏族制度に於ては其が常態である――長媛は字の如く長女の謂で、ナガはオホ（大）と相通じて用ひられる。此女性の所生も亦不明である。

（一四）細媛命。　孝靈天皇の妃。紀には磯城縣主大目之女とあるけれども、十市

縣主家の女とする一異傳及記の所説の方が正しいと思はれることは上述の通りである。

細媛命を除く六女性について考究した所によると、黑速以來師木(磯城)縣主家の系譜は、皇室に關係のある限り、ほゞ左表の通りであつたと推定せられる。——括弧內の數字は族長の世代を表示する。



右の如く歷然として母系承統制を維持したのであるが、崇神朝の權臣伊香色雄

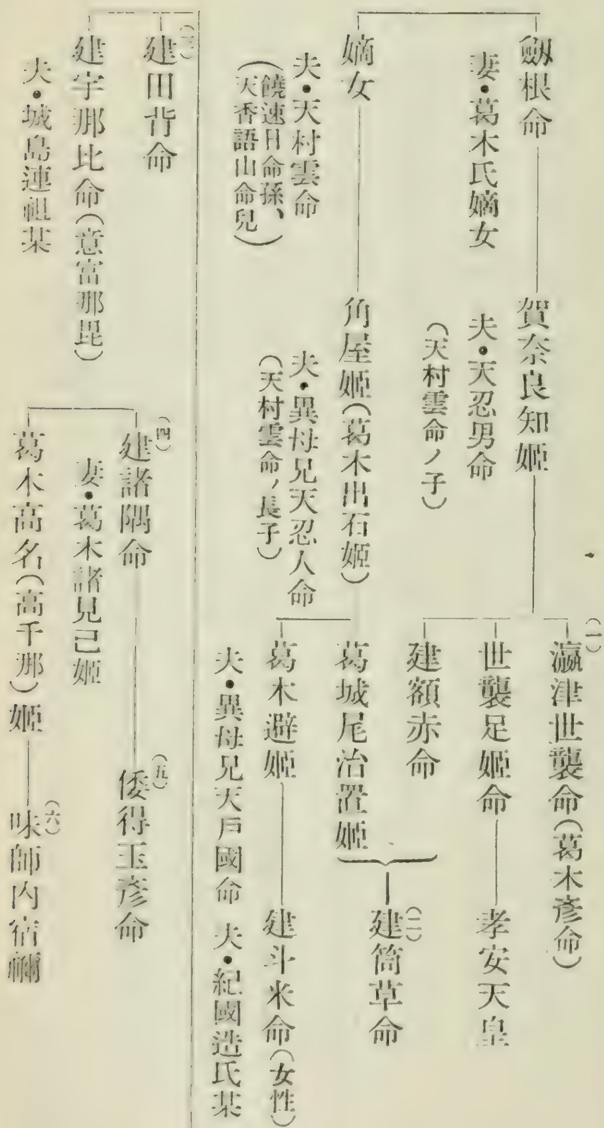
命が志紀彦（此は人名ではなく、磯城縣主の意に用ひたものゝやうである）の女眞鳥姫に生ませた大賣布命が、生母の緣によつて磯城縣主を相續して以來、天孫氏の掟によつて男系に傳へ〔舊〕〔姓〕――但し舊事本紀には其異母兄建新川命を志紀縣主等の祖として居るが、理由のないことであるから、恐らくは大咩布命と取ちがへたのであらう――子孫和泉に移住し、其外物部氏二世彦湯支命の子孫中にも此縣主家に入籍したものがあり、其後胤は大和に留まり〔姓〕、天武朝志貴連と改稱した〔紀〕。河內の志紀縣主家も亦神八井耳命の後胤が繼承した爲に皇別となり、かくして舊師木家は全く消滅したのである。

葛木氏

葛木の高尾張に居住したので尾張連とも呼ばれた。此一門も亦キ（木）族の一支であるが（第一卷二三二頁）、其族長劒根と稱するものが神武天皇に歸順した爲、葛城國造に任ぜられ、其女賀奈良知姬（母氏は不明であるが、葛木家の承統權を有し

た女性であらう)が、天香語山命(饒速日命の子)の孫天忍男命を迎へて夫とし、瀛津世襲と世襲足姫とを生んだ。此氏もまた母系承統(男性族長)であつたので、右の世襲(ヨソ)の如きも一名を葛木彦といひ〔舊〕、尾張連の遠祖と稱せられたけれども〔紀〕〔記〕、其實は第五代倭得玉彦に至るまで男系を以て相續したものはなく、其第六代は倭得玉彦の叔母にあたる葛木高名姫の子(又は孫)が相續する筈であつた。舊事本紀には此女性の本名を大海姫とし、崇神天皇の妃となつたと記註して居るが、其は尾張といふ名稱から混同したので、大海姫は其名の示す如くアマ(海人)族で、且尾張國の居住者であるから、大和の葛木氏なる尾張連とは全然別系であらねばならぬ。案ずるに高名姫は記に比古布都押之信命(孝元皇子)の配とある葛城之高千那毘賣のことで、其所生は味師内宿禰であらねばならぬ。葛木家相續者たる此宿禰は、異母兄(弟)武内宿禰と權力を爭うて之に敗れた結果、其所領は後者に歸し〔應神紀〕、其子葛城襲津彦が之を繼承したことは後卷に詳述する通りであ

る。舊事本紀〔五卷〕には此氏の系譜をあげて居るが、母系承統といふ事實を察せず、強ひて男系を以て序次せんとして、若干取捨變改を加へた形跡があるから、左に推測によつて原系圖に還元する。



此氏族から出た后妃は次の二名である。

(八)世襲足媛(余曾多本毘賣命)。　孝昭天皇の妃。嫡統ではないが、日嗣の皇子を生みまゐらせたので勢力を得、兄なる瀛津世襲が族長權を得たものと思はれる。ヨソは葛城の一地名で、古書に所見はないが、或は今の葛城村大字僧堂は其名殘であるかも知れぬ。ヨソの足主(タラチ)といふ意味を以てヨソタラシ媛と呼稱したものと思はれるから、記の余曾多本毘賣が誤傳でないとすれば、タホも亦足秀(タリホ)の意ではあるまいか。其兄の冠稱瀛津(奥津)は借字で、ツは連繫助語、オキはオホキ(大)に通じ、兄ヨソの意であらう。

(一三)鸇(ワシ)比賣。　開化天皇の妃。父垂見宿禰は葛木氏の一支で、分脈は詳でないが、タルミといふ地を本貫としたのであらう。此地名についても確說はないが、――攝津、播磨等のタルミといふ地と無關係なることは勿論である――恐らくは稱德太子が築かれたと稱する片岡の達磨墳(ダルマツカ)〔元享釋書卷一〕のある地であ

らう。太子が飮食衣服を與へられた飢人は實は菩提達磨であつたから、之を瘞めた墓に此名を負はせたかのやうに說かれて居るが、達磨出現は勿論佛敎徒の空想で、タルマハカといふ古墳が存したので附會したものとすべきである。タルマはタルミ(垂水)の音便であるから、瀑布によつて名を得たのであらう。鷲は宣長說の如くワシと訓むを可とし、片岡のアシタといふ地名とも關係があるやうである(アシ、ワシは通音である)。

物部氏

此氏族については前篇第五卷第六章に詳述し、前卷(第二一四頁)にも補說した通りで、饒速日命の子ウマシマチの命を始祖とし、皇室と同じく男系を以て承統したが、必しも直系ばかりではなく、旁系相續が行はれ、且分家別家の制が存したので、僅々十代內外に於て幾多の流派に分岐した。天皇に娶されたのは次の二名で、いづれも日嗣の皇子を生みまゐらせた。

（一八）欝色謎（内色許賣）命。　孝元天皇の妃。兄ウツシコヲの命を穗積臣の（遠）祖としたのは、當時なほ物部連と名乘らなかつたからで、舊事本紀（五卷）物部系譜によれば、其父大水口宿禰を穗積、釆女兩氏の祖として居る。ウツは美稱で完美を意味し、シコは後記系譜に於ても見るが如く、此氏人の相傳名號で、尊嚴の意を有し、既述の如く奈良の春日に占住し（第六七頁）、其大神の祭祀に任じたるが故に、シコ男及シコ女と呼ばれたものと思はれる。――舊事本紀系譜にも皇后大臣奉レ齋大神一とあるのである。

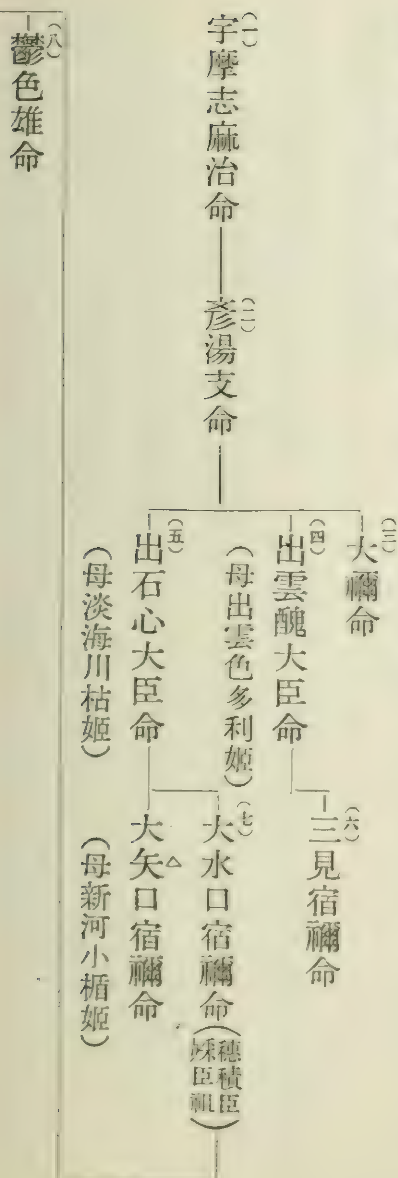
（一九）伊香色謎（伊迦賀色許賣）命。　孝元開化二代の妃。孝元天皇に幸せられて彥太忍信命を生み、開化天皇に再醮して崇神天皇を生みまゐられた。既述の如く上代に於ては骨肉の親は生母によつてのみ繫がれるものとしたので、異母兄弟姉妹の間すら通婚は自由であつたのであるから、父の愛人であつたとしても、寡居後に之を娶る事は毫も忌まねばならぬとせられて居なかつた。

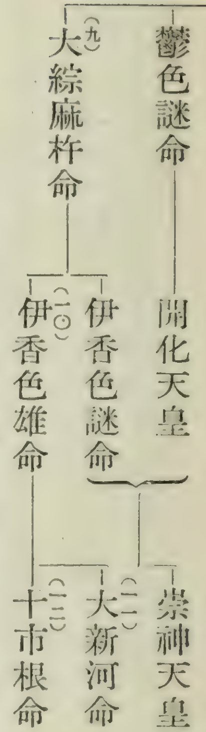
其は夫妻別居の習俗が之を然らしめたので、子女は皆生母の許に成人し、平素異母兄弟姉妹乃至其母と相見ることがなかつたから、同家族人であるといふ觀念が起らなかつたのも當然である。記に娶ニ庶母伊賀迦色許賣命一と特記し、紀に是庶母也と分註したのは、——集解は後人の加筆として之を刪り、信本校本にも古本無之とある——漢民族の家族制度の影響を受けた後人の潤色とせねばならぬ。

此女性の父は紀に物部氏遠祖大綜麻杵命とし、記には内色許男命とあつて一致せぬが、舊事本紀の物部系譜によるも、紀の傳を可とすべきであらう。大綜麻杵は鬱色雄の同母弟で、父大水口宿禰と同じく近江國に所領を有し、其地名ヘソ(今の栗太郡大寶村大字綣)を取つてヘソ子と稱したものゝやうであるが(子は敬稱)、兄の後を襲うて族長となり、其子伊香色雄に傳へた。イカガシコ男、イカガシコ女と呼ばれたのは、上記鬱色雄兄妹と同じく、大神

の司祭者であつたからで、イカガは齋神子(イカガ)を意味し、ミコ、カムコ、カムナギ。(巫)と同義である。

舊事本紀(五卷)に掲げた物部系譜は此氏人の手になつたものゝやうであるから(一一二頁以下)、大體に於て信ずるに足るもので、其によればウマシマチの命より右の兩貴女に至るまでの系譜は大畧次の通りである。——旁系は省畧する。頭書の數字は族長の序次を示す。





舊事本紀には鬱色雄命等を大矢口宿禰の子として居るが、穗積及婇二氏は紀記には鬱色雄命の後とあるから、恐らくは大矢口は大水口の誤記で、本來一人であつたのを漫然分割したものと思はれる。こゝには之を訂正した。

河内氏

河内は欽明紀に加不至と假字書した例があり、和名抄にも加不知と訓註せられて居るので、カハウチ(河内)の切なりとし、川の內方にある國の意と解するのが通說であるが、河川が環流して居る地域ならばいざ知らず、流を境として一側をカハウチと稱へたとすれば、他の一側をカハト(河外)といはねばならぬ筈であるのに、古來この稱呼のない所を見ると、他に意味があるものとせねばならぬ。

萬葉集に吉野川の落流を「たぎつ河内」（卷一）、「淸き河内のたぎつ白波」又は「落たぎつ瀧の河内」（卷六）等と詠じた河内は借字で、カフチはカハ（河）とウチ又はオチ（落）との二語より成り、落流急湍の意で、ウチカハ（宇治河）の如くも用ひられ、播磨風土記にも大内川、小内川、大川內（宍禾郡及神前郡）などいふ溪流の名をあげて居る。さりながら大和川の末流を此意を以て河ウチと稱へた筈がないから、國名の河內は今も稱へるが如くカハチで、川路を意味し、カフチと發音したのは音便か、若くは上記のカフチとの混同によるものであらう。上古街道不備の時代には唯一の交通路は河川または其沿岸で、大和に進入するには大和川を遡航し、若くは流を辿つて跋涉することを例としたから、其流域をカハチの國と稱へたのは頗る當を得て居る。但しカハチの如きは普遍的名稱であるから、特に此地方を指す爲には、ヤマト（山處）をオホヤマト（大和）と稱へたと同樣に、大に相當するオフシ（オホシ）を冠して、上代に於ては專ら凡河內と呼稱したのであるが、後世河內

の原義を忘れて固有名詞と見なすやうになつてから、「凡」を略して單に「河內」としたのである。

古の凡河內國は和名抄の河內國河內郡以南、若江、澁川、高安、志紀、大縣郡地方（大略今の中河內郡にあたる）の總稱で、神武天皇時代の領主（國造）は國造本紀によれば彥己曾保理（または彥己蘇根）命とあるが（第一卷二七二頁）、外に天津彥根命の後と稱する一名門も早く此國に土着し（三一二〇八頁）、舊國造家と交迭したもののやうで、其家系は凡河內忌寸として後世まで存續した（註一）。恐らくは舊國造家が母系承繼氏族であつた爲、結婚によつて族長權がアマ（海人）系に移つたのであらう。さりながら其氏族は一時に滅亡したのではなく、一地域に割據して相當の勢力を維持したものもあつた筈で、其一家から次の女性が出た。

（二）埴安媛。　孝元天皇の妃。紀には河內青玉繫之女とし、記には單に青玉之女とある所を見ると、繫はツナ（主綱の轉呼）と訓み、カイネとして用ひられ

たものとすべきで(四―五八頁)、青玉は之を産することによつて名を負うた地域と見ねばならぬ。其所在は判明せぬが、和名抄の高安郡玉祖(多末乃於夜)郷は玉作部の居住地であつたと思はれるから、此地または其女が埴安媛と稱したのも地點の名を負うたので、ハニヤスは粘土を産する峽谷の謂であるから(一―二二八頁)、青玉をも併産したことは有り得べきである。――武埴安彦命は其所生なるが故に母の名を襲うたのである。此皇子については次卷に於て再述する――天皇が此女性を娶されたのは、傳説にはあらはれて居らぬが、此地方に行幸せられたことがあつたからで、當時は尙未だ釆女卽ち女子貢獻といふ制度がなかつたやうであるから、宮嬪として奉仕中寵幸を得たのではあるまい。此御代以降には地方豪族の女を妃とせられた事例が散見し、先學は此等の女性を、國色の聞えが高かつたので迎へ取られたものであるかのやうに解釋して居るが、既に屢〻述べた通り、上代は至尊と雖も后妃と同棲せ

られることはなく、其居宅に臨幸あらせられたのであるから、縦ひ後日居を宮城に近く移した事があつたとしても、婚嫁は其生地に於て行はれたものとすべきである。天皇が地方巡狩中其地の豪族の女を娶されるのは、殆ど恆例であつたのであるが、其は歴史上極めて重要なことで、或る場合には之によつて、大和朝廷の直接統治が及んだ範圍を推定することが出來るのである。

丹波氏

上古丹波と稱せられたのは、後の丹後は勿論、但馬地方をも含み、越の國と因幡國との中間地域の總稱であつたやうであるが、其名の起原は和名抄の丹後國丹波郡丹波鄕(今の中郡丹波村)にあり、竹野川の水源で、北隣を竹野郡と稱する。タニハの語義は恐らくは田庭で、早く田野が開けたから此名を得たのであらう。されば其地の領主卽ち縣主の祖先は其開拓者で、同じ國の南端なる氷上郡に、崇神朝出雲大神の祭祀復興の諷詠を上奏した氷香戸邊といふものが居住したことを

思ひ合はせると（次卷參照）、これも出雲族人であつたと推定すべきである。此等の土着者と大和に進入した同族人との間には、若干の聯絡が存したことも想像せられ、八咫烏の名を以て知られた賀茂建角身命も、丹波國神野（今の龜岡であらう）の神伊賀古夜日賣を妻としたとある〔山城風土記〕。神野、神伊賀古夜のカムはカモ（賀茂）に通じ、木族中のカモ系が此方面に蕃息したことの一證で、丹波氏も同系と推定せられ、皇室とも緣故が深いから、早く歸順したのであらう。明記せられては居らぬが、開化天皇は此地に巡幸せられ、左の女性を娶された。

（三）丹波竹野媛。　丹後國竹野郡竹野鄕〔和〕の女君で、丹波氏の一支と思はれる。記によれば父を丹波之大縣主由碁理といふとある。ユゴリのユは恐らくは齋（ユ）で、コリは巨人（大人）の意であるから（一一一八六頁）、齋大人といふに同じく、族長で齋主を兼ねた人であつたのであらう。竹野媛の所生皇子彥ユムスミ（又は彥コモス）の命が母氏を相續し、其子孫が丹波之竹野別と稱したこ

とは次章に論述する。

皇族皇別

我國には古來同姓通婚の禁はなく、結婚集團と見なすべきものは存在しなかつたのであるが、神武天皇は日向國から女人を帶同せられず（第一卷一六七頁）、當初は皇胤の女性も少かつたので、初期の天皇は常に異姓から后妃を選まれたのである。されば御代を重ねて皇族及皇別の貴女が增加するに及び、其中から選に入るものが現はれ、嫡庶の觀念が發生して以來、正妃（皇后）は皇族に限るやうに考へられた時代があつた。此事は聖武天皇が藤原朝臣不比等の女光明子を皇后に册立せられる時の詔勅に明示せられて居る（續紀）。左に其一節を拔萃する。

年乃六年乎試賜、使賜弖、此皇后位乎授賜、然毛朕時乃未爾波不レ有、難波高津宮御宇大鷦鷯天皇、葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命、皇后止御相坐而、食國天下之政治賜、行賜家利、今米豆良可爾新伎政者不レ有、本由理行來迹事曾止詔

これは先例を破つて臣下に尊位を授けられることについて、天下の惑を解かんが爲に、知太政官事一品舍人親王をして宣勅せしめられたので、當時の朝野は皇族にあらずば皇后たり得ずと信じて居たことが明白である。其は時代信念と稱すべきもので、可否の問題外であるが、吾人は此詔勅から次の如き重要なる事實を學び知ることが出來る。

(一)嫡庶の分は、――皇后册立式の有無に關はらず――仁德朝以降明白に區別せられた。

(二)皇別は親等の近いものでも臣下と目せられた。

第一卷序說に述べたやうに、紀が體裁を齊一にする爲、皇后として揭げた應神天皇以前に於ける歷代天皇の御生母中にも、臣下出身の多いことを舍人親王が知らなかつた筈がないのに、之を例に引かれて居らぬのは、嫡庶の分が定まつたのは仁德天皇以降であるといふことが周知の事實であつたからであらう。紀に揭げた

天皇と磐之媛皇后との御贈答の歌は、其間の消息を語るものゝやうである。――次篇及歌謠篇參照――皇后は武內宿禰の孫で、五等親以內の皇胤であるが、藤原氏の女と同一例に視られたのは、縱ひ皇胤で且父祖が顯榮であつても、一旦他姓を冒し、若くは一家を創立したものゝ子孫は、皇族と見なされなかつた爲とせねばならぬ。然るに母系と父系との兩氏族制が併立した上代に於ては此區別は甚曖昧で、同腹の皇子皇女でも母氏に就いたものは臣下となり、皇室に引取られた場合には、皇族としてヤマト彥、ヤマト姬等と稱したのであるから(第五四頁)、皇族なるが故に常に臣下よりも重んぜられたといふ譯ではなく、臣籍に在つても皇族より親等の近いものが有つた。されば爰には强ひて之を區別せず、上述諸氏に屬せざる皇胤を左に列擧する。

(五) 天豐津媛命。　懿德天皇の妃。息石耳命之女とあるから、天皇の御姪である。天は天神の意にも美稱としても用ひられるが、人皇の代になつては天種

子命（中臣氏の祖）、天富命（忌部氏の祖）、天日別命（伊勢氏の祖）、天村雲命（餽速日命の孫）及其二子天忍人命、天忍男命等が、天神系たることを表示する爲に之を冠稱し、賀茂氏の族長に天日方奇日方（アメ及クシは美稱）といふものゝある外には、天皇の尊號に於て之を見るのみで、其他は皆アマと訓み、海人族なることを意味するものゝやうであるから、此貴女の生母も亦アマ氏族であつたかも知れぬ。息石耳命は一名を常津彥某兄（イロネ）といひ、賀茂氏の渟名底仲媛の所生で（第七九頁）、母氏の所領を相續したやうであるが、此王女は母氏に就かれたのであらう。豐津媛は足媛と同じく富貴の貴女の謂で、孝昭天皇の御母なることは既述の通りである（第五七頁）。

（一〇）大井媛。　孝昭天皇の妃で、倭ノ國ノ豐秋狹太媛の女とある。上記の十市縣主系譜よれば、五十坂彥の父を豐秋狹太彥といひ、其女卽ち五十坂媛の妹を大井媛といふとあり、世代は相當するが、假に彥と媛との孰れかが誤記であ

るとしても、十市縣主家の人に倭を冠して呼稱すべき理由がないから、紀によつて附會したものと思はれる。集解は媛を雄と改め、信友の校合によれば雄と書いた古本もあるとのことであるが、其は後人が、父を言はずして母のみを擧げたのを不當として、賢しらに改記したもので、通釋には神名帳に字智郡高天山佐太雄神社とあることを以て證として居るが、此神を十市縣主の靈なりとする論據はない。サタはサダメ(定)の語幹で、宣言を意味する語であるから、——今も沙汰の二字を充てゝ其意に用ひる——他に之を名號とするものがあつても怪しむに足らず、此は年穀の豐凶を宣する貴女(女祝)といふ意を以て、國ノ豐秋狹太媛と號したものと思はれ、ヤマトを冠稱とした所を見ると、皇室の一員であらねばならぬ(第五四頁)。其配偶の名を逸したけれども、當時の慣例に從ひ其子女が母氏に就いたものとすれば、大井媛も亦皇族で、居住地の井泉に因んで此名を負うたのであらう。此妃の所生は傳へられ

て居らぬ。

(一二)押媛(忍鹿比賣命)。　孝安天皇の妃。紀記共に姪とあるから、天皇の御兄弟又は御姉妹(逸名)の女なることは疑がないが、紀に蓋天足彦國押人命之女乎とあるのが後人の記註なることは既に前章(第六二頁)に述べた通りである。オシはオホシに通じ、オホ(大)の活用形であるから、大媛といふに同じく、オシカはウシカ(牛鹿)に通じ、海人族の一支の名であるから(第一六四頁)、或は母氏の縁によつて此名を負うたのかも知れぬ。此妃は孝靈天皇を產みまゐらせた。

(一六)倭國香媛(意富夜麻登玖邇阿禮比賣命)亦名絙某姉(蠅伊呂泥)。　孝靈天皇の妃。記によれば此貴女は次の蠅伊呂杼(絙某弟)と共に、安寧天皇の御孫で淡路に居住せられた和知都美命の女とある。恐らくは此王子が大和に上り、皇族の一貴女を娶つて生ませたのであらう。されば母姓を襲うて倭國香媛と

も、大ヤマト國アレ比賣とも稱したので、クニカは國子の意、クニアレも亦國生を意味し、大和の國で生まれた子の謂である。一名をハヤイロネ〔紀舊訓〕又はハヘイロネ〔記〕と稱したのは、其父が生母の緣によつて淡路のハヤト(南人)族となり、ワチツミ(ワタツミの轉)と稱し、ハヤを姓としたからで、――ハヤがハエと轉じ、更に音便によつてハヘとも發音せられたことは、サハヘ(狹蠅、五月蠅)の例によつても明である(二―二〇八頁)――長をイロネ、幼をイロトと稱へて區別したのであらう。イロネ、イロトは貴族の兄弟、姊妹に與へる區別稱呼である(四―二六頁)。ハヘに蠅、絚の字をあてたのは、いづれも訓をかりたので、絚には延ハヘワタスといふ意があるから、ハヘと訓ませたのである。

(一七)絚某弟(蠅伊呂杼)。　孝靈天皇の妃。出身及名の義は上記の通りである。某にはイラ(其等)の意があるので、イロの假字にあてたのであらう。

ハヘイロドは通稱であるから、姊姬と同じく別に倭某といふ名號があつたの

であらうが、之を逸したものと思はれる。此二妃の所生皇子が、次章の如く播磨吉備方面に進出せられたのは、外祖父がハヤト氏族で、當時此地方に古住した海人族と若干の聯絡があつた爲と思はれる。

（三）姥津媛（意祁都比賣命）。　開化天皇の妃。　和珥臣の遠祖姥津命〔紀〕または丸邇臣之祖日子國意祁都命〔記〕の妹とある。和珥臣は紀に天足彥國押人命の後とあり、姓氏錄によれば彥姥津命は其男（羽束首）、または孫（丈部）とあるから、天足彥國押人命の子孫なることは疑がないが、——世次からいへば孫を相當とする——同書に和爾部朝臣は彥姥津命三世の孫難波宿禰の後、和爾部宿禰は同四世の孫、矢田宿禰の後とあり、崇神朝にも此氏の遠祖彥國葺（日子國夫玖）命の名を舉げて居るから、ワニの臣と稱したのはやゝ後のことで（次章參照）、此ころはヒコクニを冠稱とする一皇別であつたのであらう。

オケツ彥（比賣）の女弟をヲケツ（袁祁都）比賣（彥坐王の妃）といふ所を見ると、

〔記〕、オ(大)、ヲ(小)は區別稱呼で、ケツを以て名としたものと思はれるが、常用語ではないから、宣長說の如く地名から出たものとすべきであらう。若し然りとすればケツはキツ又はコツ(木津)の轉呼で、山城國相樂郡木津をいふのではあるまいか。舒明紀にも境部臣摩理勢の子として毛津といふ人名をあげ、歌にはケツノワクゴと詠じて居る。オケに充てた姥の字はオキメと訓むべきであるが、オイヒト(老人)を略してオイともいふやうに、メを省いてオキとも稱へたことがあつたので、オケの假字に轉用せられたのであらう。姥津媛の所生彥坐王の後が大に繁榮したことは次章に述べる通りである。

上記諸后妃の所生皇子については章を別にして記述するが、皇女は便宜上こゝに併錄する。皇女の名が擧げられたのは孝靈朝以降で、開化天皇に至るまで御三代の間に左記五柱を算するが、配偶者及所生を錄して居らぬので、若干の事蹟が

傳へられたもの丶外、政治史的には關係が少い。

千千速比賣命。孝靈皇女。生母の名を襲がれたことは既述の通りであるから、恐らくは春日氏の人となられたのであらう。

倭迹迹日百襲姫(夜麻登登母母曾毘賣)命。孝靈皇女。倭は上記の如く皇室の稱號、トトヒは冠稱で、富裕の意を以て百衣(モモソ)姫とも、十百衣(トモモソ)姫とも呼ばれたものと思はれる。トトヒは恐らくはチチヒの轉呼で、神靈胤(チチヒ)を意味し、齋祀に携はつたので此稱號を得たのであらう。此皇女については更に次卷に於て詳述する。

倭迹迹稚屋姫命(倭飛羽矢若屋比賣)。孝靈皇女。ワカヤはワカ(稚)に形容接尾語ヤを添へたもので、ワカヤカの語幹であるが、古は其意味に於て獨立しても用ひられた。卽ちワカヒメが年少貴女の謂なるに對し、ワカヤヒメは若やかなる貴女を意味するから、年長じても容色の劣へざることをいひ、擧示

矯捷の意を以て更にハヤを添へたものゝやうである。トトもトビも冠稱であるが、後者がトミ（富）の轉呼であるとするならば、トトも亦トミの原語トの疊語であるかも知れぬ。此皇女の事蹟については何事も傳へられて居らぬ。

倭迹迹姫命。　孝元皇女（紀）。　上記の倭迹迹日百襲姫をも、崇神紀には倭迹迹姫とした例があり、記に此皇女を擧げて居らぬ所を見ると、或はトトヒ百衣姫の略稱であつたのを、誤つて別人とし、孝元皇胤に繋けたのであるかも知れぬ。

御眞津比賣命。　崇神天皇の御同腹の御妹（記）。　紀には皇女を擧げず、記によれば垂仁天皇の御母も之と同名とあることを奇とすべきであるが、ミマツヒメは皇族の姫君といふことで（第五六頁）、一人の固有名ではないから、同時代に同一名號が二人以上に用ひられたこともあり得る。紀によれば皇后は御間城姫とある。

上記によれば五柱の皇女中、二柱の實在は疑はしく、事蹟の傳へられて居るのは倭迹迹日百襲姫のみであるが、他にも多くの皇女があつた筈で、史的關係が少かつたから其名が傳へられなかつたか、或は傳承が絶えたのであらう。

第四章　皇別諸氏

皇胤――神八井耳系――磯城津彦系――多藝志彦系――天足彦系――日子刺肩別系――日子寤間系――吉備津彦系――大彦系――彦太忍信系――彦湯産隅系――彦坐系――建豊波豆羅和氣系

歴代の皇子は前々章に表示した通りであるが、紀記の所説に一致せぬ場合があり、記には王子、王孫、時としては數代後までの系譜をあげて居るから、皇別諸氏を說くに先ちて之を列擧し、若干の考證を加へ、簡單なる說明を施すことを便宜とする。但し皇女は前章に附記したから之を除く。

〔神武皇胤〕

手研耳命。　此皇子については第一章に詳述した。記に同腹の御弟としてあげ

た岐須美美命——舊事本紀には研耳命とある——は同一皇子を二柱に分けたものと思はれる(第一巻二八七頁)。

神八井耳命。(イ) 古事記に御兄としてあげた日子八井命——舊事本紀には彦八井耳命とある——が其御子なるべきことは、既に前巻(第二四九頁)に考證した通りで、其事蹟も本巻第一章に述べた。陵墓は紀によれば畝傍山の北に在りとあり、通證には山本村(白樫村の大字)の御陵山を之に擬し、其傍の小祠岩井耳は八井耳の轉訛であるかのやうに説いて居るが、尚一考の餘地があるやうである。

〔安寧皇胤〕

常津彦某兄(常根津日子伊呂泥)命。　トコは御母渟名底仲媛のソコの音便と思はれるから、記に阿久斗比賣の所生常根津日子伊呂泥としたのは訛傳であらう。イロネは既述の如く名門の長子(女)の呼稱で(第一〇九頁)、某兄とかく理

由も其處にのべた。紀に本名としてあげた息石耳は大キ主御身の轉呼で、寧ろ尊號である。此皇子には懿德天皇の妃となられた天豐津媛命〔紀〕の外に子孫が見えぬ。

磯城津彦(師木津日子)命。(ロ) 紀には渟名底仲媛の所生とあるが、母氏に就てシキツ彦と稱へられたものと思はれるから、記の所説の如く阿久斗比賣の子とすべきである。同書には更に左記の如く其子孫若干をあげて居る。

師木津日子命─┬─男子(逸名)─蠅伊呂泥(意富夜麻登久邇阿禮比賣)〔既出〕
　　　　　　　└─和知都美命─蠅伊呂杼〔既出〕

和知都美命が淡路國御井宮に居られたとあるのは、此地を本貫とせられたことを意味するので、母氏族につかれた爲であらねばならぬ。恐らくは御父命が土豪懷柔の目的を以て此地に滯在中、名門の女を娶つて生ませたのであらう。御井は仁德記に旦夕酌二淡道島之寒泉一獻二大御水一也とあり、反正天皇の

産湯の水を汲んだと傳へられる淡路島の瑞井にあたるものゝやうであるが、其所在は判明せぬ。――今の三原郡松帆村字瑞井が其遺跡に擬せられて居るけれども、巨船傳說の趣から見ても、難波に面する海岸の一地ではないかと思はれるのである――當時此地方沿岸に占據した種族は野島之海人（履中紀）、阿波國長邑之海人（允恭紀）等の例によるも、アマ種族であつたと推定せられ、此王子も母氏族についたから、ワチツミの命と稱したので、ワダツミ（海住）の轉呼なること疑なく、上記の如く其二女はハヘ（南）を稱呼としたのである（二〇九頁）。和知都美（宣長が知知都美と改記したのは理由のないことである）命は此族人を率ゐて朝廷に奉仕したので、其二女が生みまゐらせた孝靈天皇の諸皇子が、角賀海人、針間の牛鹿、吉備海人に迎へられたのも其緣によるものである（前章及後記參照）。

手研彥奇友背命（舊）。　懿德皇子武石彥の誤傳と思はれることは左記の通りで

ある。

〔懿德皇胤〕

武石彥奇友背（多藝志比古）命。（八）タギシはタケシ（猛）と同義（第一卷二八六頁）、クシは美稱、トモは部隊を意味し、將軍として武勇の聞えが高かつたから此名を負はれたので、恐らくは御父天皇の統率せられた軍隊（第五四頁）を繼承せられたのであらう。若し然りとすれば其生母は師木の飯日比賣とある記の所說を可とせねばならぬ。舊事本紀には右の如く此皇子を前代に繫け、この御代にも觀松彥香殖稻尊の下に、次武彥奇友背命と分註して居る。武彥は假にタケヒコと訓むとしてもタケシ彥と同義であるが、或は石を脫したか、又は武一字をタケシと訓ませるつもりであつたとも了解せられる。無後としたのは誤で、記によれば血沼之別以下三氏の祖である。

〔孝昭皇胤〕

天押帶日子命〔記〕。(二)　御弟孝安天皇の御名をも日本足彦國押人尊（大倭帶日子國押人命）と申上げ、天と日本と相違するの外、全く同一稱號であるから、記は國押人を削り天を天押とかへたのであらうが、舊事本紀には彦國押人命とし〔寛永本〕、その子孫に日子國意祁津、日子國夫玖の如く〔記〕、ヒコクニを冠稱とするものがある所を見ると、紀の傳を正しとすべきである。足彦（帶日子）、國押人の語義は前章（第五九頁）に述べた通りであるが、此「天」を美稱とするに於ては、大統を繼がれた弟皇子よりも、名義上上位であつたかのやうな印象を與へるから、恐らくは天はアマ（海人）の假字で、御弟が皇族としてヤマト（足）彦と稱へられたに對し、アマ氏族に就かれたのでアマ足彦と呼稱したのであらう。若し然りとすれば生母は海人系の女性であらねばならぬのに、紀記共に尾張（葛木）氏の出として居るのは、其名を逸した爲に漫然孝安天皇と同母と推定したのであらう。其子孫から彦國葺

命、難波根子建振熊命〔應神記〕の如く、武將として有名な人を出したのも、アマ部衆の首長であつたからではあるまいか。オケツ彦〔命〕は既述の如く山城の木津方面を本貫としたものゝやうで、二妹中長姫オケツ媛は開化天皇に娶され、次妹ヲケツ媛は彥坐王の妃となつて、山代之大筒木眞若王以下三柱を生んだとある〔記〕。其他彥坐王の子孫が特に繁榮したのも、到所の海人が之を奉戴した爲と思はれることは次章に詳述する通りである。

〔孝安皇胤〕

大吉備諸進命〔記〕。　進はスミの假字で、モロスミといふ名は崇神朝の廷臣武諸隅〔紀〕――舊事本紀によれば物部氏七世大新川命の子――及尾張氏第七世建諸隅命〔舊〕等の例もあり、衆住（モロスミ）即ち共住屋の意と思はれるが、此は大吉備を冠して居るから、或は其國の一地名であるかも知れぬ。――周防國にもムロヅミ（室積）といふ地がある――事蹟及後裔については傳を缺き、紀には其

名をすら擧げて居らぬので、宣長は孝靈皇子大吉備津日子の訛傳としたが、生母忍鹿比賣命が海人族に由縁があつたとすれば(第一〇八頁)、同族の占住地なる吉備沿岸に派遣せられたことは有り得べきで、大吉備津日子御兄弟は其先蹤を履んで同方面に進出せられたものと了解することも可能であるから、輕々しく抹殺することは出來ぬ。

〔孝靈皇胤〕

此御代に於て始めてワケといふカバネ(榮稱)を用ひた皇子の名が現はれた。ワケは敬稱アギ(一―三三頁)から分化した語で、カバネとしてはヒワケ(秀別)、サワケ(榮別)、ヨリワケ(依別)などゝ用ひた例もあるが(一―一七五、一―一七七、一―一八〇頁)、通例ワケは地名に連り、針間(播磨)別、鎌倉別のやうに用ひられた。景行紀に天皇の御子のうち、七十餘子皆封ニ國郡一、各如ニ其國一、故當ニ今時一謂ニ諸國之別一者、卽其別王之苗裔焉とあるのは、――記には七十七王者、悉別ニ賜國國之國造亦和氣及

稲置、縣主」と記されて居る――此稱號が主として地方領主によつて用ひられたことを證するもので、今も諸國に存する若宮または若王子(ニャクワウジと稱へて居るが、もとはワケミコに充てた字であらう)社は、此別皇子の靈を祀つたものと思はれる。但し此カバネは皇子、王子のみではなく、鴨別、御友別、鹿我別等の如く、皇別諸氏その他の名族に於ても之を用ひたのである。

日子刺肩別命(記)。(ホ)　サス(シ)カタは角賀方面の一地名と思はれるが所在を詳にせぬ。但馬國にも佐須郷といふ地があり(和)、カタは潟の意と思はれる。御母ハヘイロネの緣により、若越地方の海人族に迎へられて其地の君長となられたのであらう。――紀には此皇子をあげて居らぬ。

彥五十狹芹彥(比古伊佐勢理毘古)命。(ヘ)　一名を吉備津彥(紀)または大吉備津日子(記)といふとある。イサセリ彥は恐らくはイサイリ彥の約で、イササは齋淨を意味し、吉備の海人の入彥となられたから、此名を以て呼ばれたので

あらう。吉備津彦は其通稱で、御弟若(日子)建吉備津日子に對して大吉備津日子とも稱へたのである。崇神朝の四道將軍中にも吉備津彦の名が見え、武埴安彦討伐及出雲出征にも參加したとあるが、世代が相違するから、此皇子とは別人で、此御兄弟のいづれかの子孫が祖先の名を襲うたのであらう。

彥狹島命〔紀〕――日子寤間命〔記〕。(ト)崇神皇子豊城入彥命の孫にも彥狹島王と稱するものがあり〔紀〕、國造本紀によれば垂仁天皇の後胤で能等國造に任ぜられた人も彥狹嶋命と呼ばれたとある。サシマは地名と思はれるから、同名異人のあることは奇とするに足らぬが、記にはヒコサメマの命とあるのであるから、孰れか一方が訛傳であらねばならぬ。針間牛鹿臣の祖とある所を見ると〔記〕、サメマも亦播磨方面の地名であるかも知れぬが、所在を詳にせぬ。或はサミ(サメ)が名號の主體で、マは地區を意味するのかも知れぬ。讃岐のサミネ(狹岑)の島も亦佐美乃山といひ〔萬二〕、今も沙彌島と稱する。

稚武彦命〔紀〕――若（日子）建吉備津日子命〔記〕。(チ) 稚武彦は若日子建といふに同じく、吉備津日子を略して其冠稱のみを擧げたのである。――舊事本紀には此皇子の外に弟稚武彦命といふ一柱を加へて居るが、――其は紀に兄・吉備津彦に對して弟・稚武彦命是吉備臣之始祖也とあるを誤讀して、別の一柱と立てたのであらう――景行朝に武將として活躍した吉備武彦は其後裔である。

〔孝元皇胤〕

大彦（大毘古）命。(リ) 稚日本根子彦（開化）天皇の御同腹の御兄であるから、大日本根子彦命といふべきを略して大彦命と稱へたのであらう。兄皇子でありながら大統を繼がれなかつたのは、恐らくは早く一家を創立せられたからであらうが、其代りに王女御間城姫の夫として迎へた御間城入彦五十瓊殖（崇神）尊が皇位を繼承せられた。此王女の外、記には二王子をあげ、長は建沼河別命、次は比古伊那許志別命と稱したとある。タケ、ヒコは美稱で、ヌナカハ、

イナコシは共に地名と思はれるが所在を詳にせぬ。――綏靖天皇が御名に負はれたヌナカハと同一地ではあるまい。――其子孫は次章に詳記するやうに大に繁榮した。

少彦男心命〔紀一云〕　少名日子建猪心命〔記〕。紀には開化天皇の母弟とあり、記には御兄とせられて居る。スクナが宿禰（直系）と同語なることは、前篇第四卷（八一頁）に論じた通りで、タケは美稱であるから、名號の主體は男心または猪心であらねばならぬ。心はコリの假字で（第五八頁）、こゝでは大人を意味し、ヲ（男）、キ（猪）は共に勇猛の象であるが、或はいづれか一方が音便轉呼であるかも知れぬ。此皇子の子孫は紀記いづれにも擧げて居らぬが、ほゞ同時に類似名を以て知られた左の二貴族がある。

㈠屋主忍男武雄心命一云武猪心命〔景行紀〕――武内宿禰の父

㈡建膽心大禰命〔舊〕――伊香色雄命の子、母は山代縣主眞木姫

異人同名は他にも例の多いことであるが、武内宿禰は後記の如く記には比古布都押之信命の子とあり、建膽心大禰については、物部系譜にも後裔をあげて居らぬを異例とするから、或は三者同人で、各書其々多少の誤傳があつたのかも知れぬ。皇子ではあるが、生母鬱色謎命の緣により物部氏に入籍せられた事も有り得べきで、此氏族は男系承統なるが故に、家系は伊香色雄命の子なる大新川命及十市根命に傳はり、此皇子の子孫は聞えぬやうになつたのではあるまいか。更に想像を逞うすると、紀記に共生母をウツシコメの命としたのは誤傳で、イカガシコメの命の子であつたかも知れぬ。若し然りとすれば彥太忍信命の同母兄弟であるから、武内宿禰の父と訛傳せられたことも絕無とはいへない。姓氏錄によれば道公の祖に大彥命の孫屋主田心命といふものがあるが、屋はミヤ(宮)に充てた假字で、田部をミタベといふが如く、御の字なくとも敬語を加へて稱ふべきて、ヤヌシと訓むのは誤である。

彦太忍（比古布都押之）信命。(ヌ)　フト（フツ）オシは太く大いといふ意。マコトは字の如く信の義とも解せられぬことはないが、其はフツオシの如き語を以て修飾するに適せぬから、恐らくは借字で、マコトはミコトの音便であらう。されば重ねて「命」といふ敬稱を用ひる必要はないのであるが、之に信の字を充てたので、後世名號の主體と誤解し、賢しらに加へたのではあるまいか。此皇子は紀には武内宿禰の祖父とあるけれども、記によれば次の二子を生んだとある。

比古布都押之信
　├味師内宿禰　母尾張連等之祖意富那毘之妹葛城之高千那毘賣
　└建内宿禰　母木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣

ウマシ（甘美）内宿禰は應神紀に武内宿禰の弟とせられて居り、長幼の序はいづれにもせよ、兄弟であつたことは疑なく、武内宿禰は景行朝から仁德朝まで五代に歷任したのであるから、世次からいへば彦太押信命の孫であつて然るべきである

が、其父として景行紀にあげた屋主忍男武雄心(武猪心)命については上記の如く疑問があるので、古事記は此説を取らなかつたのであらう。兩宿禰はいづれも母氏族について臣籍に降つたのであるが、兩者の間に爭を生じ、ウマシ内宿禰が敗れた結果、其所領がタケ内宿禰に歸したことは前章に略述した通りで、後者の子孫が大に繁榮したことは後卷に於て詳述する。

武埴安彦(建波邇夜須毘古)命。前章に述べたやうに生母の名を襲うて母氏に就いたものゝやうで、舊事本紀には岡屋臣等の祖とあり、岡屋は和名抄に山城國宇治郡岡屋(乎加乃也)鄕とある地と思はれるが、之を氏名とした理由を詳にせぬから、次の皇別諸氏中には之を省いた。崇神朝に叛した武埴安彦(建波邇安王)は其子と思はれることは次卷に論ずる。

〔開化皇胤〕

此御代から皇子の敬稱に王の字を用ひてミコと稱へるやうになり、後には皇女

にも及ぼした。用字上の差別は明確でないが、日嗣の皇子を王とした例はなく、命の字を用ひて居る〔記〕。さりながら彥湯產隅命を垂仁紀に產湯產隅王としたやうに、兩者を通用した例も少くはないから、階級の高下を表示したのではなく、單に言ひ慣はしによつたものゝやうである。案ずるにミコトは御事の義から出た尊稱で、特に公式の名號にそへて用ひ、――其は前章の后妃の名によつても察せられることである――ミコは御子を意味し、一般的敬語として通稱に添加せられたのであらう。本來は貴人の子女及神子(巫祝)の呼稱であつたのであるが、此頃から特に皇族の謂と解せられるやうになつたものと思はれる。されば王の外に皇子(女)の訓にも用ひ、景行紀以下には多くは親等によつて皇子(女)と王とに書き分けて居るが、其は編纂當時の用字例に準じたに過ぎず、上代に其區別があつたのではなく、いづれもミコの假字である。

意富祁王、袁祁王の如きも、天皇としては意富祁命、袁祁之石巢別命のやうに、命

彦湯產隅（比古由牟須美）命。（ル）一名を彦蕣簀命といふとある〔紀〕。ユムスミはユとムスミとの二語より成り、ユは齋の意で、外祖ユゴリの美稱を繼承したのか（第一〇二頁）、或は司祭の職に就かれたので之を冠したのであらう。ムスミはミスミの轉呼で、御栖御身の約と解せられ、コモスも亦小御栖の意と思はれる。此名によつて察するに、生母の緣によつて竹野氏の族長となられたものゝやうで、さればこそ丹波道主王を此皇子の兒なりとする一說もあるのである〔垂仁紀〕。記には其子として大筒木垂根王、讃岐垂根王の二柱をあげて居る。タリネはオホネ（大系）及スグネ（直系）に對して旁系を意味し、筒木及讃岐は地名で、前者は山城國綴喜郡に其名を留め、後者は和名抄に大和國廣瀨郡散吉郷とある地で、今の北葛城郡馬見村大字三吉である。此二王之女五柱坐也とあるが〔記〕、其名の判明して居るのは垂仁天皇の妃なる大筒木垂根王之女迦具夜比賣命〔記〕一柱のみで、兩王子の生母の名をも擧げて居らぬが、

丹波國とは關係がないやうであるから、若し誤傳にあらずとすれば、彦湯産隅命が朝覲中娶された女子の所生とすべきであらう。さりながら後述の如く建豐波豆羅和氣の後胤としてあげられた丹波之竹野別、稲羽忍海部等は、明に彦湯産隅系と思はれるから、兩皇子の子孫については混同交錯の存したこともあり得べきである。

彦(日子)坐王。(子)　其兒の名にもタヽス(立)及オス(押)といふ語が用ひられて居る所を見ると、坐はイマスと訓み、字の通りの意味で、この一家では起居動作を以て幼名とする慣例が存したものと思はれるが、勿論公式の稱號ではなく、通稱として用ひ、ヒコイマスのミコと稱へたのであらう。記には此皇子の子孫が左に表示するが如く、極めて詳密に叙述せられて居る。――恐らくは景行應神二帝の母后を出したからであらう。

―大俣王　母・山代之荏名津比賣、亦名苅幡戸辨――曙立王

小俣王　母同右
　　　　　　　　　　莵上王
志夫美宿禰王　母同右
沙本毘古王　母・春日建國勝戸賣之女、名沙本之大闇見戸賣
袁邪本王　母同右
沙本毘賣命亦名佐波遲比賣(垂仁后)　母同右
室毘古王　母同右
丹波比古多多須美知能宇斯王　母・天之御影神之女息長水依比賣
　　　　　　　　　　比婆須比賣命
　　　　　　　　　　眞砥野比賣命
　　　　　　　　　　弟比賣命
　　　　　　　　　　朝廷別王
水之穗眞若王　母同右
神大根王亦名八瓜入日子王　母同右
水穗五百依比賣　母同右
御井津比賣　母同右
　　　　　　　　　　右四柱ノ母ハ丹波之河上之摩須郎女
山代之大筒木眞若王　母・袁祁津比賣命
　　　　　　　　　　迦邇米雷王　母・丸泥能阿治佐波毘賣

├比古意須王　母同右
├伊理根王　母同右
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸○泥阿治佐波毘賣、
├息長宿禰王　母・丹波之遠津臣之女高材比賣─┬息長帶比賣命　┐
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├虚空津比賣命　┤母・葛城之高額比賣
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├息長日子王　　┘
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└大多牟坂王　母・河俣稻依毘賣

右の中大部分は記に後裔氏族名が明示せられ、或は後に關說する所があるから、各〻其機會に於て名號の意義及姻戚關係を述べることにする。彥坐王の王男子中後胤不明のものは比古意須王一柱で、或は子がなかつたのかも知れぬ。オスが父皇子のイマス(坐)及御兄のタタス(立)に對立する語なることは上記の通りで、押の意であらうが、父兄の例に反し、オサスといふ敬語形を用ひなかつたのは、單に口調によるものであらう。水穗五百依比賣、御井津

比賣及虛空津比賣については所說がないが、其は后妃の選（又は候補）に上らなかつたからで、五百依比賣のイホは齋秀を意味し、ヨリヒメとあるから齋女たること疑なく（一一一七七頁）、ミツホは瑞穗の義で、ホ（穗）の緣によつてイホ（五百）の枕詞として用ひられたのであらう。他の二貴女の名の義は明瞭で、配偶者は示されて居らぬが、大なる尊敬を受けた女性であつたことは、其名號によるも明白である。

建豐波豆羅和氣（王）（記）――武歯頰命（舊）。[ワ] タケ（武）及トヨ（豐）は美稱で、ハヅラはハツとウラ（浦）との二語から成立する地名で、之を管領したが故にハヅラ別と呼ばれたのであらう。此皇子の名は二ヶ所に出で、初先には和氣の次に王の字がないのを誤脫とするものもあるが、ワケは尊稱であるから必しも王又は命を添へることを要せず、舊事本紀に武歯頰命として和氣（別）を省いて居る所を見ても、單にハヅラワケと稱へたことも有り得べきである。

記に此皇子の後としてあげた道守臣以下六氏中には、彦湯産隅命の後と思はれるものがあることは上述の通りである。

上記皇胤中其名の下に(イ)(ロ)(ハ)等の如く標記したのは、苗裔の氏名の明なるもので、以下順を追うて之を說かんとするのであるが、之に關する紀記の記註が、——紀は大書、記は分註——縱ひ編者の手になつたものではなく、在來の傳承に基くものとしても(三一—二〇〇頁)、其遠祖から數代後に創立又は分岐したものが多く、直接の出系は寧ろ小數のやうである。例へば天足彦國押人命の裔なる和珥氏は、姓氏錄によれば其五世の孫難波宿禰または六世の孫矢田宿禰を始祖とし(第一一〇頁)、春日臣は仁德朝の賜姓とあるのである。されば氏名其ものが直に缺史時代の皇別の分布を語るのではないが、說明中に自ら新舊の別が明になり、皇化普及の一端を窺ふことが出來るから、之が論究は極めて重要である。

紀記に用ひたカバネ(三一一九二頁以下)は天武朝八色姓制定以前のもので、其後昇格又は變更したものも少くないが、姓氏錄等を參照すれば、容易に之を知ることが出來るから、本章に於ては傳承のまゝ記述する。又姓氏錄には紀記所載以外の多くの氏姓が見えるが、其は後日分派したもので、本章の研究の範圍外に屬するが故に、特に必要のある場合の外、之を度外視することにした。

(イ) 神八井耳系

紀には多臣之始祖也とあり、記は意富臣、小子部連、坂合部連、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家(ミヤケ)連、雀部臣、雀部造、小長谷造、都祁直、伊余國造、科野國造、陸奧石城國造、常道仲國造、長狹國造、伊勢船木直、尾張丹羽臣及島田臣等の十九氏を列擧した外に、日子八井命の裔として茨田連及手島連の二氏をあげて居る。以下逐一釋明を試みる。

多(意富)臣。　太臣または大臣とも書く。オホは和名抄に十市郡飫富鄕とある

地で、今の磯城郡多村である。語義は判明せぬが播磨、遠江、上總等にもある郷名であるから〔風〕〔和〕、恐らくは參河の穗（寶飫）と同じく、ホ（秀）から出た語であらう。いつ時代から之を以て氏名としたか判明せぬが、此一族の宗家であつたことは疑がない。

小子部連。　和名抄に越中國婦負郡小子を知比佐古と訓し、神樂歌にチヒサコ舍人といふ句があるので、從來チイサコべと稱へて怪しまなかつたが、小をチイサといふのは稚子の韓音지소（チィサ）の轉呼で、古言ではない。此氏名の起原については雄略天皇の六年の紀に次の如き記事がある。

天皇欲レ使三后妃親桑以勸二蠶事一、爰命二蜾蠃一聚二國內蠶一、於レ是蜾蠃誤聚二嬰兒一奉二獻天皇一、天皇大咲、賜三嬰兒於二蜾蠃一曰、汝宜二自養一、蜾蠃卽養二嬰兒於宮墻下一、仍賜レ姓爲二小子部連一

嬰兒は旁訓の通り古言ワカコで、チィサコとはいはぬから、此傳說に從へば

部名も亦ワカコベであらねばならぬ。大嘗祭式に子部宿禰が御蓋持として奉仕するとある所を見ると、コベ氏と稱するものもあつたので、——姓氏錄右京神別の子部は全然別系である——之と區別する爲に若子部と稱へたものと思はれる。コベのコは家の子の意で、多臣の家隷の部屬をいふのであらう。

坂合部連。姓氏錄には火明命系の坂合部宿禰及大彥命の後なる坂合部連をあげて居るが、神八井耳系としての此氏は見えぬ。サカヒは輕村の地名で（第五五、六四頁）、其處に居住した部衆をサカヒベと稱したやうであるから、或時代に部長家が交迭したことも有り得べきである。

火君。姓氏錄にも火（右京）及肥直（大和）は多朝臣同祖神八井耳命之後とある。昔日大和在住のヒ（火）卽ちヒナ（夷）族の恭順者を糾合して一部族とし、多氏の一門をして之を統率せしめられたのであらう。國造本紀に火及大分國造の祖とある志貴多奈彥命が、伊余國造の祖なる敷桁彥命と同人とすれば、——

前者は崇神朝に任命せられた國造の父とあり、後者は成務朝に任命せられた人の父で、世代が相違するが――印幡國造と同祖とあるから、神八井耳命の後とせねばならぬが、若し然りとすれば、恐らくは大和のヒ(火)族の部長たる故を以て、景行天皇の西征に供奉した人の子が筑紫に留まり、後日火國造に任命せられたので、瑞籬(崇神)朝とある國造本紀の年代は訛傳とせねばならぬ。後章に論述するやうに崇神朝には此地方は尙未だ朝廷の治下に屬せず、肥國は倭人が支配して居たのである。――風土記に其朝の人としてあげた肥君等祖健緒組(純)も時代錯誤と思はれる――欽明紀に見える筑紫火君は國造家と同氏であらう。

大分君。　右の大分國造と同一氏であらう。天武朝に氏人惠尺及稚臣(見)が武勳を以てあらはれた。

阿蘇君。　國造本紀に瑞籬朝御世、火國造同祖、神八井耳命孫、速瓱玉命定賜國

造」とあるが、上記の如く時代に誤があるとせねばならぬ。孫とあるに從へば火國造の分派で、阿蘇都彥系に代つて此地方の領主となつたのであらう。

筑紫三家連。　三家は宣長說の如くミヤケと訓むべきで、和名抄には筑前國那珂郡三宅鄉及筑後國上妻郡三宅鄉をあげ、其他糟屋屯倉（ミヤケ）〔繼體紀〕、筑紫穗波屯倉、鎌屯倉〔安閑紀〕等があるから、孰れの地を領したのか判明せぬが、桓武朝の人に筑紫那賀郡三宅連眞繼といふものがあるから〔類聚國史〕、此郡と推定することが最も事實に近いやうである。天武朝に唐から逝げ還つたものにも、筑紫三宅連得許といふ人がある。

雀部臣。　雀は借字で、陵を古語でサヽキといひ、之が管理に任ずる部人をサヽキべと稱へたのであるが、此部族の居住した地の名に轉用した例も、參河國寶飫郡、上野國佐位郡、丹波國天田郡等に見えるから〔和〕、大和にも曾て此名の地點が存し、右の造家が其處に居住したので、雀部臣と名乘るやうにな

つたのではあるまいか。姓氏錄によれば此家系は和泉に殘り、大和の雀部臣は武内宿禰の子孫が繼承した。但し此名の由來を仁德天皇に結びつけた同書の說は信ずるに足らぬ。此朝に設置せられた御名部は記に列擧せられて居るが、サヽキべといふものはなく、又清寧、武烈兩天皇の如く、皇子がおはしまさぬので紀念の爲に御名代部を定められた例を除き、天皇の御名部といふものはあり得ぬ。

雀部造。　右の陵部の部長である。此外にも尾張氏第九世王勝山代根古命も雀部連の祖とある〔舊〕。或は神八井命の子孫は之に其職務を讓り、サヽキべといふ名のみを留保して、臣家となつたのかも知れぬ。

小長谷造。　小長谷部は武烈天皇を紀念する爲に設置せられた民部で〔記〕――紀には小泊瀨舍人とある――仁德紀に賢遺臣（サカシノコリノ）といふ名を賜はつた小泊瀨造祖宿禰臣から出たのであらう。

都祁直。　ツゲは和名抄に大和國山邊郡都介とある地で、今も都介野村と稱する。布目川(木津川支流)の河上なる山間の盆地であるが、夙に開拓せられたと見えて、仁德紀に鬪鷄(ツゲ)稻置、允恭紀に鬪雞國造の名があらはれて居る。恐らくは此直家と同一系であらう。

伊余國造。　國造本紀によれば成務朝に伊余國造に任ぜられた速後上命は印幡國造と同祖、敷桁彥命の兒とあり、印波國造は神八井耳命の後とある。此伊余は今の伊豫國伊豫郡及溫泉郡地方をいひ、景行天皇西征の際始めて皇化に浴したものゝやうであるから、恐らくは從軍の一將であつた敷桁彥が此地に子孫を殘し、地方の領主となつたのであらう。

科野國造。　國造本紀にも神八井耳命の孫建五百建命が崇神朝に任命せられたとあるが、孫としては世次が合はぬから、脫字があつたのであらう。此御代には豐城入彥を東國に下されたとあるから、其裨將の一人又は其子孫が此地

の國造となつたことも有り得る。但し科野と稱したのは今の長野縣中、諏訪、伊那、筑摩、安曇を除いた北東部分で、シナ(夷の轉呼)卽ちヒ(火)族の古住した野を意味するのであるから、特に火君を選任せられたのであらう。

陸奥石城國造。　國造本紀には建許呂命が定賜せられたとあつて一致せぬのみならず、石城郡は常陸風土記によれば孝德朝に常陸國多珂郡から分立したとある。或は其以前に於ても一國として獨立した時代があつたかも知れぬが、神八井耳系から其國造が出たといふ根據を詳にせぬ。上記の如く國造本紀には印幡(印波)國造をも此系統として居るが、記に之をあげぬ所を見ると、若干の訛誤が存したものと思はれる。

常道中國造。　國造本紀には伊余國造同祖建借馬命定賜國造とあるが、之を成務朝の任命としたのは誤りで、常陸風土記にも崇神天皇の御代に建借間命及黑坂命(大ノ臣)が此地方平定のため差遣せられ、前者は那賀國造の祖となつた

とあるから、此朝のことゝせねばならぬ（五—一五二頁參照）。此將軍が行方郡に占據した國栖夜尺斯、夜筑斯等を討伐するに當り、杵島曲（キシマブリ）を歌はしめて之を魅惑したとあるのも、其配下の兵衆が夜尺斯等と同族であつたことを暗示するもので、こゝにいふ國栖は恐らくは先住民を意味し、建借間命の配下と同じくヒ（火）族であつたのであらう。

長狹國造。長狹は和名抄に安房國長狹（奈加佐）郡とある地で、國造本紀には見えぬが、印幡國造から分岐した一氏によつて統治せられたのであらう。

伊勢船木直。他書には見えぬが、船木といふ地名は今も度會郡瀧原村の大字として存する。宮川と大内川との會流地點附近で、舟木を採伐したによつて名を負うたのであらう。神宮方面に通ずる街道に近いから夙に多氏の一族が移住したものと思はれる。

尾張丹羽臣。和名抄に尾張國丹波（邇波）とある地で、今も西成村の大字に其

名を存する。此氏は恐らくは次の島田臣の一支で、舊事本紀尾張氏系譜に建稻種命の妻玉姫の父とある邇波縣君之祖大荒田は全然別系の人であらう。

島田君。　姓氏錄右京皇別の島田君は、多朝臣同祖、神八井耳命之後也、五世孫武惠賀前命孫、仲臣子上、稚足彥天皇諡成務御代、尾張國嶋田上下二縣有二惡神一、遣二子上一平服之、復命之日賜二號嶋田臣一也とあるが、其は後日本貫を都に移したので、本初は和名抄に尾張國海部(阿末)郡嶋田とある地に在住したのであらう。所在地は之を詳にせぬが、今の津嶋町とは無緣故ではないやうに思はれる。

茨田連。　姓氏錄右京皇別には神八井耳命男彥八井耳命之後とあり、彥八井命を祖とすといふ記の所說と一致する。茨田は和名抄河內國茨田(萬牟多)郡茨田とある地で、鄕名は早く滅びたが、郡名としては明治年間北河內郡に併合せられるまで存續し、今の枚方町から守口町に至る淀川東岸一帶の地を包括し

た。神八井耳命の子孫が此地を支配するやうになつた時代は判明せぬが、姓氏錄によれば河内皇別茨田宿禰は、仁徳朝茨田堤構築に關與した笞呂母能古(紀の衫子に相當する)の後とあるから、此人が治水によつて得た地域を賜はり、一家を創立したのであるかも知れぬ。

手嶋連。　和名抄に攝津國豐島(手島)郡豐嶋(天之萬)鄕とある地の主長で、――今も豐能郡の一村に此名を存する――分岐年代は不明であるが、恐らくは右の茨田連から出たのであらう。

右の諸氏中缺史時代から存したと思はれるのは、多臣及火君外一兩家で、他は後日其から分岐したものゝやうである。

（ロ）磯城津彥系

紀によれば此皇子は猪使連の始祖とあり、記には其一王子(逸名)の後として、伊賀須知之稻置、那婆理之稻置、三野之稻置の三氏をあげて居る。

○猪使連。　天武紀に此氏人の名が見え、宿禰に昇格したとあり、姓氏錄にも掲載せられて居るが、キツカヒは意をなさぬ語であるから、或はキカヒ（猪養）を忌んでキツカヒと改稱したか、又は猪使と書いてもキカヒと稱へたのかも知れぬ。若し然りとすれば萬葉集に吉隱之猪養乃岡（二卷）または吉名張乃猪養山（八卷）とある地の邑主（ムラヌシ）の謂であらう。吉隱（コナバリ）といふ地名は今も初瀨町の大字として殘つて居る。

○伊賀須知之稻置。　須知は和名抄に名張郡周知とある地で、今は其名を存せぬが、後記名張鄉の附近であつたやうである。以下三氏が稻置を以てカバネとする所を見ると（三一一九三頁）、一系から分裂していづれも一部落長たるに止まつたのであらう。

○那婆理之稻置。　和名抄に伊賀國名張郡名張（奈波利）鄉とある地（今の名賀郡名張町）の首長をいふ。ナバリは名墾または隱ともかき、孝德紀、天武紀及萬葉

集にも見える舊地である。

三野之稻置。　前兩氏から推するに、三野も亦伊賀の地名で、持統紀に伊賀郡身野とある地であらう。今の名賀郡美濃波多村は其名殘と思はれる。

右によれば磯城津彦は師木氏に入籍したけれども、宗家を相續せず、初瀨の吉隱に別に一家を創立したものゝやうで、其子孫が此地から萩原（今の宇陀郡榛原町）を經て、菟田川の溪谷を下り、名張方面に進出したものと思はれる。猪使連の外は氏人の名が顯はれず、姓氏錄にも揭載せられて居らぬ所を見ると、――同書によれば名張臣は大彥命の後とある――夙に衰微したけれども、尙此方面の最初の開拓者なるが故に其名が傳へられたものとすべきで、其進出は大彥系以前であつたのであらう。右の外舊事本紀には磯城津彥命の裔として、新田部（カバネ缺）をあげ、姓氏錄にも左京皇別新田部宿禰は磯城津彥命の後とあり、此氏が安寧天皇の後胤と稱したことは疑がないが、恐らくは後世猪使連から分岐し、天武天皇の妃

新田部皇女(天智皇女)、同天皇の御子新田部皇子に奉仕したが故に、此朝に於て榮え、宿禰にも昇格したのであらう。されば此氏は舊事本紀作者の追加で、古傳にはなかつたものとせねばならぬ。

(八)　多藝志(武石)比古系

血沼之別、多遲麻之竹別、葦井稻置之祖とある(記)。　舊事本紀には上述の如く此皇子を、手研彦奇友背命(安寧皇子)と武彦奇友背命(懿德皇子)との二柱に分け前者は父努別等祖、後者は無レ後として居るが、訛傳なること勿論である。

。血沼之別。　チヌが今の泉南郡地方の舊稱なることは第一卷(七七頁)に考證した通りで、恐らくは師木の部衆を率ゐて躬づから此地方平定に下向せられたので、タギシ(タケシ)彦といふ名を負はれたのであらう。所在の西紀氏(第一卷七八頁)が之を迎へたことは言ふまでもない。雄略紀にあげた茅渟縣主は別系で、姓氏錄に豐城入彦命三世孫御諸別命の後と稱する珍縣主のことゝ思は

れるから、別氏(ワケ)は其以前に衰微したのであらう。

多遲麻之竹別。　但馬國に此地名は聞えず、此皇子と但馬との緣故も思ひあたらぬ。或はタチマは同名別地で、河内國のタチ(丹治)にマ(地區)といふ語をそへて呼稱したのであるかも知れぬ。此地は反正紀に多遲比、記に多治比と假字書せられ、和名抄にも太知比と訓せられて居るが、ヒは伸音の表示で、名の義はタチ(蝮)のやうであるから、タチマともいひ得る。後世丹北丹南二郡に分れ(今は中、南河内郡に分屬)、其境域には竹といふ地名は存せぬが、本來低地なるが故に丘陵のある所をタケ又はタカと稱へたことも有り得べく、高鷲原の如きも其一例である。記して疑を存する。

葦井稻置。　前出磯城津彥の後なる伊賀の三稻置の書例によれば、此も亦タチマの葦井といふ部落長を意味するのであらう。此地名も消滅したが、地物によつて名を負うたものと思はれる。

之を要するにタギシ彦の裔は河内及和泉に占據したものと見るべきであらう、

（三）天足彦系

紀には和珥臣等始祖也とあるだけであるが、記には春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比韋臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟耶臣、都怒山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海國造の十六氏をあげて居る。近淡海國造及一兩氏の外は皆やゝ後日の創立で、三世の孫までは彦國を以て世襲冠稱としたことは上記の通りである。

和珥臣。　前章（第一一〇頁）にあげた姥津命の外に、紀記には彦國葺命をも和珥臣の遠祖とし、難波根子建振熊を共祖として居る。姓氏錄には之を和爾部朝臣、和爾部宿禰、和爾部、丸部又は和爾部（無姓）に分ち、朝臣家は彦姥津命の三世の孫難波宿禰の後、宿禰家は同四世の孫矢田宿禰の後、臣家は同五世の孫米餅春大使主（タガネツキオホミ）の後とし、丸部は彦姥津命男伊富都久命の後、和邇部は彦國葺

命又は米餅搗大使主又は難波宿禰の後として居る。――ワニをワニべと改めたのは、天武朝以降のことで、別系のワニ氏と區別する爲であらう――さりながらカバネのない部民が朝臣(臣)及宿禰の名門よりも舊家なるべき理由がないから、ワニの臣家は武振熊以後の創立とせねばならず、其冠稱を難波根子(宿禰)と稱する所を見ると、此武將は難波に居住したものと思はれる。其は天足彦が海人族に就き山城の木津に古住したのであらうといふ上記の推定を立證するもので、子孫が川を降つて難波方面に進出したことは有り得べきである。古事記に此氏をあげなかつたのは脱漏で、前章(第一一〇頁)に掲げたやうに、日子國意祁都命は明に丸邇臣之祖とあるのである。若し故意に之を省いたものとすれば、其は後記の丸邇の意富美(大忌)といふ別氏と混同した爲であるかも知れぬ。

春日臣。　この春日は奈良附近の地名で、前章にあげた春日縣主家の古住地と

は所在を異にする（第七五頁）。此は開化天皇の宮居の地で、物部氏も占居したと思はれることは既述の通りであるが、其以前から春日大神を奉齋する土豪（恐らくはイザナギの命の神裔または縁故者と稱するもの）が此地に居住したと思はれる。――前篇第二卷（二二七頁以下）參照。但し其文中に五十鈴媛命に關係があるやうに述べたのは、狹井河を率川の一名なりとする說（地名辭書）に捉はれた私の誤解である（第一卷二三八頁）――其は日子坐王の妃沙本之大闇見戶賣の母なる春日建國勝戶賣の一家で、タケ（武）は美稱、クニカチは國處主を意味し、其名のものものしい所を見ても、然るべき身分の人であつたとせねばならぬ。其外孫沙本毘古が垂仁朝に簒位を企てた際、此一門も之に黨したことは想像に難からず、從つて所領を奪はれて丸邇に退き、春日のワニのオミ（大忌）とも單にワニのオホミ（大忌）とも稱したものゝやうで、恐らくは春日の地は彥國葺の子孫に給はつたのであらう。されば姓氏錄大春日朝臣の

條下にも、此氏名の起原を仁德朝のことゝして次の如く敍して居る。

出レ自二孝昭天皇皇子天帶彥國押人命一也、仲臣令家重二千金一委レ糟爲レ堵、于レ時大鷦鷯天皇、臨二幸其家一詔號二糟垣臣一、後改爲二春日臣一云々

仲は一本に仵とあるが、上揭島田臣の條下にも仲臣子上といふ名が見えるから、臣家の仲子の意で、令は恐らくは之の誤寫であらう。カスカの名が糟垣に因するといふのは例の戲說であるが、仁德朝の賜姓とする傳承が存したことを表示するものと思はれる。以下の諸氏は多くは之から分岐したもので、氏人の繁榮を證するに足るけれども、缺史時代の事實ではない。

大宅臣。　大宅は武烈紀影媛の歌にも於裒夜該とあり、和名抄に大和國添上郡大宅とある地で、春日鄕の次に序して居るから、其隣接地とおもはれる。

粟田臣。　孝德紀に春日粟田臣とあるから、春日鄕中の一地點であつたのであらうが、其名は傳はらぬ。和名抄の山城國愛宕郡上粟田及下粟田の二鄕は此

氏人が移住したが故に名を負うたものとも、或は此地名から氏名が出たとも説明し得られるが、粟田の如き普遍性の名稱のみを以て斷定の資料とすることは危險である。

小野臣。　雄略紀に春日小野臣とあるから、小野は右の粟田と同じく、春日の一地點名であらう。姓氏錄小野朝臣の條下には米餅搗大使主の後とし、敏達朝大德小野妹子が近江國滋賀郡小野村に居住したから氏名としたとあるが、上述の如く既に雄略朝にも此氏人の名が見えるから虛說とせねばならぬ。恐らくは妹子が居住したので其地を小野と呼ぶやうになつたのであらう。

柹本臣。　柹本も亦柹木があつたが故に與へられた地名であらうが、──大和には櫟本、柳本の如く此種の地名が少くはない──其名は殘存せず、添上郡櫟本町に柹本寺及人丸墓の遺跡を存するのみである。姓氏錄に敏達天皇の御代家門に柹樹あるによつて氏名としたとあるのは、上記の糟垣と同樣に後人の

臆說であらう。

壹比韋臣。　イチヒヰは應神天皇の御製〔記〕にも、允恭紀にも見える古い地名で、今の添上郡治道村大字櫟枝は其名殘であらう。姓氏錄によれば米餠舂大使主の後とある。

大阪臣。　和名抄には葛上郡に大坂鄕をあげて居るが、此大坂は神名帳に葛下郡大坂山口神社とある地をいひ、崇神朝に祭祀せられた大坂神の鎭座する舊地で、今も北葛城郡下田村字逢坂に其名殘を留めて居る。此處に古住した春日氏を大坂臣と稱へたのであらうが、早く衰滅したと見えて姓氏錄にもあげられて居らぬ。

阿那臣。　國造本紀に吉備穴國造は和邇臣と同祖で、景行朝に彥訓服命孫八千足尼定賜國造とあり、海人族の緣故により此氏人を同地方平定の爲に差遣せられたことも有り得べきであるから、若し其子孫が土着したとすれば阿那臣

と名乘つたとも思はれるが、其は和珥臣乃至春日臣といふ氏號發生以前のことで、上記諸氏と同列に擧げらるべきものではないから、或は別に阿那臣と稱する一氏が存したのかも知れぬ。案ずるに上記逢坂の隣地を穴虫（二上村の大字）といひ、アナムシはアナ（穴）シ（栖）の轉呼で、略してアナとも謂ひ得られるから、——吉備穴國、穴戸（長門）國等も此意から出た名稱である大坂臣と相並んでアナの臣と稱する春日氏の一支が存したのかも知れぬ。姓氏錄（右京）にあげた安那公は彥國葺命の後とあるから、或は國造と同家で、後日吉備から轉籍したものであらう。

多紀臣。　タキは諸國にある地名であるが、丹波國多紀郡及美濃國多藝（多岐）郡（和）が最も有名で、ことに後地（今の養老郡）は海人族の古據地であつたのみならず、次の羽栗、知多二氏も此地方の名を負うて居る所を見ると、此も其領主をいふのではないかと思はれる。東寺古文書に丹波目代多紀朝臣基影及

國老多紀臣某とあるのは〔氏族志〕、明に丹波在住者であるが、必しも此多紀臣と同氏ではなく、同名別系であらう。

羽栗臣。　此臣家の本貫は和名抄に尾張國葉栗郡葉栗鄉とある地(今美濃國羽嶋郡に屬する)であらう。右の多藝(多紀)郡とは相距ること遠からぬ地である。姓氏錄に彥姥津命三世孫建穴(または建安)命之後とある所を見ると、景行朝のころ此方面平定の爲に派出せられた武將の後と思はれる。

知多臣。　知多は尾張國の現存郡名で、和名抄にも智多郡とあるから、多藝または羽栗からは此處に進出したのであらう。

牟邪臣。　國造本紀に武社(上總)國造は成務朝に彥意祁都命孫彥忍人命定賜とあるから、之と同氏であらう。倭建命東征に供奉した一武將が此地方鎭撫のため殘留したことは有り得る。牟邪(武社)は和名抄に上總國武射郡とあり、近年山邊郡と合併して山武郡と稱する。

都怒山臣。　都怒山といふ地の臣の謂ではなく、ツヌ(地名)に居住する山部の臣の意であらう。山部を略してヤマとのみ稱へ、之に地名を冠した春日山君、狹狹城山君、近江山君の如き氏名もあるから、山臣とした例は見えぬが、意をなさぬことはなく、山君の誤記とも考へられる。ツヌは津のある野の意であるが、此は何處をいふのか判明せぬ。和珥氏または春日氏が移住したことの有り得べき範圍内に於て之を求めると、和名抄に近江國高島郡角野(津乃)とある地か、或は木角宿禰が名に負うた紀伊國の一地(所在不明)であらう。

此名を角國(周防)から出たとする雄略紀の所說に疑があることは記傳(一三卷)にも指摘した通りである(古語大辭典)。

伊勢飯高君。　和名抄に伊勢國飯高(伊比多加)郡とある地(現在の飯南郡の一部分)の君長で、分岐年代は不明であるが、次の壹師君と同じく舊家と思はれる。氏人の名は續紀以下に散見する。

壹師君。　右の飯高郡の北隣壹志郡の君長。此氏人も亦續紀以下に見える。

近淡海國造。　國造本紀には淡海國造は彦坐王三世孫大陀牟夜別定賜とある。其は倭建命の妃布多遲比賣の父なる近淡海之安國造之祖意富多牟和氣〔記〕と同一人で、安（野洲）國造をいひ、此國造家は其とは別系であるが、近江國のどの部分を領したか判明せぬ。或は上記小野臣の所領が其遺產ではあるまいか。創立年代は不明であるが、恐らくは天足彦の後裔が尙木津方面に占據した時代に分岐したのであらう。

右によれば此氏族の蕃息したのは主として大和及近畿で、吉備の穴、上總の武邪の兩國造及美濃尾張の三家を除いては遠國に進出したものはない。其は難波根子以來海人族と離れ、武將として活動したものがなかつた爲であらう。

（ホ）日子刺肩別系

記には高志之利波臣、豐國之國前臣、五百原君及角鹿海直之祖也とあるが、廬原

公は姓氏錄には稚武彥命の後とあり、國造本紀によれば國前國造は吉備臣同祖、吉備都命六世孫午佐自命定賜とあるを可とすべきこと後記の通りであるから、記の所說を誤りとして、こゝには利波及角鹿海二氏のみをあげる。

高志之利波臣。　和名抄に越中國礪波(止奈美)郡とある地(現存)の領主で、恐らくは後記の角鹿海直家から分岐したのであらう。利波、礪波は借字で、トは外の意らしく、國造本紀には素都乃奈美留命(高志深江國造)及素都乃奈美小田命(加宜國造)といふ人名が見え(第二二七頁參照)、之に對して越前國大野郡五箇村に打波(內波)といふ大字が存する。

角鹿海直。　角鹿海は和名抄に越前國敦賀(都留我)郡とある地方(現存)に居住するアマ(海人)族の謂で、其名門をアマの直と稱したのである。思ふに此皇子は生母ハヘイロネから海人族の血を受けて居るので、特に此地方在住の同族人懷柔の爲に派出せられ、子孫をこゝに留めたのであらう。國造本紀には吉

備臣祖若武彦命の孫なる建功狹日命が成務天皇の御代に此國造に任ぜられたとあるが、吉備下道から遙々北陸に轉任せしめたとは、當時の事情に鑑み思ひ及ばぬことであるから、若武彦と日子刺肩別とは御兄弟なるにより混同せられたのではないかと思はれる。萬一國造本紀の說に誤なしとすれば、直家と國造家とは別系で、二世代後に於て再び鎮定の必要を生じ、當時武將として知られた吉備津彦の族人が派遣せられ、其まゝ此地方に殘留したものと思はれる。いづれにしても越前方面に最初に皇化を齎したものは日子刺肩別命であらねばならぬ。

（へ）彦五十狹芹彦系

此皇子は一名を吉備津彦命〔紀〕、または大吉備津日子命〔記〕と稱したとあるから、吉備に移住せられたことは疑なく、其子孫は記に吉備上道臣とあるが、紀には其後裔をあげず、舊事本紀には吉備臣等之祖とある――應神紀によれば此

氏は若日子建吉備津日子命の後なる下道臣、笠臣等と同一系から出たとあり、明示せられては居らぬけれども、稚武彦命の後であるかのやうに了解せられる。要するに吉備津彦の後裔なることは疑がないが、御兄弟いづれから出たか判然しなかつたものと思はれるから、次に吉備津彦系として一括して掲げることにする。

（ト）日子寤間系

上述の如く紀は此皇子の名を彦狹嶋命として後裔をあげて居らぬが、記には針間牛鹿臣之祖也とある。舊事本紀には彦狹嶋命は海直の祖とあるが、其は後記の如く稚武彦を宇自可臣の祖と誤傳した結果で、海人の如き大種族に在つては、其一名門が地名を冠稱することなくして漫然海直と名乘るが如きことは有り得ぬ。但し牛鹿氏も左記の如く海人族である。

針間牛鹿臣。　針間は後日の播磨國で、ウシカは其他に占住した氏族である。

此名號はウ（大）とシカ（原義不明）との二分子より成り、シカは礒鹿海人（神功

紀〕、シカ（然、四可、之加、志賀、牡鹿、思香、之賀）のアマ〔萬葉集〕の如く用ひられ、海人族の一支の名である〔古語大辭典〕。されば其古據地をシカマ（餝磨）と稱へ、安閑朝に設置せられた播磨國牛鹿屯倉〔紀〕は、風土記には餝磨御宅とある。此皇子は海人氏族に入籍せられた外祖和知都美命の緣により、牛鹿氏に迎へられて其首長となつたものゝやうで、姓氏錄（右京皇別）にも宇自可臣は孝靈天皇皇子彥狹島命之後也とある。或時代に播磨から轉貫したので、續紀以後にも此氏人の名が散見する。

（チ）吉備津彥系

上記彥五十狹芹彥命を大吉備津日子（吉備津彥）といふに對し、その弟皇子を若（日子）建吉備津日子とよび、略して稚武彥とも稱へた。紀には兄皇子の後裔をあげず、稚武彥を以て吉備臣之始祖なりとし、應神紀に列擧した吉備諸氏は天皇の妃吉備兄媛の兄御友別の一族を祖とすること左に表示する通りである。

┌浦凝別（苑臣之始祖）
├御友別──┬稲速別（下道臣之始祖）
│　　　　├仲彦（上道臣、香屋臣之始祖）
│　　　　└弟彦（三野臣之始祖）
└鴨別（笠臣之始祖）

陽成天皇の元慶三年十月印南臣宗雄の上奏によれば、御友別は吉備武彦の一男、鴨別は同じく三男とあり〔三代實錄〕、吉備武彦は日本武尊の東征に供奉した武將の一人で、鴨別は神功皇后の熊襲討伐に從軍した人であるから〔紀〕、年代からいうても然もあるべきことのやうに思はれる。之に反して姓氏錄に御友別兄弟を稚武彦命の孫（吉備臣及笠臣）、吉備武彦を稚武彦命の男（下道朝臣及眞髮部）又は孫（廬原公）としたのは、甚しく世代を無視したもので、稚武彦命は孝靈皇子であるから、皇室の御世次に準據すると、吉備武彦は其五世の孫、御友別等は七代の孫であらねばならぬ。案ずるに崇神朝の四道將軍の一人で、出雲征討に參加した人も吉備津彦とあるから〔紀〕、此名號は吉備家族長の世襲で、吉備武彦の父も祖父も之を

用ひた爲、若建吉備津日子郎ち稚武彦命と混同せられたのであらう。姓氏錄に諸氏を稚武彦命の後裔としたのは、紀の所說に盲從した爲であるから、證據とはし難く、要するに孝靈皇胤で吉備津彦と稱したもの丶後裔といふ以上に確說がなかつたものとせねばならぬ。されば之を一括して左に列擧する。

吉備上道臣。　和名抄に備前國上道(加無豆美知)郡とある地方(現存)の領主。國造本紀には中彥命兒多佐臣を始任とすとある。

吉備下道臣。　和名抄に備中國下道(之毛豆美知)郡とある地(今吉備郡に屬す)の領主。國造本紀には兄彥命亦名稱建別定賜國造とある。建は速の誤寫であらう。――建、速混同は他にも例のあることである(一―一七七、一八〇頁)。

笠臣。　笠といふ地名は今の三備地方には殘つて居らぬが、鴨別の名も淺口郡鴨方(鴨縣)から出たと思はれるから、其西隣小田郡笠岡町が全然無關係の地名であると見ることは出來ぬ。姓氏錄(右京)笠朝臣の條下には次の如く記述

して居る。

應神天皇巡二幸吉備國一登二加佐米山一之時、飄風吹二放御笠一、天皇怪レ之、鴨別命言、神祇欲レ奉二天皇一、故其狀爾、天皇欲レ知二其眞僞一、令レ獵二其山一、所レ得甚多、天皇大悅賜二名賀佐一

此はカサといふ語義不明の氏名の由來を說かんが爲の傳會で、古風土記などから取つたものであらうが、此事件の以前からカサメといふ名が存したとすれば、カサといふ地もあり得た筈で、之を名に負うたのは敢て奇とするに足らぬ。カサは丹後の加佐郡を始め諸國に多い地名で、ワカサ(若狹)國も之と關係があるやうであり、或は古い氏族名ではないかと思ふが、尙未だ之を詳にせぬ。カサメのメはマ(地區)の轉呼で、カサマ(笠間)の形に於ては大和、伊勢、加賀、常陸等の地名にも用ひられて居るから、恐らくは笠岡と同義を以て加佐米山と稱へたのであらう。國造本紀には鴨別命八世孫笠三枚(ミヒラ)臣定賜と

して笠臣國をあげて居るが、臣國といふ稱呼は例のないことであるから、衍字か然らずば笠岡の誤寫であらう。

右の外左記二氏は記に日子刺肩別命の後とあるけれども、吉備津彥系とすべきことは既述の通りである。

五百原君。　姓氏錄(右京)には廬原公として次の如く記述して居る。

吉備建彥命、景行天皇御世、被ㇾ遣二東方一、伐二毛人(エミシ)及凶鬼神(アラブルカミ)一、到二于阿倍廬原國一、復命之日、以二廬原國一給ㇾ之

國造本紀にも成務朝吉備武彥命兒意加部彥命定賜として廬原國造をあげて居る。此地は和名抄に駿河國廬原(伊保波良)郡廬原とあり、今も庵原村として殘つて居る。吉備武彥が日本武尊に從ひ東征中、此地方の土豪の女を娶つて生ませたのが右の意加部彥で、オカベといふ名稱も今の志太郡岡部町に名殘を留めて居るのである。

豊國之國前臣。　景行紀によれば筑紫親征供奉者の一人菟名手といふものゝ後とあり、國造本紀に成務朝の任命とある吉備臣命六世孫午（宇の誤記か）佐自命は恐らくは其子であらう。若し然りとすれば吉備津彦系の一人で、武將として景行天皇に供奉し、ウナ（菟）といふ地に駐留してウナ主とよばれたものと思はれる。風土記によれば豊國直も亦此人の後とある（前同卷第二章參照）。

右の外に三野臣及廬原臣も上記の如く同系に屬し、國造本紀には葦分（肥後）國造、續氏錄には眞髮部をあげて居るが、氏族分派を論ずることは本章の目的ではないから、記に後裔として掲げたものだけに止めて置く。

（ヌ）大　彦　系

記には他の皇胤諸氏が詳述せられて居るに反し、その皇胤については長子建沼河別の後として阿倍臣、次子比古伊那許志別の裔として膳臣をあげたのみであるが、此系統は極めて繁榮し、舊事本紀姓氏錄その他の古書に見えるものだけでも

四十餘氏を算し、紀にも阿倍臣、膳臣、阿閇臣、狹狹城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣凡七族之始祖也とある。こゝには此七氏のみを記述する。

阿倍臣。　アベは後記の阿閇と同じく、族名のヒ(火)に接頭語アを冠したもので、イを接頭したイヒ(族名)と對立し、ヒナ(夷)又はエミシ(蝦夷)族の一大支の稱呼であるから、地名にも轉用せられ、大和の阿倍(今の磯城郡安倍村)、攝津の安倍野の如き舊地も存するが、この阿部は和名抄駿河國安倍郡とある地(現存)に居住した大氏族をいひ、崇神朝四道將軍の一人として東海道に派遣せられた建沼河別命が其嫡女を娶り、之に生ませた子が後日族長を相續した結果、皇別となつたのであらう。されば其配下の民はヒ(火)族で、東國及陸奥に蕃息し、後日猨島臣、磐城臣、陸奥臣、安積臣、信夫臣、柴田臣、會津臣等皆阿倍を冠稱とした〔續紀〕〔後紀〕。さりながら其弟の比古伊那許志別命の後も亦アベ(阿閇)臣と稱する所を見ると、御父大彦命が伊賀のアベ氏の女に生ませ

た二子中、次子は母氏を相續し、長子は母氏の緣によつて駿河のアベ族に迎へられたので、阿倍と阿閇とに書き分けたのは、此兩系を區別する爲であつたと思はれる。されば姓氏錄にあげた阿閇氏も、朝臣一家、臣四家中、右京及河内の兩臣家を除いては、阿倍朝臣同祖とあるのである。

此系統からは引田、他田、小殿、志斐、布勢、竹田、渚岑〔續紀〕〔姓氏錄〕、那須國造〔舊〕等が分岐した。

膳臣。　膳大伴部(五―二五七頁)の主長なるが故に此名を負うたもの〻やうで、此部隊は景行天皇の御代イハカムカリ(磐鹿六鴈)といふものに授けられたのであるが〔紀〕、膳臣から分岐した高橋朝臣の舊紀〔本朝月令所載〕に、遠祖磐鹿六鴈命が景行天皇に供奉して東征中、堅魚と八尺の白蛤とを獲、調理して獻つたので、膳臣といふ姓を給はり、爾來内膳に奉仕するやうになつたと說かれて居り、日本紀も亦此家傳を收錄して居るので、姓氏錄以下之に倣うて怪

しまなかつた。さりながらの右の事實に大なる疑があることは第四卷に論ずる通りで、上代史に現はれた氏人中には安閑朝に内膳卿膳臣大麻呂といふ人もあるけれども、此當時其やうな官名が存したとは考へられず、其外には巴提便（欽明紀）、賀拕夫（崇峻紀）のやうな武人が多いのである。始祖イハカムカリは姓氏錄に大彦命の後とあり（膳大伴部、若櫻部朝臣）、同じく其後裔なる高橋朝臣が大稲輿命之後とせられて居る所を見ると、比古伊那許志別の子とせねばならぬ。此人は上述のやうに伊賀の阿閉氏を相續したけれども、其名をコシ（越）別と稱した所を見ると、――イナの原義は不明であるが、恐らくはコシ族に關係のある稱呼であらう。イナバ（因幡）國及信濃國伊那郡とも沒交渉ではあるまい――父大彦命に從うて北陸にも出征したものと思はれるから、其子も亦武將として倭建命の東征に供奉し、當時新に編制した膳大伴部の部長に任ぜられたのではあるまいか。イハカは巖處の義で地名（所在不明）、ムカ

リはミカリ(御狩)の轉呼であらう。物部氏にも御狩連といふ人がある。上記の高橋氏の外に、宍人、若櫻部、他田氏〔姓〕、若狹國造〔舊〕等は此氏の支流である。

阿閉臣。　此アベは和名抄に伊賀國阿拜(安部)郡とある地で(近年山田郡と合併して阿山郡と稱する)、阿閉〔天武紀〕、敢〔神名帳〕とも書くが、アベと發音したことは右の和名抄の訓註によつても、名によつても之を證する。駿河の阿倍氏とは同族であるけれども系統を異にし、比古伊那許志別が族長を相續したことは上記の通りで、姓氏錄にも大彥命之後または其子彥背(瀨)立大稻輿(越)命の後とあるのである。後記の伊賀臣の外、阿閉間人臣及名張臣〔姓〕は其支流である。

狹狹城山君。　ササキは和名抄に近江國蒲生郡篠笥とある地で、今の安土町に沙々貴神社〔式〕のある所を見ると、其附近をいひ、往昔此處に居住した山部

君をサヽキの山の君と稱したものと思はれるが、さのみ有名な氏族でもなかつたのに、特記せられたのは、顯宗紀に其氏人の名が現はれて居るからであらう。同書によれば押磐皇子殺害に參與した狹狹城山君韓帒宿禰といふものがあり、其弟倭帒宿禰の妻置目が皇子の遺體の所在を知つて上奏したので、韓帒の籍を削つて陵戸にあて、倭帒に本姓を賜はつたとあるを見ると、サヽキは此皇子の御陵(ミサヽキ)が存することによつて與へられた地名で、紀には之を遡つて用ひたのであるかも知れぬ。

筑紫國造。　國造本紀に筑志國造は阿倍臣同祖、大彥命五世孫田道命定賜とある。田道(一本には日道)の事蹟は不明であるが、或は膳臣の一族で、其大作部を率ゐ、仲哀天皇に從うて出征した人の子であるかも知れぬ。同書に成務朝の任命としたのは、其御代に大國小國之國造を定められたといふ傳說(記)により、年代不明なものを總て此朝に繫けた爲であるから、之に拘はれるこ

とを要せぬが、世次は相當して居るやうである。繼體朝謀叛した筑紫國造磐井は其後胤と思はれる。當時勢力頗る强盛で、紀によれば火豐二國に掩據したとあるから、姓氏錄に大彦系としてあげた攝津皇別久久智も亦其一族で、肥後國菊池(久久知)郡から轉貫したのであらう。

越國造。　國造本紀に高志國造は、阿閇臣祖屋主田心命三世孫市入命定賜とあり、姓氏錄によれば道公も亦彦屋主田心命を祖とするとあるから、上記日子伊那許志別の子孫が此方面に占住したのであらう。國造本紀には右の外、高志深江國造の始祖も道君同祖素都乃奈美留命で、崇神朝任命とあるが、年代が相違するのみならず、ソトノナミトメ(刀賣)は高志の出雲氏族の祖先と思はれるから(第二三七頁)訛傳とすべきである。

伊賀臣。　伊賀國伊賀郡〔和〕地方(近年名張郡と合せて名賀郡と稱する)の領主で、姓氏錄によれば大稻輿命男屋彦主田心命之後也とあり、上記の如く阿閇

氏から分れたものゝやうである。

（ヌ）彦太忍信系

此皇子の後裔諸氏は、味師内宿禰の後なる山代内臣の外は、 悉く建内宿禰から出たもので、其分岐は應神朝以降のことゝ思はれるから、便宜上本篇第五卷及次篇第四卷に讓り、爰には單に其子女の稱號と氏名のみを列擧する。

波多八代宿禰。――波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部之君

許勢小柄宿禰。――許勢臣、雀部臣、輕部臣

蘇賀石河宿禰。――蘇我臣、川邊臣、田中臣、高向臣、小治田臣、櫻井臣、岸田臣

平群都久宿禰。――平群臣、佐和良臣、馬御樴臣

木角宿禰。――木臣、都怒臣、坂本臣

久米能摩伊刀比賣

怒能伊呂比賣

葛城長江曾都毘古。――玉手臣、的(イクハ)臣、生江臣、阿藝那臣

若子宿禰。――江野ノ財(タカラ)臣

ウマシ內宿禰は紀によれば武內宿禰の弟とあり、應神朝兄を讒訴したが、其曲が暴露して殺されんとしたのを宥されて紀直(武內宿禰の母氏)等に賜はつたとあるのであるが、尙家系を絕つに至らず、子孫が山城國綴喜郡有智(和)郞ち今の有智(ウチ)鄕(サト)村に居住して山代ノ內臣と稱し、欽明朝に百濟に使したものもある。

(ル)　彥湯產隅(彥蔣簀)系

記には此皇子の裔をあげて居らぬが、舊事本紀には品治部君等の祖とし、姓氏錄にも河內皇別忍海部を其後としてあげて居る。右の外記に建豐波豆羅和氣の後として揭げた諸氏中、丹波之竹野別及稻羽忍海部は此皇子の後裔と認むべきこと上記の通りであるから(第一三二頁)、右の四氏をこゝに說明する。

丹波之竹野別。　彥ユムスミの命が生母竹野比賣の跡を襲ひ、其地の君長とな

られたものとすれば(第一〇二頁)、其子孫が此氏名を稱へたのは當然である。

稻羽忍海部。　忍海はオシ(大)とウミ(海、湖)との二語に分解せられ、之をつづけて發音するときはオシミとなり、押見と書くこともあり(顯宗紀)、又助語ノを介したオシノウミは約せられてオシヌミとも、オシノミともなるので、顯宗紀の歌に「大和へに見がほしものは於尸農瀰の」云々とある地は、和名抄に大和國忍海(於之乃美)郡とある。されば オシミ又はオシヌ(ノ)ミは、大海若くは大湖の意で、オフミといふに同じく、邑美といふ字をあてることもあるから、稻羽の忍海は和名抄に因幡國邑美(於不美)郡邑美とある地で、現に湯山池、多鯰池等のある湖沼地域のことであらう。此地の在住者をオシミ部と稱へたのであるが、地理上右の丹波之竹野別から分岐したものと推定せられるのである。

忍海部造。　記に建豐波豆羅和氣の後としてあげた忍海部造が姓氏錄河内皇別

の其と同一氏であるならば、比古由牟須美命之後也とあるから、因幡から移住したものとせねばならぬ。

品治部君。　此民部は垂仁朝諸國に設定せられたもので(次卷参照)、氏名にも伊勢之品遲部君、吉備品遲君(記)、當麻品治部(播風)等があり、地名としては諸國に殘つて居る。この品治部は恐らくは和名抄に因幡國邑美郡品治鄕とある地(今鳥取市大字東西品治)の君長をいひ、上記忍海部と同一系であらう。

(ヲ) 彥坐系

此皇子の後胤は前揭の如く極めて詳密に記述せられ(第一三二頁以下)、從つて皇別諸氏も細別せられて居るから、左に先づ之を表示する。

├(一) 曙立王。――伊勢之品遲部君、伊勢之佐那造
├(二) 菟上王。――比賣陀君
└(三) 小俣王。――當麻勾君

┌(四) 志夫美宿禰王。───佐佐君
├(五) 沙本毘古王。───日下部連、甲斐國造
├(六) 袁邪本王。　葛野之別、近淡海蚊野之別
├(七) 室毘古王。　若狹之耳別
├(八) 水穗眞若王。　近淡海之安直
├(九) 神大根王。───三野國之本巣國造、長幡部連
├(一〇) 朝廷別王。───三川之穗別
├(一一) 息長日子王。───吉備品遲君、針間阿宗君
└(一二) 大多牟坂王。───多遲摩國造

日子坐王の妃についていふと、之を四大別することが出來る。第一は山代之荏名津比賣亦名苅幡戸辨の子又は孫の後裔で、(一)乃至(四)は之に屬する。カリハタはカニハタ又はカムハタに通じ、和名抄に相樂郡蟹幡(加無波多)とある地(今の棚

倉村大字綺田(カバタ)をいふのであるから、エナツ(荏名津)も亦江(エ)之津即ち山代川(木津川)を意味し、明證はないが彦國氏と同じく、海人氏族であつたと思はれる(第一二〇頁)。さりながら其後裔なる左記皇別諸氏中、多少此種族と關係があるやうに思はれるのは一氏のみである。

伊勢之品遲部君。　始祖曙立王は次卷に詳述するやうに、垂仁朝本牟智和氣御子の出雲參拜に供奉した人であるから、其皇子に因んで設定せられたといふホムチ部の首長となつたのは當然で、ホムチは秀御路を意味し、街路構築部氏をホムチベといふのであるから、大神宮道開拓の任務を帶びて、此國に移住したのであらう。

伊勢佐那造。　佐那は前篇第六卷(三五・三七頁)に述べたサナガタ(佐那縣、狹長田)をいひ、右の品遲部君の氏人が此地を支配したが故に、氏名に負うたものと思はれる。

比賣陀君。　ヒメダは地名で、神名帳に近江國伊香郡賣比多神社とあるのは誤記で、此比賣陀であらうといふ說がある〔記傳〕。始祖をウナカミ（菟上）王と稱するのも海上の意と思はれるから、湖水の上方に位する此地を領したことも有り得べきである。ヒメダの語義は神秘田で、神田といふに同じく、此王子を祭る社に屬したので、後日名を負うたのであらう。履中朝に比賣陀君等賜レ姓謂ニ比賣陀之君一とあるのは〔記〕、氏姓が紊れたから之を正されたことを意味するものと思はれる。

當麻勾君。　當麻は大和國北葛城郡の舊地名で、今も此名を存するが（五―二四四頁）、マガリは地形名か或は他に意味があつたのか判明せぬ。舊事本紀（七卷）に彥坐王の後としてあげた當麻坂上君も此氏をいふのであらう。同村加守に現存する倭文神社は、神名帳に葛木倭文坐天羽雷命神社とあるに相當するから、上古倭文系（海人族）の神服部が占據し、其故に舊名をシドリともカ

モリ（神織）とも稱へたので、上記苅幡（綺）と同義である。恐らくは小俣王は母氏の緣によつて此地を領したのであらう。

佐佐君。　神名帳に伊賀國阿拜郡佐々神社とある地の君長をいふか。此社は今も阿山郡丸柱村に存し、西北方近江境に笹ヶ嶽といふ山がある。始祖志夫美宿禰が伊勢國安濃郡志夫彌神社（式）の所在地（今安東村大字澁見）を名に負うたものとするならば、聊か緣が遠いが、或は母氏の古住地なる木津川方面から進入して伊勢に向ふ途中、此地に一子を殘したのであるかも知れぬ。

第二群は沙本之大闇見戶賣を母とする三王子の後裔で、（四）（五）（六）が其である。サホは春日の西に隣する舊地で、其大倉臣の女なるが故にオホクラミトメ（闇見は借字）と稱したものと思はれ、舊春日氏の出である（第一五四頁）。此一族は垂仁朝沙本毘古の謀叛に黨したので（次卷參照）、其領地を奪はれたやうであるが、族滅を蒙るに至らず、大クラミトメの子孫も其々一家を起し、殊にサホ彥の後は榮

えて、雄略朝にも玄孫齒田根命と稱するものがあつた〔紀〕。左に記に揭げた皇別諸氏を列擧する。

日下部連。　日下部はクサカ(草處)開墾部民の謂であるが、いづれの御代に設定せられたか、何人が連に初任したか判明せぬ。億計、弘計二王に奉仕した日下部連使主及其子吾田彥は恐らくは此氏人で、其功により大に寵遇せられたと見えて、川股、豐階、酒人、依羅、鴨等の諸氏が分岐した。——景行天皇の從臣大屋田子を祖とする肥前の日下部君〔風〕及筒川嶼子(浦島子)の後と稱せられる丹後の日下部首〔風〕は全然別系と思はれる。

甲斐國造。　國造本紀にも狹穗彥王三世孫臣知津彥公、此子鹽海足尼定賜とある。世次から推すと應神天皇の御代にあたるから、同書に纏向日代(景行)朝のことゝあるのは誤傳とせねばならぬ。思ふに臣知津彥(名義不明)といふものが甲斐に來住し、此國のシホミといふ地の土豪の女に生ませた子が鹽見宿

禰であらう。シホミはシホベ（鹽部）と轉呼せられ、武田一族中に之を以て苗字としたものがあり、今も西山梨郡平塚の大字として殘つて居る。

葛野之別。　姓氏錄山城皇別に別公とあると同一氏で、此國の葛野郡に居住したのであらう。

近淡海蚊野之別。　カヌは和名抄に近江國愛智郡蚊野とある地で、今も秦川村に北蚊野及上蚊野といふ字がある。此兩氏の始祖は袁邪本王であるが、如何なる緣を以て此等の地方に子孫を留めたか判明せぬ。

若狹之耳別。　同國三方郡彌美鄕［和］即ち今の耳村附近の君主をいふ。ミミは恐らくはミマ（御間）の轉呼で、皇族の領地を意味すること既記の通りである（第五六頁）。

次の族母は息長水依比賣で、近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神之女とある。天之御影神は前篇第三卷（二〇八頁、二一八頁）に述べたやうに、海人族の祖神の一柱

で、近江國に定着し、同國野洲郡三上郷（和）――今も三上村の名を存する――の

ハフリ卽ち土豪（第一卷二二四頁）が奉齋した祖神で、其神の嫡統なるが故に神之女

とせられたのであらう。五十鈴媛と同樣に祖神に奉仕したからヨリヒメと號し、

ミツ（瑞）は美稱で、息長は借字に過ぎず、オキ（大）ナカ（中）を意味し、仲姬中の

最年長者をいひ、垂仁天皇の皇女並に仲哀天皇及允恭天皇の妃なる大中姬といふ

稱號と同義である。――播磨風土記にも景行天皇の陪從息長命一名伊志治を大中。

伊志治と號したとある――之を次の息長宿禰等と同じく、地名の息長（坂田郡）から

出た稱呼とする說もあるが、三上とは隔在するのみならず、其間に緣故が存する

とも思はれぬ。此貴女の系統に屬するものは（八）（九）（十）の諸氏である。卽ち

近淡海之安直。ヤスは和名抄に野洲郡とあり、其驛家卽ち首地は今の野洲町

にあたり、上記三上村に隣する。安直は此地の名家といふ意で、水穗眞若王

が生母の緣によつて之を領したから、此號を用ひ、恐らくは安國造とも稱し

たのであらう。水穗は水之穗ともあるが、孰れにしても同義で、瑞（ミヅ）(ノ)秀（ホ）を意味し、マワカ王は若君といふに同じい。然るに記には倭建命の妃の一人布多遲比賣の父意富多牟和氣を近淡海之安國造の祖とし、國造本紀にも彥坐王三世の孫大陀牟夜別が成務朝に淡海國造に任ぜられたとある。――其外にも天足彥系にも近淡海國造氏があることは既に述べた――此大タム(タムヤ)別は後記の四世の孫大多牟坂王にあたるもの丶やうで、記に安國造祖と註記せられて居らぬのは脫漏であるかも知れぬが、如何なる事情によつて舊國造と交迭したか判明せぬ。

三野國之本巢國造。　今の本巢郡は和名抄にも郡名として掲げ、毛止須と訓して居るが、其語義は舊栖（モトス）であるから、國造本紀には三野前國造として居るのである。其始祖神大根王は息長水依比賣の所生で、天之御影神。の大統（オホネ）を受けついだので、此名を以て呼ばれたものと思はれるが、――景行紀に美濃國造

神骨とあるのは、神秀根の義とも釋き得られるが、尙オホネのオを上の母韻に攝してカムホネと稱へたものと解すべきである――一名を八瓜入日子王といふ所を見ると、飛鳥のヤツリ(八釣)に入籍したものゝやうである。さりながら美濃に進出したのは母氏族の緣によるもので、當時此地方には海人族が勢力をしめ、多藝郡には同じく海人系なる天足彥命の後裔が占據して居たからであらう。

長幡部連。　常陸風土記久慈郡長幡部之社の條下に

珠賣美萬命自レ天降時、爲レ織ニ御服ニ從而降之神、名綺(カムハタ)日女命、本自ニ筑紫國日向二神之峰ニ至ニ三野國引津根之丘ニ、後及ニ美麻貴天皇之世ニ、長幡部遠祖多弖命、避レ自ニ三野ニ遷ニ于久慈ニ

とあるから、美濃國引津根といふ所に長幡部と稱する一部族が占住したことは疑なく、本巢國造氏が其部長卽ち連となり、舊部長の一家は常陸國に退轉

したものと思はれる。引津根は聖武天皇が不破頓宮から行幸あらせられたとある曳常泉と同地で（續紀）、不破郡内であらうが、其所在を詳にせぬ。

三川之穗別。　ホは和名抄に參河國寶飫（穗）郡とある地で（今誤つて寶飯郡と稱する）、丹波道主王の子なる朝廷別が、父の功により此處に封ぜられたのであらう。道主王は崇神朝の四道將軍の一人として丹波に派遣せられ、其地に於て河上之摩須郎女を娶つて朝廷別王外數子を設け、引つづき此方面を管領したから、丹波道主と號したのであるが、男統を此地方に殘さなかつたのは、理由のあることであらう。其王女の一人に竹野媛と稱するものがある所を見ると、河上之摩須（眞栖の謂で、御栖に通ずる）は或は竹野氏の一旁系に過ぎなかつたのかも知れぬ。穗ノ別家は穗之國造とも稱したと見え、舊事本紀物部系譜によれば、八世膽咋宿禰（成務朝の人）の妻伊佐姫は三川穗國造美己止直の妹とある。ミコトとミカトとは同語で、御子處または御子田、即ち王子の

所領を意味するから、之を世襲稱號としたものと思はれる(朝廷は借字)。國造本紀に葛城襲津彥命の四世孫菟上足尼が雄略朝に任命せられたとある穗國造家とは全然別系で、恐らくは此朝に交迭したのであらう。

最後の一群(一一)(一二)は丸邇の袁祁津比賣命(第一一〇頁)の所出で、日子坐王に嫁して生んだ山代之大筒木眞若王が、同母弟伊理泥王の女なる丸泥の阿治佐波毘賣――母泥または丹波とあるのは誤寫(古語大辭典)――を娶り、其子迦邇米雷王が丹波之遠津臣の女高材比賣に生ませた息長宿禰王から出たのである。大筒木眞若王は其名の示す如く、山城の綴喜に一家を起した若君で、弟王子は母氏についたが故にイリネ(入系)と呼ばれ、其女をもワニのアヂサハ(地名)と稱したのであらう。迦邇米雷は蟹のやうな眼をした嚴めしい主父の意で、丹波の遠津は字の義の如き地名と思はれるが、何處をいふか判明せぬ。或は竹野川よりも都に遠い要津、卽ち但馬の豐岡川の津をいふのではあるまいか。明記せられて居らぬが、其

行朝のころ此地方鎮定の必要があつて、武門の出なる迦邇米雷王が派出せられ、土豪の女高材比賣を娶して設けた王男は母氏につかず、父の功によつて近江の息長(今の坂田郡息長附近)に封ぜられたから、息長宿禰と稱へたのであらう。其後裔として記に擧げられたのは左記の三氏である。

吉備品遲君。　既記のホムチ部の首長で、其占住地は和名抄の備後國品治(保牟知)郡品治鄕である。品治郡は近年葦田郡と合併して葦品郡と命名せられ、品治鄕の名は殘つて居らぬが、坊寺(舊稱法師)村は其轉呼であらうと謂はれる。始祖息長日子は葛城之高額比賣の所生で、神功皇后の同母弟であるが、播磨及吉備に派出せられたことがあつたので、此兩地に子孫を留めたのであらう。國造本紀には吉備品治國造は多遲麻君同祖、若角城命三世の孫、大船足尼の後とある。ワカツヌキは筒木眞若王の轉訛ではあるまいか。若し然りとすれば大船足尼は息長日子王にあたるが、或は其子の名であるかも知れぬ。

針間阿宗君。　アソは神名帳に揖保郡阿宗神社とある地。今も斑鳩村に阿曾及下阿曾といふ大字がある。肥後の阿蘇と同じく襲族によつて名を負うたのであらう。

多遲摩國造。　始祖大多牟坂王は河俣稻依毘賣の所生とあり、其氏族は判明せぬが、恐らくは祖母遠津臣氏の緣によつて此國を管領したのであらう。淡海(安)國造祖と稱する大タム別(記)又は大タムヤ別(舊)も同人と思はれることは上記の通りで(第一八八頁)、タムはタワ(撓)と同じく、山頂線の彎曲部を意味し、多武峯の如く用ひられるから、或地點の稱呼とすべきである。坂をそへたのは地形により、ヤは屋の意と思はれる(六一一〇頁)。國造本紀によれば但遲間國造は竹野君同祖、彥坐王五世孫船穗足尼定賜とあり、世次からいふと大多牟坂王の子にあたるが、大筒木眞若王系には竹野君といふ氏名は見えぬ。或は其一族中に既記の丹波の竹野別家を繼承したものがあつたのかも

知れぬ。

（ワ）建豐波豆羅別系

記は此皇子の後として道守臣、忍海部造、御名部造、稻羽忍海部、丹波之竹野別、依網之阿毘古をあげて居るが、旁線を劃したものは彥湯產隅系の誤傳と推定し、既に（ル）項に掲げたから、こゝには他の三氏について述べる。

道守臣。　舊事本紀〔七卷〕にも武歯頬命を道守臣の祖とし、姓氏錄には朝臣家（左京）及臣三家（右京、山城、攝津）をあげ、孰れも武（建）豐葉（羽）頬別または武葉頬別（波都良和氣）の後として居る。チモリは道路守護警戒に任ずる職名であるが（二一二九頁）、いつの代に設定せられたか判明せぬ。

御名部造。　ミナベは御菜部の謂で、ミタ（御田）部、ミフ（御厠）部と同じく、皇室皇族の供御生產に任ずる部民の稱呼であるから、其造も一氏に限らなかつた筈であるが、區別稱呼を冠して居らぬ所を見ると、此氏が特に知名であ

つたのであらう。姓氏錄には見えぬ。

依網之阿毘古。 ヨサミは和名抄攝津國住吉郡大羅(於保與佐美)及河内國丹北郡依羅(與佐美)とある地で、現今大阪市住吉區に屬し、依網村と稱へ、吾孫子(アビコ)といふ大字も殘つて居るが、古は附近一帶の呼稱で、大和川が尚未だ貫通しなかつた時代には、一面の沮洳地であつたが故に寄水(ヨセミ)の意を以て命名せられたものと思はれる。アビコのアは接頭語で、彥といふに同じく、こゝではカバネとして用ひられたのである。吾孫(吾孫子)の意をもアヒコといふが、其は同音別義で此場合アに吾の意のないことは、彥山をアヒコ(英彥)山といふと同樣である。氏人としては男垂見といふものゝ名が神功紀に見えるが、其後世に聞えず、姓氏錄にあげた依羅宿禰は、狹穗彥の後裔なる日下部連の一氏で全然別系である。

以上列擧した八十四氏(外に彦太忍信系二十七氏)中、本卷に論究する時期、卽ち大和缺史時代の創立と認定せられるものは、僅々十七、八氏に過ぎず(○印を以て標記した)、他は皆後日の分岐である。此外にも姓氏錄によれば、神武乃至開化皇胤と稱する氏族は少くはないが、一般文化史又は政治史には大なる關係がなく、上述だけでも讀者の倦怠を買ふに十分なりと信ずるが故に、之を氏族志の硏究家に委ねることにする。

第五章　皇化普及

異俗の懷柔——近畿——南海——北陸——山陰——山陽——伊和大神

前三章により開化天皇以前に於ける皇化普及の跡は、ほゞ察知せられるのであるが、其は暗示的斷片記事で、大勢を通觀するに不便であるから、其要點を地方別にして以下に再錄する。是に先ち吾人の注目せねばならぬことは大和に於ける異俗の懷柔である。當時の最優良種族であつたと信ぜられるキ(木)族とは、前卷以來隨所に說述したやうに、血統的にも文化的にも完全なる融合が成立し、其族人は喜んで朝廷に歸順したのであるが、他にも若干の異俗があつた。吾人に知られて居るのは、クマ(熊)、ツチクモ(土雲、土蜘蛛)、クニス又はクズ(國栖、國樔)の名を以て呼ばれた原住民、ヒ(火)、ヒナ(夷)若くはエミシ(蝦夷)と稱へられた

大陸系の一種族にして、本族より先に渡來したと思はれるもの、並に新來のアマ（海人）族である（三一一一八七頁以下參照）。後者の大部分は神武天皇に隨從した部衆で、日向以來皇室の股肱として、忠誠なる臣民であつたのであるが、前章に說いたやうに手研耳命を奉じて本族と爭ひ、之に敗れた結果退轉して本鄕に復歸し、或は近畿に先着定住した同族と合した。海住民なる此種族は、神武天皇東征以前から、舟楫を利用して沿岸諸地方に進出し、河流を遡つて到所の平野に占住したが、就中近畿に在ては紀之川河口、大和川沿岸並に淀川本流から山代川（木津川）、宇治川を辿つて琵琶湖邊にも出現したもの丶やうである。

右の三大族中ツチクモは遙に文化が低く、小集團に分裂して各地に割據し、同族間の聯絡を缺いて居たので、縱ひ同化困難であつたとしても、大なる障害にはならなかつたのであるが、他の二種族は勢力强盛で、團結が鞏固であつたから、武力のみを以て之を强壓することは不可能であつた。其故は皇室に於ては漸次之

を懷柔して朝廷の爪牙たらしめんが爲に、其族長權を皇族皇胤の手中に收める方法を講ぜられたやうである。此場合にも氏族制度の相違はめ極て皇室に有利で、豪族の嫡女を母とする王男子が、其習慣に從ひ母方の伯叔父の後を承けて族長となつた曉には、其地位を男系の子孫の爲に留保し、母系氏族を父系氏族化して、皇別氏とすることを例とした(三一一九六頁以下)。神八井耳系の火君(第一三九頁)、大彥系の阿倍(阿閇)臣の如きは其で、いづれも火族から轉化した皇別であるが、其部衆は依然として慓悍善射のエミシ族より成り、四方の征戰に服役して大功を建てたのである。安寧天皇の御孫が和知都美命と呼ばれ(第一一七頁)、孝安天皇の御兄を天足彥(天押帶日子)と稱したのも(第一二〇頁)、明記せられては居らぬが、ワダツミ(ワチツミは轉呼)乃至アマ族の女の所生なるが故で、前者の二女が孝靈天皇に娶されて越、吉備、播磨の海人族の君長となられた皇子を生み(第一〇九頁)、後者の後胤からは彥國葺、武振熊のやうな武將を出した外に、之を外戚とする彥

坐系の皇別が東西諸國に榮えたのも(第一八〇頁以下)、所在の海人族の支持を得た爲ではあるまいか。

同樣の關係を以て天孫系の物部氏も先住土豪諸氏を吸收し、皇室の羽翼となつた。木族なる賀茂氏、師木氏等は右の事情により皇別又は物部系に化したのであるが、其以前に於て山城攝津方面、和泉、紀伊等を開拓した此種族人は、皇室を以て自族の出と見なして居たが故に、無條件に其號令を奉じた。此の如くして綏靖天皇以下八代の間に、大なる征戰を行ふことなくして、後記の諸地方は皇化に浴するやうになつたのである。便宜のため之を(イ)近畿、(ロ)南海、(ハ)北陸、(ニ)山陰、(ホ)山陽に區別して記述する。

(イ)近　畿

こゝに近畿と稱するのは、畿內五國の外に、大和に隣接する伊賀、伊勢、紀伊並に近江をも包括し、最も早く皇化が普及した地域であるが、國別に說述すること

を便宜とする。

大和。　神武天皇によつて平定せられたのは既述の如く、今の奈良縣全部ではなく、大和川諸支流の貫流する平野を中樞として、宇陀諸川及吉野川の溪谷に過ぎず、山地には依然として先住土豪が割據して居たのであるが、漸次開拓せられ、都祁直（第一四三頁）、猪使連（第一四八頁）の如き皇別諸氏によつて支配せられるやうになつた。唯吉野山地のみは比較的後代まで不羈狀態に置かれたやうである。

河内。　安寧天皇の片鹽行在により、大和川の下流地方は完全に皇化に浴し、志紀氏（第八八頁）、多遲麻（丹治）氏（第一五一頁）、凡河内氏（第九九頁）等が朝命を奉じて支配した。舊國造家（彥己蘇根命の後）は青玉繋ツナと稱し（第九九頁）、武埴安彥に至つて滅亡したものゝやうである（次卷參照）。

和泉。　西紀族の古住地であるが（第一卷七八頁）、多藝志比古命の後なる血沼之

別が之を支配した(第一五〇頁)。

紀伊。　上古紀(木)國と稱したのは、紀之川の下流沿岸卽ち今の海草郡地方及和泉(茅渟)の南部で、神武天皇の進軍路にあたり、抗命者は其當時撃滅又は征服せられた。爾來木國造の支配の下に朝廷に隷屬し(第一卷二七三頁)、其南方海岸に占據した海人族も漸次歸順したもの丶やうであるが、內地はクマ族が占住し、比較的後代まで敎化が及ばなかつたと見えて、皇胤皇別を配置せられた形跡はない。

伊勢。　往昔は志摩をも包括した。神武天皇東征の際菟田下縣から天日別命を此方面に分派し、平定に從事せしめられたことが伊勢風土記に見えるだけで(五一一七四頁)、紀記には闕說せられて居らぬが、神八井耳系に船木直(第一四五頁)、天足彥系に飯高君及壹師君(第一六〇頁)などいふ皇別氏名があるから、宇陀郡方面からも夙に皇化が及んだものと思はれる。沿海の地には猨田彥系

を始とし、海人族の早期來住者があつたことは、前篇第六卷（第二章）に述べた通りである。

伊賀。　此國名は風土記によれば伊賀郡より出で、其郡は伊賀津姫の所領であつたから名を負うたとあり、又吾娥の音轉で、吾娥津媛は猿田彦神ノ女とあるが（總國風土記所引）、其氏から出た伊勢津彦が出雲神子で、出雲建子命と稱せられたのを見ても（五―一七五頁）、出雲族なることは明白で、イガは齋子（イコ）を意味し、カガ（神子）と同じく此族の名門が用ひた稱號のやうである。恐らくは加賀國及近江の伊香郡に定着したのも同族であらう。若しアガとも稱へたとすれば、其はアギと同語で（二―三三頁）、イガとほゞ同義である。此地方には火族卽ち阿閇氏族が先住したのであるが、木津川及伊賀川を遡つて出雲族が來着し、火族を北方に壓迫して更に伊勢方面にも進出したもの丶やうである。されば大和の本族との間には若干の連絡が存し、後記の如く物部氏二世

彥湯支命も、之を利用して此國を經由し、近江國甲賀郡に進出したもの丶やうであるが、皇別が土着したのは上記猪使連の一門なる三稻置に始まり（第一四八頁）、次で大彥系が出現して、火、出雲兩族の首長權を收め、阿閇、伊賀二家を起した（第一七四、一七六頁）。

山城。　木族の大和移住の徑路は、丹波方面から山城を經、奈良山を越えたものと思はれるが、大和朝廷の威力は之と反し、奈良に隣接する相樂郡から、綴喜宇治二郡をへて、漸次北方に及ぼしたことはいふまでもない。其先驅をなしたものは賀茂氏で、山城風土記によれば、葛木山から岡田之賀茂（今の相樂郡賀茂村）を經て、久我國北山の基（今の愛宕郡）に移つたとあり、葛野鴨縣主は其後裔である。移轉の動機は新來の海人族の壓迫にあるもの丶やうで、其は天津彥根命を祖とする天目一命又は阿多根命の引率した一大集團で、木津（祁津）を根據とし、神武天皇に歸順して、山代（城）國造に任ぜられ

たが（第一巻二七二頁）、手研耳事變の結果、積極的敵對行動をとらなかつたとしても、尠くとも乖離心を生じた筈で、之が爲に前進した賀茂氏と朝廷との聯絡が絶たれたことは有り得る。之を懐柔する爲に天足彦をアマ氏族に就かしめられたことは上記の通りで、其結果山城は勿論、攝津の（三島）、近江、丹波方面にも達する道が開けたのである。

近江。　大和から最も早く此地方に進出した形跡のあるのは物部氏族で、其二世彦湯支命の妻の一人は淡海川枯姫といひ、出石心大臣命を生んだとある〔舊〕。川枯は神名帳に甲賀郡川枯神社とある地で、註進帳によれば油日村に現存するといふことであるから、伊賀を經由し、柘植から侵入して土豪に求婚したものと思はれる。其孫を大水口宿禰と稱するのも、神名帳に甲賀郡水口神社とある地、卽ち今の水口町を領したからであらう。さりながら琵琶湖沿岸には相樂、綴喜、宇治方面の海人族が歸順した後、始めて通することを得

たので、天足彦系の近淡海國造（第一六一頁）を初見とし、次で同一母系に屬する彦坐王が、同じく海人族なる水依比賣を娶つて生ませた子の代に至り、其氏族の占據地なる安（野洲）の直となつた（第一八八頁）。大湖の北岸なる伊香郡は、上記の如くカガ（神子）から出た名稱なるが故に、――イは接頭語又は齋の意――出雲族の一支の占住地とすべきで、水を渡つて皇別諸氏に款を通じたことは有り得べきである。

攝津。　相樂、綴喜、宇知方面の海人族懷柔の結果、其下流なる淀川沿岸の同族も歸順したことはいふ迄もなく、天足彦の後裔武振熊が難波根子と稱したのも、其前代から此地に居住したからである。――神八井耳系の手島（テシマ）連家の創立は後日のことであらう（第一四七頁）――三嶋郡方面には夙に賀茂氏が占據し（五―二〇八頁）、藍川を降つて海岸地方に進出した形跡のあることは既に前篇第五卷（九〇頁）に述べた通りで、聯絡成立後朝廷が此氏族を利用して教化を敷

かれたことは想像に餘りがある。

（ロ）南海方面

上述の如く河内に遷都せられた安寧天皇は、此方面の海人族を懷柔し、其支持によつて皇子師木津日子を淡路嶋に差遣せられた形跡がある（第二章）。此皇子が其地の豪族の女に生ませた和知都美命が、土着の海人族の首長となられたことは勿論で、後日大和に復歸したものゝやうであるが、尚其王女をもハヘ（南）を以て呼稱したのである（第一〇九頁）。ワチツミ家は此王または其姉妹の兒が相續し、皇室の藩屛として忠誠を勵み、ワチツミの命の外孫にあたる孝靈諸皇子が、後日播磨吉備方面に進出するに及び、血緣の誼を以て之を支持することを怠らなかつたと想像せられるのである。さりながら其氏人は古書にあらはれず、國造本紀によれば仁德朝に神皇産尊九世孫矢口足尼と稱するものが此國造に任ぜられたとあるから、恐らくは久しからずして衰微し、賀茂系の氏族と交迭したのであらう。

海人族は淡路嶋のみならず、四國南東岸にも占據したことは、記に土左國の一名を速依別とし(一一一七七頁)、允恭紀に阿波國長邑(今の那賀郡)の海人とあるによつても明であるが、缺史時代に於て皇化が四國地方にまで及んだ形跡はない(次章參照)。

(八) 北陸方面

此地方懷柔の率先者は孝靈皇子日子刺肩別命で(第一六一頁)、角鹿(敦賀)地方に占住した海人族の内應を得て、大湖を横ぎり、出雲族の占據地なる伊香郡を經、愛發(アラチ)山を超えて進出しだもの丶やうである。さりながら當時此方面の住民の大部分はコシ(高志)族であつたので、皇化に浴したのは狹い地域に限られ、崇神朝の大擧遠征までは、敦賀以東は勿論、西方若狹地方も尙化外であつたのである。

(二) 山陰地方

木族の移住は出雲方面から海岸に沿うて丹後に出で、由良川の流域を遡つて丹

波を横ぎり、桂川の溪谷に達し、其より山城國を經て大和、伊賀、伊勢及近江に達したものゝやうであるから、丹波地方との交通は太古より存し、缺史時代に於ても斷絶するに至らなかつたものと思はれる。其故に賀茂、師木、葛木諸氏の外に、出雲を氏名とするものが伊賀方面に現はれ、上述の如く出雲建子命は伊勢に進出し、物部氏二世彥湯支命は出雲色多利姬を娶つて出雲醜大臣命を生ませたとあり〔舊五〕、丹波にも同族が占據し、賀茂氏と通婚を更新したことは既述の通りである(第一〇二頁)。さりながら朝廷と直接關係を生じたのは開化朝以後のことで、丹波郡及竹野郡が歸屬したものゝやうであるから、沿道の木族乃至出雲氏族も恭順したものと思はれる。之に反して僻陬の地は尙馴服せず、崇神朝に至つて四道將軍の一人を派出し〔紀〕、玖賀耳之御笠といふものを誅戮せしめられた〔記〕。但馬以西が皇化に浴したのは明に次の時代のことである。

（ホ）山陽方面

内海沿岸の地は、神武天皇東征の當時一旦歸伏したのであるが、第一章に述べたやうに、手研耳命の政變の爲に離背したので、朝廷に於ては之を回收することに意を用ひられ、安寧天皇の河内行在の如きも、其一準備行動ではなかつたかと拜察せられるのである。大和から進出した先鋒は賀茂氏族で、上述のやうに攝津の三嶋から海岸に出で、西漸して播磨に入り、吉備方面まで到達したやうで、播磨の賀茂郡、備前及美作の賀茂鄕（和）は此族名を負ひ、播磨風土記によれば神前郡新次（ニヒスキ）神社は阿遲須伎高日子尼神を祭り、神名帳にも備前國に鴨を以て號とする神社三社をあげて居る。さりながら朝廷との直接交渉は大吉備諸進命を以て始まり（第一二一頁）、孝靈皇子日子寤間命が針間國の牛鹿臣の祖となり（第一二四頁）、吉備の皇別諸氏が吉備津彥命から出た（第一六五頁以下）とあることの外に、記には此朝に次の如き記事をあげて居る。

大吉備津日子命と若建吉備津日子命と二柱相副ひて、針間の氷河の前（サキ）に忌瓮（イハヒヘ）

を居ゑて、針間を道の口として、吉備國を言向け和したまひき

氷河といふ名は風土記にも見えぬが、出雲の肥河の例によればヒは族名で(四―六三頁)、接頭語イを冠してイヒともいふから(一―一七六頁)、今のイヒホ(揖保)川にあたることは疑なく、揖保郡を貫流して海に注ぎ、其前といへば現在の網干町附近であらねばならぬが、河口は地形の變遷の甚しいものであるから、之を黠定することは不可能である。思ふに當時旙磨の牛鹿氏は既に歸順して居たけれども、揖保川以西はなほ混沌たる狀勢であつたので、此處に天神地祇を祭り、イハヒベ(第一卷一六二頁)を以て神饌を供し、成功を祈つたのであらう。其結果は明示せられて居らぬが、崇神朝には皇胤と思はれる吉備津彦といふものが西道將軍に任ぜられ、且出雲征討にも從事したとあるから、既に確乎たる勢力が扶植せられて居たものとせねばならぬ。

以上は第一章乃至第四章の論究から推測し得られる皇化普及の概要であるが、播磨國については尚若干補記を要するものがある。風土記によれば上代の此國民は伊和大神といふ有力者の實在を信じた。此神は大汝命または葦原色許乎命とも呼ばれ、出雲の大國主神と混同せられた形跡はあるが、出雲傳說には大國主が此方面に進出したことを述べて居らぬのみならず、神功皇后の御母葛城高額比賣の五世の祖にあたる天日槍との交渉が再三說かれて居るから、——天日槍については次章に詳述する　之と同世代、即ち孝靈、孝元朝ころの人であらねばならぬ。オホナムチは個人名ではなく、偉大なる君主といふ意なるが故に、播磨人が伊和大神を尊んで、此稱號を用ひたことは有り得べく、之によつて混亂を來し、大國主の名號の一なる葦原色許男を流用したのではないかと考へられるが（四—一〇四頁）、——色許（擧）とのみ畧書した例もある——伊和大神が出雲族人であつたことは明白で、風土記讃容郡柏原里の條下にも、大神從二出雲國一來とあるのである。

思ふに此英雄は伯耆の日野川を遡り、板屋原峠を超えて美作に入り、津山を經て佐用郡に達したのであらう。――以下引用文の外は地名には現用字を用ひる。

風土記によれば伊和大神は佐用の土豪贊用都比賣を征服して之を妻とし、揖保郡龍野町方面に進出したが、當時恰も宇頭川（揖保川）河口に來着し、內地に向つて侵入中の天日槍との間に國土の爭奪を惹起した。伊和大神は宍粟郡では一着を輸したが、神崎郡八千種(ヤチクサ)の戰に於て終局の捷利を占め、之を北方に追ひ拂うて、宍粟郡及但馬の氣多（今の城崎郡南部）及養父郡以南を占有し、天日槍は但馬の出石郡に割據した。――風土記の讚容郡、揖保郡揖保里、宍禾郡雲箇(ウルカ)里、神前郡多駝里及宍禾(シサハ)郡御方里の條下參照。尚拙著「播磨風土記物語」にも簡潔な說明が施してある。

此英雄は更に先住の穴居（穴師）族及イヒ（火）族を征服して宍粟郡伊和里を本據としたので、其地名を負うてイワの大カミ（首長）と呼ばれたものゝやうである。

イワのイは接頭語で、ワは郛の義であるから（第一巻二八一頁）、大和の大三輪（御櫛）と同じく、墓櫛が存したことの故を以て此稱を得たものと思はれる。其地の一名を石作といふとある所を見ると、其は石櫛即ち石垌（五—二五四頁）であつたのであらう。——風土記には所三以名二石作一者、石作首等居二於此村一、庚午年爲二石作里一と說明してあるが、其は本末顚倒で、石作村の頭目なるが故に石作首と呼ばれたのである——此石櫛が伊和大神以前から存したものか、或は伊和氏の陵墓か、判明せぬが、三輪大神の例によれば、此英雄を葬つたものとすべきで、伊和坐大名持御魂神社〔式〕即ち今の國幣中社伊和神社は其遺跡ではあるまいか。從つて伊和大神といふ名も歿後の謚號で、生存中は專ら大ナムチといふ尊號を以て呼ばれ、本名は之を逸したものと思はれる。

伊和氏の領地は上記の如く但馬の氣多郡にも及び、播磨に於ては佐用、宍粟、神崎及揖保郡を始めとし、餝磨郡をも蠶食した。風土記によれば同郡伊和里は積幡（シサハ）

郡伊和君等族到來居ニ於此一、故號曰ニ伊和部一とあり、大汝命が其子火明命の兇暴を患ひ、之を棄てんが爲に因達神山に水汲みに遣はし、其不在中に船出した所が、火明命が憤つて風波を起し、其船を覆したといふ神話がある外に、大汝少日子根命は日女道丘の神とも期會したとある(枚野里の條下)。日女道丘は今の姫路市の名の起つた地點で、其神の名號及出自は明示せられて居らぬが、ヒメヂ(姫主)といふ地名によるも、大汝命と逢うたとある所を見ても、女神なることは疑なく、神功皇后西征の際御船先(水先)に奉仕したと稱せられる伊太代之神(風)が今も姫路市に射楯兵主神社(式)として祭られて居る所を見ると、之と同系に屬し、海人系の女君であつたのであらう。神武天皇東征以前から此沿岸は海人族の古據地で、ことに餝磨には孝靈朝に牛鹿と稱する海人氏族が居住したことは既述の通りであるから(第一六四頁)、伊和氏も亦之と通婚して親善關係を保持する必要を認めたのであらう。結婚政策は上記の如く賛川津比賣に對しても之を用ひたが、宍粟の穴

師比賣からは拒絶せられた。アナシは穴栖即ち穴居の意で、土蜘蛛の例によれば（第一卷一七六頁）、之を名としたのはクマ（熊）族であつたからであらう。

右の外讚容郡雲濃里の玉足日子及玉足比賣、揖保郡出水里の石龍比古及石龍比賣、同郡林田里の伊勢津比古及伊勢津比賣、餝磨郡英賀里の阿賀比古及阿賀比賣並に神前郡神前山に住した建石敷命は皆伊和大神の子とあり、後者は託賀郡の氷上刀賣に頼まれて、讚伎日子神を撃退したとある建石命（都麻及法太里の條下）と同人のやうである。氷上刀賣の名は丹波國氷上郡から出たもの丶やうであるから、出雲族と推定すべく、讚伎日子は讚岐國出身者なること勿論で、揖保郡香山里に占據し、讚伎國宇達(ウタリ)郡飯神の妾(メ)と稱せられた飯盛大刀自と同じく、イヒ即ちヒ（火）族の人であらねばならぬから、之と出雲族の角逐を暗示するものと思はれる。次の二條も亦傳會の嫌はあるが、出雲族と關係があるやうである。

〔託賀郡黑田里〕云二袁布山一者、昔宗形大神奧津嶋比賣命、任(ハラミ)二伊和大神之子一、到二來

此山一云、我可レ產之時訖、故曰二袁布山一

〔美囊郡〕 高野里坐二於祝田社一神、玉帶志比古大稻女、玉帶志比賣豐稻女、志深里坐二於三坂一神、八戶挂須御諸命、大物主葦原志許、國堅以後自レ天下二於三坂岑一

右によれば伊和氏乃至出雲族の勢力は東播にも伸びたことがあつたとすべきで、少くとも神崎郡以西は或時代まで其支配下に屬し、同系なる賀茂氏と相並んで此國の大半を奄有したので、唯海岸一帶の地のみが海人族によつて占領せられたものと思はれる。餝磨の牛鹿氏が皇胤を奉戴するに及び、木種族の兩大支が之に對して如何なる態度を取つたかは不明であるが、大なる戰爭があつたとも傳へられて居らぬから、久しからずして恭順したのであらう。景行天皇の御代には皇子稻背入彥命が下向せられ、其後裔は播磨別と稱し〔紀〕、神崎郡に占住したもののやうである。

第六章　化外國土

概說――天日槍――九州土侯國――支那との交通

本章に於て化外國土と稱するは、前章に掲げた皇化普及圏外の諸地方の謂で、其住民は主として既記の海人(隼人、綿津見)、木(出雲)、火(夷、蝦夷)、高志(國栖、土蜘蛛、熊襲)であるが、其分布は不變的のものではなく、時代により地方によつて互に消長したことは勿論で、之を明示する口碑傳說は殘存せぬが、地名その他の稱呼、又は他の傳說にあらはれた片言隻句から、朧氣ながら之を想定することが可能である。左に種族別に之を記述する。

クマ、コシ族。　他の三種族に先ちて此國土に定着したもので、果して齊一種族であつたか、或は若干種族の總稱であるか、之を詳にせぬが、孰れにしても原住

民であり、文化の程度が同樣に低級であつたと推定せられるので、假に一種族と見なすことにする。此原住民は本初大八洲各地に分布し、九州に在つてはクマソ(熊襲)又はソ(襲)、山陽道ではアナシ(穴師)若くはアナ(穴)、大和に於てはツチクモ(土蜘蛛、土雲)またはクニス、クズ(國樔、國主)等と稱へられ、北陸、山陰に於ては專らコシ(越、高志)とよび、常陸風土記には山之佐伯、野之佐伯といふ名を與へて居る。其名稱の示す如く穴居の民で、山野の天產を以て衣食したことは、次の二斷片記事が之を證する。

〔應神紀〕　夫國樔者、其爲レ人甚淳朴也、每取二山菓一食、亦煮二蝦蟆一爲二上味一名曰二毛瀰一、其土自レ京東南之、隔レ山而居二于吉野河上一、峯嶮谷深、道路狹巘、故雖レ不レ遠二於京一本希二朝來一

〔常陸風土記〕茨城郡)　古老曰、昔在二國巣一 俗語曰、都知久母、又曰夜都賀波岐 山之佐伯、野之佐伯一、普置二掘土窟一常居レ穴、有レ人來則入レ窟而竄之、其人去更出レ郊

以遊之、狼性梟情、鼠竄掠盜、無ㇾ被二招慰一彌阻二風俗一也

其體質に關しては記に生ㇾ尾とし、紀に身短而手足長、與二侏儒一相類とあるが、——右の常陸風土記のヤツカハギも八拳脛、即ち長脚を意味するのであらう——軀躰が四肢に比し短小であつたといふことの外、多く信ずべからざるは、既に前卷(第一七六、二二一頁)に述べた通りである。

此原住民は、新來種族に壓迫せられて山地林間に退却したので、ヤマヅミ(山住)の轉)ともクマソ(木間栖の轉)とも呼ばれ、融合性が乏しかつたから、生存競爭の結果自然に消滅したが、北陸地方には比較的後世まで集結して居たが故に、此方面をコシ(越)の國と稱へたのである。之と第一に接觸したのは後記のヒ(火)族で、到所之を驅攘したから、ヒナ(夷)サカル(避在)コシ(越)といふ諺が生まれ、ヒナをシナと轉呼して、後世に至るまでコシ(越)の枕詞としてシナサカルといふ語を用ひたのである。其末路は判明せぬが漸次減少して、終には他種族に吸收せ

られたもの、やうで、今も或る地方に特異の體質の遺傳を發見することがあるのは、其血の名殘ではないかと考へられるのである。

ヒ（火）族。　吾人の知る限りに於て最も古い來住者で、大陸系と思はれるが、渡來の年代及其徑路は判明せぬ。さりながらシラキに對してシラヒといふ稱呼が存する所を見ると（一―一八二頁）、新羅（シラ）即ち漢書朝鮮傳に辰國、同地理志に之利とある地方からも來住したものがあつたとせねばならぬ。九州及山陰方面の火族は恐らくは之に屬するのであらう。此種族も亦夙に大八洲全土に蔓延し、九州及出雲に於ては原名によりヒ（肥）と呼ばれ、或はヒナ（夷）とも轉呼し、四國中國に在つては主としてイヒ（飯）と稱へ、大和人は之をエシ又はエミシ（蝦夷）とよび、東山道の國名ヒダ（飛彈）及シナノ（科野、信濃）もまたヒナの轉訛と思はれる。――ヒとシとは類音で、タ、ナ、ラは相通である――常陸風土記（新治郡の條下）には東夷之荒賊俗曰阿良夫流爾斯母乃とある（水戸本）。爾斯母乃は一本に要斯母乃とあるを可

とし、エシは既述の如くエミシと同義で(第一卷九四頁)、後世専らエゾと稱へられた。右の外ヒラ(比良)、ヒダカ(日高)、イヒタカ(飯高)の如き地名もヒナから分化したものと思はれる。

此種族は上記のやうに原住民たるコシ(クマ)を征服して之に代り、各地を支配したのであるが、他の新來種族の爲に壓迫せられて、大和缺史時代には、畿内以西に於ては大なる勢力を有するものはなかつたやうである。之に反して東海東山兩道に在つては尚優勢を保ち、コシ族の退嬰地域並にアマ族の侵入地方を除いては、殆ど全部此種族によつて占領せられ、就中ヒダカミ(日高見)國として知られた常陸の信太郡(五―二六六頁)以外にも有力な大集團が多く、頑强に抵抗して歸順を肯んぜぬので、崇神朝以降數次の征戰を經て、鎌倉時代に至り漸く津輕海峽に達することを得たのである。さりながら常に之と觸接し、徐々に壓迫を加へたのは後記の海人族で、其故にシナ(ヒナ)避(サカ)ル高志に對して、アマ避ル夷といふ諺を

すら生じたのであるが、長い年月の間には自然に混血を來した。現在北海道に於て餘喘を保つて居るアイヌ族の言語習俗中に、海人族傳來のものが少くはないのは之に因るものである。アイヌといふ名稱の意義がヤマト語のエミシに相當することは既に前篇第三卷(一八八頁)に述べた通りで、日本武尊が俘囚として東國から引連れて歸られたといふ佐伯部も亦この種族の別名であらう。サヘキの語義は抗拒であるから、上記の如くツチクモをも山之佐伯野之佐伯と稱したのであるが、大和に於てはサヘキといへば夷俘の義と了解せらるゝやうになつた。

津輕海峽を渡つて北竄したものゝ外、內地に殘留した此種族は、歲月の間にヤマト民族に吸收せられたのであるが、尙頑强に同化を避忌し、山中に遁れて後世まで異つた言語習俗を保存したものがあつた。山人山姥として俗衆を恐怖せしめたものは恐らくは其で、大人(オホヒト)とも呼ばれるのは體格が比較的長大なるが故とも了解せられるが、或は同じく山地に隱れた矮軀なるクマ族の殘存者に對する呼稱で

あつたかも知れぬ。其信仰と儀禮とは役小角等によつて傳へられ、後世修驗道と稱する神秘宗教の前驅をなしたと推定すべき理由が存するけれども、爰には直接關係のないことであるから、他日の機會に於て論ずることにする。

キ（木）族。 此種族については既に屢〻記述し、渡來の年代及分布についても前篇第四卷（二五一頁以下）に說いたから、本章には之を再說せぬ。本書の著者は上記のヒ族を以て肅愼族卽ち後漢書東夷傳にあげた挹婁人と同系に屬するものとし、キ族は蒙古系の一支で、契丹等と同種なりと信ずるものであるが、其は人種學の範圍に屬する問題で、こゝに論ずべき限りでない。此種族は韓地から出雲と筑紫とに渡來し、後者は宗像氏（スハ族）と稱し、神武天皇時代には九州北岸及長門、周防の南岸に占據し（第一卷六一頁）、其一支は伊勢に占據したが、神武天皇の將天日別命に追はれて信濃國諏訪に移つた（五―一一六、一七六頁）。これは東國に於ける唯一の木族で、崇神、景行二朝の東征にも多少助勢したものと思はれるが、惜しい

かな傳說の徵すべきものがない。

一方出雲に移住したキ(木)族はカモ氏(出雲族)と稱し、先住種族を征服して一國家を形成したことは、前篇第四卷に詳述した通りで、更に各方面に進出し、就中大和に於て牢乎として拔くべからざる勢力を扶植した。之に關しては既に隨所に言及したが、其外にも播磨の伊和氏族の如き大小集團が山陰山陽地方に數多く存在したものと推察せられ、加賀、能登地方も此種族の占據地であつたのではないかと思はれる。兩國はコシと總稱せられた地方に屬し、殊に加賀は嵯峨天皇の弘仁十四年に始めて一國として分立したもので、能登もまた越前若くは越中に屬した時代もあるが、ノト、カガといふ名稱は國郡制定以前から存し、加賀郡(今の河北、石川二郡)及能登郡(今の鹿島郡)を其名の起原とする。能登は加賀及越中の北方海中に斗出する半嶋で、地勢上海路來往者の注目を惹くべき位置にあり、其珠洲郡の岬角は國牽傳說に高志之都々乃三崎とある地なりといはれて居る(一—二

〇〇頁)。若し然りとすれば太古から出雲と交通を有したものとすべきで、或る時代に出雲族が來住し、其南に隣接する加賀郡にも進出したことは有り得る。ノトの原義は判明せぬが(或は喉の意か)、カガは上述の如く神子（カガ）の謂で、伊賀（イガ）、伊香（イカガ）(近江)と同じく、出雲族の名門の呼稱であるから、國造本紀にもカギ(加宜)國とあるのである。――之を强ひてカガと訓ませようとするのは理由のないことで、阿子をアギともいふが如く、神子はカガともカギとも稱へられたのである。されば同書には別に賀我國を擧げて居る――其國造は仁德朝に能登國造同祖素都乃奈美小田命定賜とあるが、同書に載せた能登國造は別系で、高志深江國造を素都乃奈美留命とし、崇神朝の任命とある。右の如く矛盾して居るのは能登、加宜(賀我)の國造に交迭があつたからで、舊能登國造は出雲系の素都乃奈美氏で、今の鹿島郡能登部に古住し、其西南に近く隣郡に跨る邑知潟（オフチ）と稱する大湖があるから、古は高志深江國とも稱し、舊加賀(加宜)の國造は之から分岐したのであらう。今の

越中國礪波郡もソトノナミと稱へたものと思はれることは既述の通りであるから(第一六二頁)、此方面まで勢力が及んだものとすべきである。

出雲國を始め大小の木族集團は特に大和朝廷と抗爭しようとはしなかつたやうであるが、尙純然たる獨立國として化外に止まり、崇神朝に至り始めて征服せられ、若くは歸順したのであつた。此等の諸氏族の消息は古風土記にあらはれて居たものと思はれるが、既に散逸して今では之を知る由のないことを遺憾とするのである。

アマ(海人)族。　我々がアマと呼んで居る南方種族は前篇第六卷(二五一頁以下)に詳論したやうに、支那東岸を沿うて北上したもの(倭系)と、比律賓臺灣方面から渡來したもの(假にワダツミ系と名づける)との二派に分れる。高天原の三大移住(五―二七、一六〇頁)に參加したアマ(海人)族は後者に屬するものであるが、其以前から同一徑路をとつて來住したものが多かつたので、神武天皇時代には既に東京

灣以西の太平洋岸及內海の島嶼海濱に蕃息して居た。兩大支族はアマと總稱せられる外に、地方によつてハヤ（南）、ハヤト（南人、隼人）、ワダツミ（海住）、アツミ（海）、又はシヅ（倭）と呼ばれ（二一一七一頁以下）、先住のヒ（火）族乃至キ（木）族を內地に壓迫して沿岸、島嶼及河川流域に占住したのであるが、美濃、尾張方面の海人族の如きは、木曾川を遡つて信濃に進出し、今も其名をアツミ（安曇）郡に留めて居る。開化朝時代には濃尾參の平野の住民は、既にヤマト文化に接觸して居たと思はれるが、朝廷が直接懷柔の手を下されたのは、次卷に論ずるやうに崇神天皇以後のことで、此朝及景行朝の東征には主として此種族の兵衆を用ひられたものゝやうである。

近畿の海人は前章に述べたやうに夙に歸順し、孝靈朝には播磨吉備地方までは皇化に浴したやうであるが、四國東南岸及豐豫海峽以西に占據した此種族については神武天皇東征以後杳として聞く所がない。思ふに所在の舊住民を壓迫しつゝ

漸次膨脹したのであらう。之と隣接して居たスハ族が不振となつたのも此時代のことであらねばならぬ。

一方倭系のアマは朝鮮南部から九州西岸と山陰地方とに來住した。大國主及其子孫の脈管にも海人の血が比較的多く混入して居ることは、前篇第四卷(第二、第六章)に述べた通りで、隱岐、出雲、石見及伯耆にアマ(海部)、シツヌ(漆沼)、シツマ(靜間)、アツミ(安曇)の如き郡名、鄕名のあるのは(和)其名殘で、前章にあげた角(ツヌ)鹿海(ガノアマ)も此系統に屬するものと思はれる。九州方面に於ては此種族は大小幾多の集團を構成して居た。魏志の東夷傳に倭國とあるのが其で、後段に記述する通りであるが、其に先ち同じ流派ではあるけれども、特別の徑路を取つて來朝した天日槍について説明することを順序とする。

天日槍(日矛)の來朝については、古事記は輕嶋之明宮(應神朝)の記事の終に次の

如く叙して居る。

又昔新羅の國王(コニキシ)の子、名は天之日矛(アマノヒホコ)といふ謂ふがあり。是人參渡り來けり。參渡り來し所以は、新羅國に一つの沼あり。名を阿具奴摩といふ。此沼の邊に一賤女(アルシヅノメ)晝寢せりき。是に日耀(ヒカゲ)虹の如(ゴト)その陰上(ホドノヘ)を指しき。亦一賤夫(アルシヅノヲ)あり。其さまを異しと思ひて、恒に其女人(メノコ)の行(フルマヒ)を伺ひき。故この女人その晝寢の時より妊身(ハラミ)て赤玉を生みき。爾に其伺へりし賤夫その玉を乞ひ取り、恒に裹みて腰に着けてあり。此人山谷(タニマ)之間に田を營(ツク)れりければ、耕人等(タビトドモ)の飮食(クラヒモノ)を一つの牛に負はせて山谷之中に入りけるに、其國主の子天之日矛にあひき。爾ち其人に問ひていはく、何ぞ汝(ナ)は飮食を牛に負はせて山谷(タニ)には入る。汝は是牛(コノ)を殺し食ふなるべしといひて、卽ち其人を捕へて獄囚(ヒトヤ)に入れむとしければ、其人答へ曰さく、吾は牛を殺すにあらず、唯田人の食(クラヒモノ)を送るにこそと曰す。然れども猶赦さねば、其腰なる玉を解きて、其國主之子に幣(マヒ)しき。故その賤

夫を赦して、其玉を將來て床の邊に置きしかば、卽ち美麗き孃子に化りき。仍ち婚して嫡妻としき。爾に其孃子常に種々の味物を設けて恆にその夫に食へき。故その國主之子心奢りて妻を罵びければ、其女人言はく、凡吾は汝の妻とあるべき女にあらず、吾が祖の國に行きてむといひて、卽ち竊に小船に乘りて逃遁渡り來て、難波に留りき。此は難波の比賣碁曾社に坐す阿加流比賣といふ神者也。是に天之日矛その妻の遁れしことを聞きて、乃ち追ひ渡り來て、難波に至らむとする間に、其渡の神塞へて入れざりしかば、更に還りて多遲摩國に泊てき。卽ち其國に留まりて多遲摩之俣尾之女、名は前津見を娶して生みし子多遲摩母呂須玖、此が子多遲摩斐泥、此が子多遲摩比那良岐、此が子多遲摩毛理、次多遲摩比多訶、次淸日子、この淸日子當摩之咩斐に娶ひて生みし子、酢鹿之諸男、次妹菅竈由良度美。故上に云へる多遲摩比多訶其姪由良度美に娶ひて生みし子、葛城の高額比賣命。此は息長帶比賣命の御祖なり。

故その天之日矛持（モチ）渡り來つる物は、玉津寶といひて、珠二貫（ツラ）、又振浪（ナミフル）比禮、切浪（キルナミ）比禮、振風比禮、切風比禮、又奥津鏡、邊津鏡幷せて八種也。此は伊豆志之八前大神也

多遲摩毛理は次卷に說くやうに垂仁朝の人であるから、其から逆算すると、天之日矛は孝靈天皇と同世代であらねばならぬ。然るに紀は左記の如く之を垂仁朝のことゝして居る。

三年春三月新羅王子天日槍來歸焉、將來物羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬一具、幷七物、則藏于但馬國、常爲神物也

之は後記の一異傳に據つたものゝやうであるが、此時代に但馬氏が歸順し（次卷參照）、田道間守が常世に使したといふ傳說（紀）（記）と抵觸する嫌があるので、八十八年の條下には更に次の如く記述して居る。

昔。有二一人一乘レ艇而泊二于但馬國一、因問曰、汝何國人也、對曰新羅王子、名曰二天日槍一則留二于但馬一、娶二其國前津耳　一云前津見、一云太耳　女麻拕能烏一、生二但馬諸助一、是淸彥之祖父也

これは八十八年の紀なるが故に、八十五年前の出來事を昔というても差支はないが、年紀が判明して居たとすれば殊更におぼめかす必要もなく、こゝに再び來朝を說くことは重複の嫌があるのみならず、天皇御一代の間に但馬氏は五代を經過したとは考へられぬことである。紀の編者をして此の如く惑はせた原因は、三年の條下に分註した左記の異傳にあるものゝやうである。

一云、初天日槍乘艇泊二于播磨國一在二於宍粟邑一、時天皇遣下三輪君祖大友主與二倭直祖長尾市一於播磨上而、問二天日槍一曰、汝也誰人、且何國人也、天日槍對曰、僕新羅國主之子也、然聞三日本國有二聖皇一、則以二己國一授二弟知古一而化歸之、仍貢獻物葉細珠、足高珠、鵜鹿鹿赤石珠、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狹淺

大刀幷八物、仍詔二天日槍一曰、播磨國出淺邑、淡路嶋宍粟邑、是二邑汝任意居之、時天日槍啓之曰、臣將レ住處、若垂二天恩一聽二臣情願地一者、臣親歷二視諸國一、則合二于臣心一欲レ被レ給、乃聽之、於レ是天日槍自二菟道河一、泝北入二近江國吾名邑一暫住、復更自二近江一經二若狹國一、西到二但馬國一、則定二住處一也、是以近江國鏡村谷ノ陶人則天日槍之從人也、故天日槍娶二但馬出島人太耳女麻多烏一、生二但馬諸助一也、諸助生二但馬日楢杵一、日楢杵生二清彥一、清彥生二田道間守一也

長尾市は崇神朝倭大國魂神の祭祀を命ぜられた人で(第一卷二六七頁)、大友主も亦舊事本紀(四卷)賀茂氏系譜によれば、同じ御代に大物主神の祭主となつた大田田禰古命の孫なるが故に、世次からいへば垂仁朝存命であつたことも有り得るが、此兩人名を除くと、此傳には何等時代に言及して居らぬから、數代前の話と見ても少しも差支はない。然らば何故に大友主等をこゝに配したかといふに、其は次の兩樣に釋明し得られる。其一は此使は播磨に差遣せられたのではなく、但馬氏

の神寶徴發――其實は勸降（第一卷二一八頁）――のため但馬に赴いたのを誤傳したので、葉細珠以下の八品の貢獻を受けたとあることが之を證する。其二は播磨に下向した使臣を、原說には單に大三輪君の祖とせられて居たのが、此氏は右の大友主を初代とするが故に〔舊〕、後人が其名を追加し、且同一職掌であつた市磯長尾市をそへたのではあるまいか。されぱこそ世代の異る兩人を同一列にあげたので、紀の編者もさすがに其まゝ之を典據とすることを憚り、一云として分註したものと思はれる。いづれにしても此傳は大三輪氏の墓記（第一卷二一頁）から出たのであらう。

日槍（日矛）の出自は諸傳ともに新羅國王の子とせられて居るが、神功皇后に降伏したと傳へられる波沙寐錦が新羅第五世王婆娑尼師今にあたるとすれば、孝靈朝には尙未だ一國としては存立して居なかつた筈である。――三國史記によれば新羅建國は前漢宣帝の五鳳元年甲子（西曆紀元前五七年）とせられて居るから、假

に此紀元を正確とし、我年紀のみが約六百年伸びて居るものとすれば、孝靈朝はほゞ祇摩尼師今の世にあたることになるけれども、其は殆ど空想に近いことであるのみならず、後漢書東夷傳には伯濟（百濟）の名があるが、新羅に言及して居らず、魏志に至つて始めて弁辰韓二十四國中の一として斯盧國が見え、宋代に於ては大和朝廷の附庸國の一として、新羅をあげて居る所を見ると（宋書）、一國家としての成立は、百濟よりも新しいものとせねばならず、三國史記、東國通鑑等の新羅の年紀は其國の史官が後日之を忌んで引伸ばしたものと思はれる。――されば此は國牽傳説の志羅紀（一―一九一頁）、神代紀の新羅國（四―四四頁）と同じく、後の稱呼を遡つて用ひたものとすべきで、要するに朝鮮半島の南東部の一地方豪族をいふに過ぎぬ。ヒホコは其稱號で、筑紫の怡土の縣主の遠祖をも日桙とよび（筑前風土記）、高麗國意呂山に天から降つて來たとあるのは誇張としても、此稱號が貴族によつて用ひられたことの一證とすべきで、ホコはヒコ（彥）に通じ、ヒは秀の意

であらう(四－一〇六頁)。從つて「天」は區別稱呼とせねばならず、古語拾遺に海檜槍とある所を見ても、當時朝鮮南部に占據したアマ種族人なることを表示するものである。　弟知古の名の義は判明せぬ。刊本が知にホリンノと旁訓したのはニリン(王、主)と關係があるのかも知れぬが、他に用例がない――海上雄飛者なる此族人が新地を求めて來航したことは極めて有り得べきである。

來住の動機に關する記の所說は、都怒我阿羅斯等の事蹟として垂仁紀にあげたのと同一民譚で、縱ひいづれが本であらうとも話の筋には關係のないことであるから、後の機會に於て之を說くことゝするが、爰に特に考察を要するのは到着地である。紀〔本文〕後段には直接但馬國に來着したとあるけれども、紀の異傳には播磨國に着航し、宍粟邑に足を留めたとあり、前章にのべた播磨風土記の記事と一致する。同書揖保郡揖保里の條下には來着の光景を次の如く叙して居る。

天日槍命從₂韓國₁度來、到₂於宇頭川底₁而乞₂宿處於葦原志擧乎命₁曰、汝爲₂

國主ニ欲レ得ニ吾所レ宿之處ニ、志擧卽許ニ海中ニ、爾時客神以レ劒攪ニ海水ニ而宿之これは新來者の威容を誇張したに過ぎぬが、記によるも初は難波に來航し、其渡の神に塞へられて引還し、更に但馬國に泊てたとあるから、播磨來着說は事實に近いものとせねばならぬ。後日清彥から徵し上げられた出石刀子が、自ら寶府を脫出して淡路國に到來したとあるのも〔紀〕、この地に由緣のあつたことを暗示するもので、右の異傳に天皇から播磨の宍粟の外に、淡路の出淺(原文に播磨國出淺邑、淡路嶋宍粟邑としたのは誤記である)に居住を許されたとあるのは之に因るものであらう。此傳によれば天日槍は之を拜辭して任意の地に土着せんことを願ひ出で、近江國吾名邑に一時滯在し、――今の栗田郡常磐村大字穴であらう。和名抄によれば坂田郡にも阿那といふ鄕名があるが、鏡村(今の蒲生郡鏡山村)とは離れ過ぎて居るやうである――更に若狹を經て但馬に定住したといひ、近江國鏡村に日槍の從人の裔と稱するものが居住することを以て其證とするもの丶やうであ

るが、外來人の行動としては餘り無礙自在で、納得しかねるから、伊和氏と抗爭の結果敗北して、播磨から但馬の出石に追はれたといふ風土記說の方が合理的のやうである。

將來の神寶及子孫についても紀記所傳を異にするが、之が說明は次卷に於てする。之を要するに此アマ系の名士は當初攝津又は淡路方面に來着し、播磨に安住の地を求めたのであるが、佐用方面から進出した出雲族に抗し得ず、漸次北方に壓迫せられ、遂に但馬に土着したものゝやうで、當時此地方には有力な集團がなかつた爲、容易に先住民を征服することを得たのであらう。其子孫はタヂマを以て氏名として、出石方面を支配し、垂仁朝に招降せられるまでは獨立を維持したのである。

九州方面に占據したアマ人も之と同系で、支那人によつて倭と稱せられ、山海

經(第十二海内北經)に南倭北倭屬レ燕とあり、漢書地理志以下之に關する記事が散見するが、或は樂浪海中有ニ倭人一分爲ニ百餘國一といひ(地理志)、馬韓弁辰に近く、其西北界を狗邪韓國(弁辰狗邪國)とし(後漢書東夷傳)、弁辰の瀆盧國與レ倭接レ界とある等(魏志東夷傳)、廣く此種族の占住地を總稱したものゝやうであるが、其最有力なる酋長が邪馬臺(ヤマト)國に占據したので(同上)、我國土の稱呼と誤解せらるゝやうになり、大和朝廷との交通が開けるに及び、漫然之を倭國之別種とした(舊唐書)。さりながら此國土の住民が本來齊一同種でなかつたことは上述の通りで、尠くともヤマト民族は倭人と呼ばれる理由がないから、統一事業が尙大成しなかつた以前に於て、支那史書就中魏志東夷傳中に「倭人」として揭げた諸國の如きは、其時代に——西曆五七—二六三年で、我孝安乃至成務朝ころと推定せられる——樂浪を經て支那に朝貢した化外の民であつたとせねばならぬ。左に魏志東夷傳中倭人の章下(以下略して倭人傳と稱へる)に載せた國名を列擧し、其所在を論究する。

之に關しては從來考證を試みたものが多く、其說も極めて區々で、一々之を引用して論ずることは本章の範圍外に逸する虞があるから、任意取捨を加へた上、私が得た結論のみを掲げることにする。

狗邪韓國。　魏志東夷傳に弁辰韓二十四國の一としてあげた、弁辰狗邪國にあたり、後漢書によれば樂浪郡徼より邪馬臺國まで萬二千里、其西北界狗邪韓國より七千餘里とあり、魏志倭人傳には從レ郡（帶方）至レ倭循二海岸一水行歷二韓國一、乍南、乍東、到二其北岸狗邪韓國一七千餘里とある。里程は勿論精確なものではあるまいが、樂浪又は帶方と狗邪韓國との距離は兩書の所說に二千里の相違がある。――此一里は既知の二三地點から推算すると約百米にあたるものゝやうである――其故に後漢書に從へば狗邪韓國は全羅南道西南岸にあたり、倭人傳によれば慶尚南道南岸の一地點であらねばならぬが、若し弁辰の一國なりとすれば、倭人傳の方が正しいやうである。但し北岸を水行した

とあるのであるから、其は島國であつたとすべきで、次の對馬國に至る里程から推算すると、今の巨濟嶋をいふものと思はれる。

對馬國。　右の狗邪韓國から始めて一海を渡り、千餘里にして達する地で、千餘戸とある。現在の對馬をいふこと勿論で、當時此方面は倭人の古據地であつたのであらう。

一支國。　倭人傳には一大國とあるが、對馬の方四百里に對し、方三百里とあるのみならず、又南渡二一海一千餘里とある方位及里程からいふも、今の壹岐にあたるから、魏略(翰苑所引)に一支國とあるを可とする。此海を瀚海と名づくとあるが、國語とは思はれぬから、支那人の與へた名とすべきである。

末盧國。　又渡二一海一千餘里とあり、末盧がマツラ(松浦)の寫音なることは疑がないから、今の東松浦郡の一地方であらう。濱海の地なることは言ふまでもない。

伊都國。　仲哀紀に伊覩縣(今の糸嶋郡怡土村)とある地をいふこと疑なく、末盧の東方少しく北に偏して居る地域であるのに、東南陸行五百里とある所を見ると、呼子灣附近から海岸に沿うて東南に向ひ、唐津邊に至り東に折れ、少しづゝ北に向つたことを氣づかず、出發時の方位を以て記述したのであらう。地圖の備はらなかつた時代には此やうな誤解はめづらしからぬことである。此地は當時の要津であつたと見え、帶方郡から女王國に至る使が、往來に常に滯在したとあり、又下文に次の如く述べて居る。

自二女王國一以北、特置二一大率一檢二察諸國一、諸國畏二憚之一、常治二伊都國一、於二國中一有レ如二刺史一、王遣レ使詣二京都、帶方郡、諸韓國及郡使二倭國一、皆臨レ津搜露、傳送文書、賜遺之物、詣二女王一不レ得二差錯一

奴國。　伊都國の東南百里二萬餘戸とある。聊か方位が相違するが、仲哀紀の儺縣をいふものとせられて居る。博多灣に濱する地で、約百五十年前(天明四

年）灣東北岬の志賀島から、漢委奴國王と刻した金印が發掘せられた。志賀嶋は志賀乃白水郎を以て聞えたアマ族の根據地であつたから、奴國滅亡の際その族人が之を携へて此地に遁がれたことも有り得べきである。後漢書東夷傳に倭奴國は倭國之極南界也とあるのは、中元二年（光武）その酋長の使が後漢に入朝した頃には、後記諸國は尙支那人に知られて居らず、朝鮮よりも南に方るが故に、奴國を以て南界なりと信じたのであらう。

不彌國。　東行百里とあるから、今の糟屋郡宇美町なりとする說は當を得て居るやうである。

投馬國。　右の不彌國より南水行二十日とあり、五萬餘戶を有する大邑で、邪馬臺に到る途中に位置することは明白であるが、其所在については定說がない。水行二十日とあるが故に、從來大海を渡航したものと解し、但馬國を以て之に擬し、邪馬臺を大和と假定して之が證とするものもあるが、舟行は必

しも渡海に限らず、上古街道不備の時代には、舟楫の通ずる限り、河川を利用することを例としたから、こゝも之を意味するのであらう。不彌(宇美)附近にはさやうな大河のないことを奇とすべきであるが、恐らくは次の邪馬臺に至る行程、即ち水行十日陸行一月と順序を取ちがへたので、原文には邪馬臺から投馬まで水行二十日、投馬より不彌まで水行十日陸行一月とあつたのであらう。若し然りとすれば投馬は筑後國三潴郡三潴にあたり、和名抄には美無萬と訓して居るが、雄略紀及舊事本紀(七卷)の水間君は此地を名に負うたもの丶やうであり、今もミツマと稱へて居るから、其ミを略し、投馬の二字を以てツマの音を寫したものと思はれる。宇美から筑後川までは直徑僅に三十キロ米(倭人傳の里數に直せば三百里、邦里八里弱)で、水路は其よりも短いから、縱ひ迦行迂廻したとしても、水行に十日、陸行に一ヶ月を要した筈がないといふものがあるかも知れぬが、上古の行程は想像以上に捗らなかつ

たものゝやうであるのみならず、或事情の爲に滯留する日が多かつたものとすれば決して絶無のことではない。前例に反し、不彌、投馬間及投馬、邪馬臺間のみは里程を示して居らぬ所を見ると、――翰苑所引の魏略にも伊都國以下の里程が見えぬ――或は他の報告を縫ひ合はせたもので、報告者は實際其だけの日數を費したのであるかも知れぬ。

邪馬臺國。　女王の都する所で、七萬餘戶とある。投馬國より陸行一月水行十日を費したとあるが、其は上記の如く錯簡とすべきで、水行二十日にして達したものと思はれるから、邪馬臺は筑後國山門郡山門(和)をいひ、投馬から筑後川を下り、島原海灣に出で更に矢部川を遡つて之に達したのであらう。帶方郡より邪馬臺に至る全里程一萬二千里中、不彌國までに一萬七百里を累算したのであるから、剩す所は千三百里(約百三十キロ米)であるが、上述の水陸里程はほゞ之に合致するのである。此邪馬臺を大和なりとする北史以降

の說は、妄誕論ずるに足らぬが、之を肥後國菊地郡山門鄕〔和〕なりとするのも亦理由のないことである。肥後の菊地は北東二側を塞ぎ、偏强の要害であるが、北の方兩筑及肥前海岸に占據する同族を支配すべき地形ではないのみならず、此山門鄕は後記の如く邪馬として倭人傳中に別に擧げられて居るのである。

右の外倭人傳には自二女王國一以北其戶數道里可レ得二略載一、其餘旁國遠絕不レ可二得詳一として、斯麻、已百支、伊邪、都支、彌奴、好古都、不呼、姐奴、對蘇、蘇奴、呼邑、華奴蘇奴、鬼、爲吾、鬼奴、邪馬、躬臣、巴利、支惟、烏奴、奴の二十一國をあげ、此女王境界所レ盡とある。此等の地名中には夙に消滅したものもある筈であるから、盡く之を明にし得ぬことは勿論であるが、左に可能なる限り推定を試みる。

斯麻(シマ)國。筑前國志摩郡志麻〔和〕とある地。今の糸嶋郡の西部であるが、舊邑落の所在地點は判明せぬ。

已百支國。　イフキと訓み、今の肥前國南高來郡伊福村は其名殘であらう。

伊邪國。　イヤと訓むのであらうが所在を詳にせぬ。

都支國。　肥前國西彼杵郡時津村であらう。

彌奴國。　ミネの轉呼で、肥前國三根郡（今の三養基郡の一部分）をいふのではあるまいか。

好古都國。　ハコトと訓み、筑前國博多（三代實錄）といふ地名は之から出たもののやうである。附近にハコ（筥）崎といふ地もある。

不呼國。　今の筑前國福岡は黑田氏築城後の命名で、舊稱は福崎であつたと謂はれて居るが、或は其一丘をフクヲ（ヲはヲカの古言）と呼稱したのかも知れぬ。フコはフクヲの約である。

姐奴國。　ソヌの寫音ではあるまいか。次に蘇奴とあると同名異地なるが故に書き分けたのかも知れぬ。和名抄に肥前國彼杵（曾乃岐）郡彼杵（曾乃木）とし、

今も郡名、村名として存するソノキの下略であらう。

對蘇國。　タイソか、ツイソか其訓を詳にせず、從つて其所在をも物色し得ぬ。

蘇奴國。　阿蘇の野の意か。或は他に此名の地が存したか不明。

呼邑(コオフ)國。　筑前國怡土郡深江村子負(コフ)原〔萬五〕又は兒饗野〔風〕とある地であらう。鎭懷石の所在地として有名であるが、其以前から存したのかも知れぬ。

華奴蘇奴國。　カムソヌの訛ではあるまいか。上記蘇奴の隣地と思はれる。

鬼國。　肥前國基肄郡基肄〔和〕。木伊と訓せられて居るが、筑紫郡との境にある山を城(キ)の山(今の基山)といふ所を見ると、古はキとのみ發音せられたのであらう。

爲吾國。　キガと訓み、井處の意か。所在不明。

鬼奴國。　肥後國菊地郡城野〔和〕。今も城北村に木野といふ大字がある。

邪馬(ヤマ)國。　同郡山門郷〔和〕をいふのであらう。

躬臣國。　恐らくはククチと訓み、肥後國菊地（久久知）郡〔和〕の名の出た一舊地であらう。

巴利國。　和名抄に薩摩國薩摩郡幡利といふ郷名が見えるが、恐らくは其ではあるまい。語義所在共に不明。

支惟國。　シキと訓み、シキの轉訛か。若し然りとせば肥後國益城（萬志岐）郡益城〔和〕をいふのであらう。

烏奴國。　肥後國山鹿郡小野〔和〕。今の鹿本郡の一地である。

奴國。　野の意か。若くは上掲奴國（儺縣）を誤つて再掲したのであらう。

上記によれば、女王國の境界は筑前國糟屋郡を北界とし、南は肥後國益城郡を以て限り、兩筑兩肥に跨る半圓狀地帶で、大小幾多の集團に分れて居たものとせねばならぬ。其周邊の國土については叙述が乏しいが、尚其南有二狗奴國一、男子爲レ王、其官有二狗古智卑狗一、不レ屬二女王一とし、また女王國東渡レ海千餘里、復有レ國皆

倭種とあり（倭人傳）、後漢書は其二項を合併して、自二女王國一東度レ海千餘里至二狗奴國一、雖二皆倭種一而不レ屬二女王一と記述して居る。倭人に關する兩書の資料は同一源から出たのであるが、後漢書の簡略なるに反し、魏志は極めて詳密で、且編述の年代も早いから之に從ふべきで、廣義の女王領國の一地點即ち奴國（儺縣）附近から、東方千餘里を距て海を渡つて到達し得られるのは兩豐地方で、アマ（海人）族が占住した形跡があるから、其記事の誤ならざることを證する。されば狗奴國を女王境界よりも南方にありとする倭人傳の所説も亦信用すべく、クヌは恐らくはクムの訛で、クムはクマに通じ、景行紀の熊縣（今の球磨郡及八代郡）をいふのであらう。其官名を狗古智卑狗（クコチヒク）とあるのも酋長の稱號で、和名抄に球麻郡球玖とある郷名を負うてククツ彥と稱したのを訛つたものと思はれる。右の外に女王國の南方四千里に侏儒國があり、其東南船行一年にして裸國黑齒國があるといふ（後漢書東夷傳同斷）。侏儒國は里程からいふと沖繩群島であらねばならぬから、其

ころは矮軀の原始人が居住したものとすべきで、裸國黑齒國がミクロネシア諸島をいふことは勿論である。黑齒の風俗は近世までマリアナ、ヤツプ、パラウ島等に存續した。

女王及其居處なる邪馬臺については倭人傳に次の如き記事がある。

其國本亦以二男子一爲レ王、住七八十年、倭國亂、相攻伐歷年、乃共立二一女子一爲レ王、名曰二卑彌呼一、事二鬼道一能惑レ衆、年已長大、無二夫壻一、有二男弟一佐治レ國、自レ爲レ王以來、少レ有二見者一、以二婢千人一自侍、唯有二男子一人一、給二飮食一傳レ辭出二入居處一、宮室樓觀、城柵嚴設、常有レ人持レ兵守衞

後漢書東夷傳にも同一內容の記事があるが、內亂の時代を桓靈間とし、北史には靈帝光和中とある。其は西曆一七八—一八三年のことで、大和朝廷ではほゞ崇神朝にあたり、其より前七八十年の間は男王が相承したとある所を見ると、其建國は凡そ孝靈天皇の御代であつたのであらう。卑彌呼の名の義は恐らくは秀巫（ヒミコ）で、

倭人傳によれば、魏の正始八年(西暦二四七年)に歿し、其族女が繼位したとある。

卽ち

> 卑彌呼以死、大作ㇾ冢、徑百餘歩、徇ㇾ葬者奴婢百餘人、更立二男王一、國中不ㇾ服、更相誅殺、當時殺二千餘人一、復立二卑彌呼宗女壹與一、年十三爲ㇾ王、國中遂定

壹與の語義は判明せぬが、或は略稱で、ユ(溫泉)のある地に緣故を有したが故にユ媛と號したのかも知れぬ。――ユをイヨとも發音することは伊豫國の例がある(一―一六四頁)――爾後その消息については聞く所がない。

支那史書によれば倭人は前漢時代から朝貢したとあるが、以上の論述によつても明なるが如く、大和朝廷には無關係のことであるから、左に年代順に列擧し、一二言の註解を加へるだけに止める。

前漢。　樂浪海中有二倭人一分爲二百餘國一以二歳時一來獻見云(漢書地理志)――自三

武帝滅二朝鮮一使驛通二於漢一者三十許國、國皆稱レ王、世々傳レ統〔後漢書東夷傳〕

後漢中元二年（西暦五七年）。　倭奴國奉レ貢朝賀、使人自稱二大夫一、倭國之極南界也、光武賜以二印綬一〔後漢書東夷傳〕

同永初元年（西暦一〇七年）。　倭國王帥升等、獻二生口百六十人一願レ請見一〔右同〕

魏景初二年（西暦二三八年）。　六月倭女王遣二大夫難升米等一詣レ郡、求下詣二天子一朝獻上、太守劉夏遣レ吏將送詣二京師一、其年十二月詔書報二倭女王一曰、制レ詔親魏倭女王卑彌呼一、帶方太守劉夏遣レ使、送二汝大夫難升米次使都市牛利一奉二汝所レ獻男生口四人、女生口六人、斑布二匹二丈一以到、汝所在踰遠、乃遣レ使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀レ汝、今以レ汝爲二親魏倭王一、假二金印紫綬一、裝封付二帶方太守一假授、汝其綏レ撫種人一、勉爲二孝順一、汝來使難升米、牛利、渉二遠道路一勤勞、今以二難升米一爲二率善中郎將一、牛利爲二率善校尉一、假二銀印青綬一、引見勞賜遣還、今以二絳地交龍錦五匹、絳地縐粟罽十張、蒨絳五十匹、紺青五十匹一、答下汝所二獻貢一直上

又特賜ニ汝紺地句文錦三匹、細斑華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤一、皆裝封付ニ難升、米牛利一還到錄受悉可下以示ニ汝國中人一使ㇾ知國家哀ㇾ汝、故鄭重賜ニ汝好物一也（以下魏志倭人傳）

同正始元年（西暦二四〇年）。　太守弓遵遣ニ建中校尉梯儁等一、奉ニ詔書印綬一詣ニ倭國一、拜ニ假倭王一、幷齎ㇾ詔、賜ニ金帛錦罽刀鏡采物一、倭王因ㇾ使上表答ニ謝詔恩一

同四年。　倭王復遣ニ使大夫伊聲耆掖邪狗等八人一、上ニ獻生口、倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、丹、水猾、短弓矢一、掖邪狗等、壹拜ニ率善中郎將印綬一

同六年。　詔賜ニ倭難升米黃幢一、付ㇾ郡假授

同八年。　太守王頎到ㇾ官、倭女王卑彌呼、與ニ狗奴國男王卑彌弓呼一素不ㇾ和、遣ニ倭載斯烏越等一詣ㇾ郡說ニ相攻擊狀一、遣ニ塞曹椽史張政等一、因齎ニ詔書黃幢一拜ニ假難升米一爲ㇾ檄告ニ喩之一……政等以ㇾ檄告ニ喩壹與一、壹與遣ニ倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人一送ニ政等一還、因詣ㇾ臺獻ニ上男女生口三十人一貢ニ白珠五千孔、青

大句珠二枚、異文雜錦二十匹一

晉泰始二年(西暦二六六年)。　十一月己卯倭人來獻ニ方物并圜丘方丘一(晉書帝紀)

文中に郡とあるのは、いふまでもなく支那政府が朝鮮半島に設置した樂浪又は帶方郡治のことで、其長官は太守である。此等の記事によれば尠くとも魏時代までは、支那朝廷との間に直接交通はなく、常に帶方郡を經由したものとすべきである。大和朝廷との交通が支那の記錄に殘されたのは、宋の永初二年(西暦四二一年)を始めとし、天皇の御名は倭讃とある。其七年前東晋の義熙九年の紀に、高句麗と共に方物を獻じたとある倭夷も亦、或は大和朝廷をさしたのではないかと思はれるが、其は直接交通ではなく、任那日本府及帶方郡に於て取次いだものと思はれることは次篇に於て詳述する。

文中に現はれた女王卑彌呼及壹與の名の義は上述の通りであるが、其他倭國王師升、女王國大夫難升米、副使都市牛利、大夫伊聲耆掖邪狗、使臣倭載斯烏越並に狗

奴國男王卑彌弓呼等の人名は、國語としては殆ど難讀難解で、一二牽强し得られぬものがないでもないが、大泊瀬幼武(雄略)天皇を武とよび、小野妹子を蘇因高とするが如く、極度の省略又は轉呼を意とせぬ支那史書のことであるから、之を原名に還元することは到底不可能である。師升を大足彥忍代別(景行)天皇の訛稱とし(松下見林)、或は孝昭天皇なりとする說は、倭王といへば必ず天皇ならざるべからずとする豫斷の下に、紀の年紀若くは推定紀年からおし當てたもので論ずるに足らぬ。之を要する上揭の記事は化外の土侯國と漢魏晋との交涉に過ぎず、大和朝廷の關知せられざることである。

第七章　倭人習俗

生業――戸口――言語――信仰――衣食器用――建築――社會制度

倭乃至海人族に關する人種學的管見は既述の通りであるが、其習俗については國史には何等具體的の記事がない。之に反し晋の陳壽が撰述した魏志東夷傳中、倭人の章下に叙述せられた事項は、　大部分は魏略といふ既存の書に據つたものゝやうである――其當時(西暦第三世紀)の人の見聞に基き、眞僞はともかくも、想像から出たものではないから、研究資料としての價値は十分で、其後に編纂せられた史書、就中宋の范曄の後漢書にも、倭人に關する限り、之を以て宗として居る。但し無秩序に異聞を輯錄したものであるから、章句を追うて說明することは却つて錯綜紛糾を招く處がある。其故に原文を分解し、各個の資料を民族誌的

に排列して考察を加へ、必要に應じ他の古史をも參酌することにする。――引用文の右旁に細書した數字は、卷末添付の原文を參照する便宜の爲である。

倭人の體質に關しては、其人壽考或百年、或八九十年(三五)とあるの外、何等の所說がないが、長命であつたといふのは、結局體質の强健を意味するのではあるまいか。南方酷熱の地を本鄕とする此種族も、世代を重ぬるに從うて溫帶の氣候になれ、冬季の極寒に傷はれぬやうになつたことは勿論であるが、尙暖地を好んだので、九州に於て最もよく蕃息したのであらう。其地の氣候については倭地溫暖冬夏食二生菜一(二九)とあり、草木の繁茂したことは勿論で、末盧(松浦)の如きは、草木茂盛行不レ見レ前(六)とある。植物の名の擧げられて居るのは柟、杼、橡樟、楺櫪、投橿、烏號、楓香、竹、篠、簳、桃支、薑、橘、椒、蘘荷等で(二八)、一支(壹岐)國にも多二竹木叢林一(四)とある。特異なる禽獸は獮、猿、黑雉で(二九)、牛、馬、虎、豹、羊、鵲等を產しなかつた(一七)。其

他の産物としては眞珠、青玉及丹（二七）をあげて居るのみであるが、種々の天産、就中海産物が饒多であつたことはいふまでもない。特に眞珠は豐富であつたと見えて、女王壹與の貢物中には白珠五千孔、青大句珠二枚（五二）とある。倭人の富は之が市易から贏ち得たものが多かつたのであらう。

民衆の生業は稼穡漁獵及交易であつたが、勿論土地によつて之を異にした。對馬の如きは土地山險、多二深林一道路如二禽鹿徑一、無二良田一（一）とあり、從つて食二海物一自活、乘レ船南北市糴（二）したのも當然のことである。一支（壹岐）國もまた多少田地はあつたが、耕田猶不レ足レ食、亦南北市糴（五）とあるが如く、三千許家の口を糊するには足らなかつたのである。漁獲の方法としては、倭水人好沈沒捕二魚蛤一（一〇）といひ、末盧（松浦）國の條下にも、人好捕二魚鰒一水無二深淺一皆沈沒取レ之（七）とあるだけで、梁（ヤナ）、筌（ウヘ）、鵜飼（第一卷一二三頁）等は此族人に知られて居なかつたやうである。

九州本土に於ては種二禾稻一紵麻蠶桑緝績して細紵縑緜を産した（二六）。稻は辰韓に於

ても生育したが、縦ひ其種子が禽鳥によつて運ばれ、自然に繁殖したことがあり得たとしても、米食の慣習がなければ、一般に耕作せられることもない筈であるから、倭人が其原産地なる南方の郷土から、其種子を將來したものとすべきであらう。紵麻はムシ（又はカラムシ）をいひ、原野に自生する一年草で、纖維原料となるものである。蠶桑（クハコ）のことは神代紀にも見えるが（一―二五八頁）、養蠶の我國に知られたのは仁德朝のことゝ傳へられて居るから（記）、此は天蠶を意味したのであらう。緝績（ウミ）て細紵（細麻糸）、縑（二子糸）、緜（木纖緯則ちユフであらう）を出すとあるのみで、織布には言及して居らぬけれども、後漢書東夷傳には知㆓織。績㆒爲㆓縑布㆒とあり、前章にあげた女王卑彌呼及壹與の貢物中にも斑布、(四八)倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、(四九)異文雜錦(五二)をあげて居るから、倭文布（シドリ）その他の布帛を生産したことは疑がない。

國々有ㇾ市、交㆓易有無㆒使㆘大倭監㆗之(四三)とあるを見ても、交易は相當に開けて居た

ものとすべきで、上記の如く對馬及壹岐の住民が、食糧不足の結果、南北に市糴したゞけではないのである。大倭は倭人の長老を意味すること勿論で、之をして監督せしめたとあるのは、市場が公立的性質を帶びたことを意味し、局地交市ばかりではなく、外國とも貿易し、ことに辰韓に產する鐵を買ひ取つたとある（後漢書及魏志東夷傳）。後記の如く倭人は鐵鏃を用ひたとあるのに、（一一八）其より二百五十年後の隋書倭國傳に、當時の日本民族が骨爲二矢鏑一とのみ記して鐵鏃をあげて居らぬのは、文化が退步したことを表示するものではなく、海外貿易が減退して、原料の供給が不足になつたからであらう。

產業の興隆に伴うて人口も大に蕃殖したと見えて、對馬壹岐及二十一小邑を除き、邪馬臺以下の六國だけでも次の如く十四萬六千餘戶を算して居る。

邪馬臺　七萬餘戶　　投馬　五萬餘戶　　奴　二萬餘戶

末盧　四千餘戶　伊都　千餘戶　翰苑所引の「魏略」には戶萬餘とある。

不彌　千餘戶

一戶の平均人口は不明で、後漢書郡國志に樂浪郡は戶六萬一千四百九十二、口二十五萬七千五十とあり、平均一戶四人强となるが、倭國に在つては有㆓屋室㆒父母兄弟臥息異㆑處(二二)とあるから、一戶中に一家族が共棲したものとせねばならず、其よりも高率であつたと思はれる。地積四五倍する三韓の戶數が通計十四五萬戶とあり（魏志東夷傳）、隋時代の大和は約十萬戶とある（隋書）に比べても、人口が稠密であつたと推定せられるのである。和名抄によるに右の六倭國及二十一小邑に相當する地域の鄕數は左の通りである。

筑前國（宗像、遠賀、鞍手、嘉麻、穗波の五郡を除く）　十郡六十五鄕

筑後國　十郡五十四鄕

肥前國　十一郡四十五鄕

肥後國（球麻、八代、葦北、宇土、天草の五郡を除く）　九郡七十二鄕

合計二百三十六鄕で、令により一鄕を五十戸とすれば一萬一千八百戸となり、假に一戸が更に數房に分れて居たとしても、上記十四萬六千戸とは甚しく懸絶するから、魏時代から我醍醐天皇の御代まで約七百年の間に、此地方の人口は著く減少したものとせねばならぬ。其原因は之を活動的なるアマ種族の勢力失墜によると見るの外はなく、極めて興味のある問題であるが、之が論究は他の機會に讓ることゝする。

此種族がほゞ大和民族の同樣の言語を用ひた形跡のあることも、兩者の混同を來した一因といひ得る。上述の地名の大部分が今日まで傳はり、且國語を以て釋き得られると同樣に、倭人傳にあげた少數の官名中にも、ヤマト語と同系又は其轉訛ではないかと思はれるものがある。其は此種族が直接その本鄕から渡來した

のではなく、韓地に若干世代を過したからで、征服と歸化とを問はず、少數の移住者が多數の前住者と共存を欲するに於ては、移住地の言語を學び、之を以て意志を疏通する必要があり、自族の言語に固執することを許さぬからである。ヤマト語も亦朝鮮系の本族の言語に若干の修正を加へて成立したものであるから、彼此相通ずることは敢て怪しむに足らぬ。倭人傳にあげた官名と稱するものは左の通りである。

對馬、一支。　大官曰二卑狗一、副曰二卑奴母離一

伊都。　官曰二爾支一、副曰二泄謨觚、柄渠觚一

奴。　官曰二兕馬觚一、副曰二卑奴母離一

不彌。　官曰二多模一、副曰二卑奴母離一

投馬。　官曰二彌々一、副曰二彌々那利一

邪馬臺。　官有二伊支馬一、次曰二彌馬升一、次曰二彌馬獲支一、次曰二奴佳鞮一

こゝに官（副）とあるのは酋長（頭目）の意で、上記狗奴國の官人狗古智卑狗の如く（第二五二頁）、人名もあるやうであるが、多くは稱號又は職名かと思はれる。左に逐次釋明を試みる。

卑狗。ヒコ（彦）の謂なること勿論で、其地の首長をツシマ彦、イキ彦の如く稱へたのであらう。

卑奴母離。ヒナモリ（夷守）の轉訛であらう。日向國夷守（景行紀）（式）、筑前國夷守驛家（萬）（式）、越後國頸城郡夷守鄕（和）、美濃國厚見郡比奈守神社（式）等の地名にも殘り、モリは守の義であるが、國守太守の守と同じく管領の意に轉じ、縣守または竹屋守などいふ用例もあるから（六一―一二頁）、ヒナ族の支配者の謂であらう。

爾支。ヌシの訛で、女王から派遣せられた大率（四四）をいひ、何々之大人といふべきを略してヌシと稱へたのであらう。

泄謨觚、兕馬觚。　シマコの轉訛で、シマは聚落地卽ち栖區(スマ)をいひ（一―一六三頁）、その君長といふ意を以てシマコ（子は男子の敬稱）と稱へたものと思はれる。

柄渠觚。　彦子の寫音で、公子といふほどの意であらう。

多模(タモ)。　タマ（魂）の轉呼で、大國主を宇都志國玉又は大國玉（四―一〇六頁）、天稚彦の父を天國玉（五―五四頁）と稱するやうに、君長に與へた稱號であらうと思はれる。――ポリネシア語のタマは「父」の意である。

彌彌(ミミ)。　御身の意で、敬稱として用ひた例は極めて多く耳の字をあてるのが普通である。

彌彌那利(ミミナリ)。　ミミ（御身）之(ナ)アリ（貴人）の連約（四―二四〇頁參照）。　副とはあるが恐らくは上記彌々の別稱であらう。

伊支馬(イシマ)、彌馬升(ミマス)、彌馬獲支(ミマコシ)、奴佳鞮(ヌカテ)。　一般的敬稱または職名とは思はれぬか

ら、個人名號と見るべきであらう。ヌカテの如きは語義は判明せぬが、敏達皇女糠手姫を始め、大伴糠手子連、坂本臣糠手、大河内直糠手等、人名に用ひた例が少くはない。支馬（シマ）は上述のやうに栖區（スマ）をいひ、ミマも亦第一章（五六頁）に說いた通り貴人の釆邑を意味する。其他の語義も推定し得られぬことはないが、人名とすれば本章に於て論ずる必要があるまい。

右の如く釋明すると、此種族の支配制度の一面が髣髴せられるやうであり、且倭人國內にヒナ（夷）卽ちヒ（火）族が雜居して居たことが判明する。文獻學的研究に於て片言隻句も忽にすべからざることの一證は、これによつても歷然たるものがある。

宗教的觀念及行事についても、倭人傳は若干の資料を供給する。女王卑彌呼は事二鬼道一能惑レ衆[四六]——後漢書には事二鬼神道一能以レ妖惑レ衆——とあり、鬼又は鬼

神は亡魂の謂であるから（周易）（禮記）、今日の表現に從へば祖先崇拜敎を奉じたので、支那人は之を邪道としたから、其巫（女祝）が託宣又は啓示することを惑衆と評し、以妖をいふ潤色をすら加へたのであるが、其は我上代信仰と軌を一にするもので、女性が司祭の職に任じたことも、我祭神古俗と一致する。祭祀の對象が死者の靈魂であるとすれば、葬儀もまた祭神に準じたことは奇とするに足らず、倭人傳には次の如く描寫せられて居る。

始死停㆑喪十餘日、當時不㆑食㆑肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬、擧㆑家詣㆓水中㆒澡浴以如㆓練沐㆒（一五）。

歌舞飲酒は娯樂の爲ではなく、祭祀の行事をいひ、天稚彥及饒速日命の殯斂に日八日夜八夜以遊也（記）、日七夜七以爲㆓遊樂㆒（舊）とあると同じ趣である（五―八一、八二、一九九頁）。然るに後漢書に等類就歌舞爲㆑樂と說いたのは、原說の眞意を察せざる潤色といはねばならぬ。澡浴は勿論ミソギ（禊）を意味し、晉書にも自潔以

除ニ不祥一と註記してある通り、死の穢を忌む風習が存したからであらう。不レ食レ肉を事實とすれば異習であるが、後漢書に不レ進ニ酒食一とある所を見ると、悲歎の餘り飮食をとらぬことをいふので、特に肉食のみを避けたのではあるまい。――佛教の精進、卽ち葷酒を遠けるといふ制禁は此當時は尙支那人にも知られて居なかつたのである。

司祭巫覡の外に、祈禱者または修驗者の如きものも存したと見えて、次の如き記事がある。

其行來渡レ海詣ニ中國一、恒使ニ一人一不レ梳レ頭、不レ去ニ蟣蝨一、衣服垢汚、不レ食レ肉、不レ近ニ婦人一如ニ喪人一、名レ之爲ニ持衰一、若行者吉善、共顧ニ其生口財物一、若有ニ疾病一遭ニ暴害一、便欲レ殺レ之、謂ニ其持衰不レ謹（二六）

持衰は倭語ではなく、衰（喪服）を持するものといふ意を以て支那人が與へた名稱であらう。不レ梳レ頭以下は齋戒をいひ、三年居喪の狀況を思ひ寄せて潤色したに

過ぎず、持衰にあらずとも、當時の小舟を以て航海中、櫛頭、沐浴、更衣、漁色を事とするものはなかつた筈であるから、恐らくは其以外にも特別の戒謹法を修したのであらう。顧は雇に通じ、勞に報いるといふ意である。——後漢書には雇以ニ財物一とある——此やうな習俗は我古傳説中には見えぬから、倭人固有のものか、若くは大陸又は半島居住中に學んだものであるかも知れぬ。次の卜占法もまた今日シャーマン教徒が行ふ所と相類似する。

其俗擧レ事行來、有レ所ニ云爲一輙灼レ骨而卜、以占ニ吉凶一、先告レ所レ卜、其辭如ニ令レ龜法一視ニ火拆一占レ兆(三〇)

後漢書にも灼レ骨以卜、用決ニ吉凶一とあり、兆灼(カタヤキ)の材料として骨を用ひたとあるので、高天原傳説に見える波波迦占を之に牽强することが殆ど通説のやうになつて居るが、其無稽なることは前篇第三卷(一二七、一四〇頁)に述べた通りである。シャーマンの卜法に用ひるのは羊の肩胛骨であるが、羊は上記の如く此國土には產せ

ずとあるから、鹿その他の動物の骨または人骨であつたかも知れぬが、いづれにしてもヤマト民族の古俗ではない。其辭如二令レ龜法一とあるのは咒文の謂で、龜トに於て龜に令する言辭と類似するといふことである。

常食物についての記錄はないが、稼穡漁獵を生業としたとすれば、食用の品種も察するに難からず、對馬壹岐には田地が乏しいので、住民が市糴したとあるを見ても、米を主食物としたものと思はれる。特記せられて居るのは冬夏食二生菜一(一九)と、有二薑、橘、椒、蘘荷一不レ知三以爲二滋味一(二〇)とあることのみで、生菜、野菜も亦食膳に上つたのであらう。人性嗜レ酒(二二)とあるが、造酒法は說明せられて居らぬ。食飮用二籩豆一手食(二三)とあるのは、竹製の容器は有したけれども箸匙を用ひなかつたことをいひ、ヤマト風俗を描寫したと思はれる隋書倭國傳には、俗無二盤爼一藉(シクニ)以二槲葉一、食用レ手餔レ之とあるのが誤でないとすれば、退化のやうに見えるが、其は習

慣の相違に過ぎず、カシハ(葉盤)に食を盛るのは我古俗で、土器、竹、木器その他の什器がなかつたといふわけではない。

身裝中倭人の特色とすべきは黥面文身で、之に關しては次の如き記事がある。

男子無二大小一皆黥面文身(九)……夏后少康之子、封二於會稽一斷髮文身、以避二蛟龍之害一、今倭水人好沈沒、捕二魚蛤一、文身亦以厭二大魚水禽一、後稍以爲レ飾、諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有レ差(一〇)

アマ人に文身の習俗の存したことは前卷(第二四五頁以下)にも述べたが、其起原を會稽に封ぜられた夏后小康之子に託し、或は晋書の説のやうに呉の太伯の後なるが故とするのは、此種族が閩越の蜑人と同種なることを暗示するものである(六一二五三頁)。文身は決して蛟龍の害を避け、大魚水禽を厭することが目的ではなく、海濱に居住せずとも、此族人は劄青を施したので、之と觸接した馬韓弁辰人中にも文身したものがあり(後漢書)、辰韓に於ては男女近レ倭亦文身(魏志)とある

のであるから、裝飾用とせねばならぬが、本初は識別の爲であつたことは、諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有レ差とある通りである。黥面は別として、四肢軀體に文身するが如きは、四季を通じて被服に身を包む寒帶乃至溫帶の國土に於ては思ひも寄らぬことであるから、其起原が南方酷熱の地であつたのは想像に難からぬことで——拙著太平洋民族誌及ミクロネシア民族誌參照——アマ(海人)族によつて傳來せられたものなるが故に、三韓人にも我先住民族中にも此習俗はなかつたのである。

文身の外に身體を塗粧する風習も存し、以二朱丹一塗二其身體一如二中國用レ粉也と(二二)ある。吾田の隼人も同樣であつたことは、前篇第六卷(一〇二頁)に說いた通りで、其原料には山地から產出する丹(二七)(赭土)を用ひたものと思はれる。頭髮については男子皆露レ紒、以二木緜一招レ頭、(二三)婦人被レ髮屈レ紒(二四)とある。紒は結髮の意であるから、露紒は髮の結び目の暴露、卽ち頭被を用ひざることをいひ、被髮屈紒は下げ髮に

して其末を折り曲げて結んだことをいふのであらう。招頭の招はアグ、カカグの義を有するから、鉢卷をして亂髪を防ぐことをいひ、イザナギの命や鹽土老翁のやうに櫛を用ひることはなかつたものと思はれる（二一九三頁、六一―一六三頁）。

男子の衣服は横幅但結束、相連略無レ縫（一三）とあるから、腰以下にはサーロン狀の裳を卷きつけ、上衣も亦一幅の布を所々綴ぢて、菰又はイトタテ（糸經）を着ると同樣に纒うたものと思はれる。之に反して婦人服の制式は如二單被一穿二其中央一貫レ頭衣レ之（一五）とあり、風呂敷に孔をあけたやうなものであつたのであらう。前者は今もニウジーランドのマオリ族に於て之を見、後者はカロリン島民の上衣の其である。いづれも原始的な被服ではあるが、尙其制を有したに拘はらず、履屐の類は用ひなかつたと見えて皆徒跣（二〇）とあるのである。頭頸四肢の裝着具については記錄がないが、上掲の眞珠青玉（二七）が裝身の用に供せられたことは言ふまでもない。

兵器としては矛盾木弓（一八）をあげ、木弓短レ下、長レ上といひ、竹箭、或鐵鏃、或骨鏃

とある。漢字弓はマユミ（眞弓）を意味し（五一―五六頁）、ハジユミ（彈弓）又はツクユミ（弩）を擧げて居らぬ所を見ると、之を用ひなかつたものと思はれる。木を以て弓材としたとすれば其が木幹であつても枝條であつても、端末は弱く、根本は强くして彈力が齊一であり得ぬから、矢を番へる部分よりも上方を長く、下方を短くせねば均衡が取れなかつた筈である。鐵は國産ではなく、辰韓から産出するものを市うたのであるが（後漢書）（魏志）、交易が盛であつたから消耗品たる矢鏃に之を用ひることをも吝まなかつたのであらう。されば鐵製の工作器具を有したことは勿論で、今日出土する石骨器に金屬具を以て加工した形跡の存するのも之に因るものである。鋼製の刀劍が夙に我國に輸入せられたことは、既に前篇第四卷（三〇頁以下）に述べた。

女王卑彌呼の居處は宮室樓観、城柵嚴設、常有レ人持レ兵守衛といひ[四七]、外にも有ニ

邸閣(四二)と記されて居る。其は多少の誇張潤色もあらうが、同時代の挹婁に於ては常爲二穴居一、以レ深爲レ貴、大家至レ接二九梯一といひ(後漢書)、馬韓に在つては居處作二草屋土室一、形如レ家、其戶在レ上(魏志)とあるに比べると、高級建築術を知つて居たとせねばならぬ。韓人が擧家土室內に居住し、長幼男女の別がなかつた(魏志)といふに反し、有二屋室一、父母兄弟臥息異レ處(二一)とあるから、民屋も亦室房を區劃するだけの大さを有したものと思はれる。從て上記の邸閣宮室樓觀の規模も決して矮陋ではなく、相當の輪奐を有したものとせざるを得ぬ。城柵の規模樣式も亦不明であるが、嚴設とある通り、敵襲に備ふるに十分なものであつたのであらう。

死者の爲には棺を設け、封レ土作レ冢とある。(二四)無レ槨とあるのは近世此地方から發掘せられる古墳の制式と一致せぬやうであるが、或は之は民庶についていひ、豪族、貴人の陵墓に在つては羨道、玄室を備へたのであるかも知れぬ。女王卑彌呼の冢は徑百餘步、徇葬者奴婢百餘人(五〇)とあるから、宏壯なるものであつたとせねば

ならぬ。

國家組織に關しては記述が甚貧弱で、之を詳にし得ぬが、尠くとも女王卑彌呼は名實ともに國王で、兩筑兩肥に跨がる版圖に一國家を形成して居たものと思はれる。さりながら附庸として列擧した二十六國は、國とはあるけれども、正しくは局地的乃至社會的集團で、大和朝廷治下の國造、別、稻置乃至縣主領と同樣なものであつたのであらう。されば其君長に關する倭人傳の記事も甚曖昧で、例へば伊都國の如きは世有レ王、皆統二屬女王國一(八)とあるにも拘はらず、後段には自二女王國一以北特置二一大率一檢二察諸國一、諸國畏二憚之一、常治二伊都國一於二國中一有レ如二刺史一(四四)とあり、官名のみをあげて、王の稱號を記さぬことも奇とすべきである。恐らくは其主席官は卽ち君長で、稱號を異にするのは集團の性質及組織が一樣でなかつたからであらう。奴國に於てはシマコが首席であるのに、伊都國ではニシを第一

位とするのは、女王から派遣せられた刺史なるが故である。各君長の選擧方法も亦不明であるが、女王卑彌呼の男弟が治國を助けたとあるのは、(四六イ)男性族長母系承統制度を想起せしむるに足るものがあるから、或は母系を以て相承したのであるかも知れぬ。

女王國の法制はほゞ整備して居たやうで、租稅を徵收し、(四一)其犯レ法輕者沒ニ其妻子一、重者滅ニ其門戶及宗族一とある。(三九)さりながら之を犯すものは少く、不ニ盜竊一少ニ諍訟一と記されて居るのは、(三八)人情が尙淳朴であつたからであらう。社會の秩序もよく保たれ、尊卑各有ニ差序一足ニ相臣服一といひ、(四〇)其實況が次の如く描寫せられて居る。

下戶與ニ大人一、相ニ逢道路一、逡巡入レ草、傳レ辭說レ事、或蹲或跪、兩手據レ地(オシテ)爲ニ之恭敬一、對應聲曰レ噫(オ)、比如ニ然諾一(四五)

此は近世まで我民族の間にも行はれた作法であるが、其淵源は遠く此時代に存し

たものと思はれる。見二大人所一レ敬、但搏レ手以當二跪拜一とあるのも我古俗と一致するものといふべく、雄略天皇から大御大刀及弓矢並に百官の身に着けた衣服等を授けられた一言主之大神は、手打受二其捧物一とあり〔記〕、持統天皇の即位の儀にも公卿百寮羅列匝拜而拍手とある〔紀〕。降つて延暦十八年正月の朝賀に、渤海國使が列席したので、拍手をやめられたことが日本後記に見え、其頃まで天皇に對しては尙此敬禮法が行はれたのであるが、後世拜神の場合に限るやうになつた。官長以下の學匠は之を歡喜の表示と說いて居るが、周禮春官宗伯第三に大祝辨二九拜一云々四曰二振動一とあり、鄭註に動讀爲レ董、書亦或爲レ董、振董以二兩手一相擊也と釋かれて居るから、支那でも太古に行はれた一種の敬禮法で、南太平洋のフイジー島に於ても庶民が酋長に接する場合には、掌を一つ二つ輕く打合はせることを上品な作法として居るのである。

さりながら之は決して上位者が下に驕り、若くは之を虐げたことをいふのでは

なく、上記の如く集團の多くが單一種族より成るものにあらずして數族を包括したから、階級の別が嚴重であつたのであらう。內に於ては臥息處を異にする(三二)にも拘はらず、其會同座起、父子男女無レ別(三一)とあるが如く、頗る平等的であつたやうであるから、氏族集會に於ても同樣の親睦が想像せられる。しかも尙放縱なるに至らず、風俗不レ淫(一一)とも婦人不レ淫、不二妬忌一(三七)ともあるのである。

其俗、國大人皆四五婦、下戶或二三婦(三六)とあるのは、一面から見た觀察で、之と婦人不二妬忌一とある記述とを結びつけて、一夫多妻主義が公然認められて居たとすることは出來ぬ。母系承統制が存したとすれば、婦人の權力は相當に强かつた筈で、一人の夫の爲に一生を捧げるといふやうな道德觀念に固執したかは疑問とすべく、後漢書に國多二女子一として一夫多妻の理由としようとしたのは信ずべからざることである。晉書によれば嫁娶不レ持二錢帛一以レ衣迎レ之とし、買妻の風習が存したかのやうに說かれて居るが、同系に屬するアツマ人の間にも其形跡が認め

られぬから、恐らくは編者房喬が自國の慣習から類推したのであらう。

以上は倭人傳にあらはれた大要であるが、此によれば當時の倭人は比較的高い文化を有したものとすべきで、既に石器時代を過ぎ、稼穡の道を知り、交易の利を解し、人口の密度は平安朝時代に數倍して居たのである。引用の魏略に其俗不レ知二正歳四節一但記二春耕秋收一爲二年紀一(三三)とあるのは、第一卷序説(第一九頁)に述べたやうに、未だ暦數を知らなかつたことを意味し、文字を用ひた形跡もなく、禮樂と名づくべきものは尚未だ存在しなかつたので、當時の支那人の眼からは未開の蠻族のやうに見えたかも知れぬが、二百五十年後隋から來朝した使臣裴淸等の見聞(隋書倭國傳)と比較するに、庶人に關する限り大なる逕庭がないやうに思はれるのである。

〔參照〕

古事記中卷

神沼河耳命坐二葛城高岡宮一、治二天下一也、此天皇娶二師木縣主之祖河俣毘賣一、生御子師木津日子玉手見命一柱天皇御年肆拾伍歲、御陵在二衝田岡一也

師木津日子玉手見命坐二片鹽浮穴宮一、治二天下一也、此天皇娶二河俣毘賣之兄縣主殿延之女阿久斗比賣一、生御子常根津日子伊呂泥命自レ伊下三字以レ音次大倭日子鉏友命、次師木津日子命、此天

皇之御子等、并三柱之中、大倭日子鉏友命者、治天下、次師木津日子命之子、二王坐、一子孫者（伊賀須知之稲置、那婆理之稲置、三野之稲置之祖）一子和知都美命者、坐淡道之御井宮、故此王有二女、兄名蠅伊呂泥、亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命、弟名蠅伊呂杼也、天皇御年肆拾玖歳、御陵在畝火山之美富登也

大倭日子鉏友命坐輕之境岡宮、治天下也、此天皇娶師木縣主之祖、賦登麻和訶比賣命、亦名飯日比賣命、生御子御眞津日子訶惠志泥命（自訶下四字以音）次多藝志比古命（二柱）故御眞津日子訶惠志泥命者、治天下也、次當藝志比古命者（血沼之別、多遲麻之竹別、葦井之稲置之祖）天皇御年肆拾伍歳、御陵在畝火山之眞名子谷上也

御眞津日子訶惠志泥命坐葛城掖上宮、治天下也、此天皇娶

尾張連之祖、奥津余曾之妹、名余曾多本毘賣命、生御子天押帶日子命、次大倭帶日子國押人命（二柱）故弟帶日子國忍人命者、治天下也、兄天押帶日子命者（春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比韋臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟邪臣、都怒山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海國造之祖也）天皇御年玖拾參歲、御陵在掖上博多山上也

大倭帶日子國押人命坐葛城室之秋津嶋宮、治天下也、此天皇娶姪忍鹿比賣命、生御子大吉備諸進命、次大倭根子日子賦斗邇命（二柱、自賦下三字以音）故大倭根子日子賦斗邇命者、治天下也、天皇御年壹佰貳拾參歲、御陵在玉手岡上也

大倭根子日子賦斗邇命坐黑田廬戶宮、治天下也、此天皇娶十市縣主之祖、大目之女、名細比賣命、生御子大倭根子日子

國玖琉命一柱、玖流二字以音又娶春日之千千速眞若比賣、生御子千千
速比賣命一柱又娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命、生御子夜麻
登登母母曾毘賣命、次日子刺肩別命、次比古伊佐勢理毘古
命、亦名大吉備津日子命、次倭飛羽矢若屋比賣四柱又娶其阿
禮比賣命之弟、蠅伊呂杼、生御子日子寤間命、次若日子建吉
備津日子命二柱此天皇之御子等、幷八柱男王五、女王三故大倭根子
日子國玖琉命者、治天下也、大吉備津日子命、與若建吉備津
日子命、二柱相副而、於針間氷河之前、居忌瓮而、針間爲道口
以、言向和吉備國也、故此大吉備津日子命者吉備上道臣之祖也次若日
子建吉備津日子命者吉備下道臣、笠臣祖次日子寤間命者針間牛鹿臣之祖也次日
子刺肩別命者高志之利波臣、豐國之國前臣、五百原君、角鹿海直之祖也天皇御年壹佰陸歲、御

陵在二片岡馬坂上一也

大倭根子日子國玖琉命坐二輕之堺原宮一、治二天下一也、此天皇娶二穗積臣等之祖、內色許男命（色許二字以音下效此）妹、內色許賣命一、生御子大毘古命、次少名日子建猪心命、次若倭根子日子大毘毘命三柱 又娶二內色許男命之女、伊迦賀色許賣命一、生御子比古布都押之信命（自比至都以音）又娶二河內青玉之女、名波邇夜須毘賣一、生御子建波邇夜須毘古命一柱 此天皇之御子等幷五柱、故若倭根子日子大毘毘命者、治二天下一也、其兄大毘古命之子建沼河別命者（阿倍臣等之祖）次比古伊那許志別命（自比至志六字以音、此者膳臣之祖也）比古布都押之信命娶二尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣一（那毘二字以音）生子味師內宿禰（此者山代內臣之祖也）又娶二木國造之祖、宇豆

比古之妹、山下影日賣、生子建內宿禰、此建內宿禰之子幷九男七女二　波多八代宿禰者波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部之君之祖也　次許勢小柄宿禰者許勢臣、雀部臣、輕部臣之祖也、　次蘇賀石河宿禰者蘇我臣、川邊臣、田中臣、高向臣、小治田臣、櫻井臣、岸田臣等之祖也　次平群都久宿禰者平群臣、佐和良臣、馬御樴連等祖也　次木角宿禰者木臣、都奴臣、坂本臣之祖　次久米能摩伊刀比賣、次怒能伊呂比賣、次葛城長江曾都毘古者玉手臣、的臣、生江臣、阿藝那臣等之祖也　又若子宿禰江野財臣之祖　此天皇、御年伍拾漆歲、御陵在劒池之中岡上也

若倭根子日子大毘毘命、坐春日之伊邪河宮、治天下也、此天皇娶旦波之大縣主、名由碁理之女、竹野比賣、生御子比古由牟須美命一柱、此王名以音　又娶庶母伊賀迦色許賣命、生御子御眞木入日子印惠命印惠二字以音　次御眞津比賣命二柱　又娶丸邇臣之祖、

日子國意祁都命之妹、意祁都比賣命意邪都三字以音生御子日子坐王一柱又娶葛城之垂見宿禰之女鸇比賣、生御子建豐波豆羅和氣王一柱、自波下五字以音此天皇之御子等幷五柱男王四、女王一故御眞木入日子印惠命者、治天下也、其兄比古由牟須美王之子、大筒木垂根王、次讚岐垂根王二王、讚岐二字以音此二王之女五柱坐也、次日子坐王娶山代之荏名津比賣、亦名苅幡戸辨此一字以音生子大俣王、次小俣王、次志夫美宿禰王三柱又娶春日建國勝戸賣之女、名沙本之大闇見戸賣、生子沙本毘古王、次袁邪本王、次沙本毘賣命、亦名佐波遲比賣此沙本毘賣命者爲伊久米天皇之后、自沙本毘古以下三王名皆以音次室毘古王四柱又娶近淡海之御上祝以伊都玖此三字以音天之御影神之女、息長水依比賣、生子丹波比古多多須美知能宇斯王

（此王名以音）次水之穂眞若王、次神大根王、亦名八瓜入日子王、次
水穂五百依比賣、次御井津比賣（五柱）又娶其母弟袁祁都比賣
命、生子山代之大筒木眞若王、次比古意須王、次伊理泥王（三柱、
此二王名以音）凡日子坐王之子幷十一王、故兄大俣王之子曙立王、
次菟上王（二柱）此曙立王者（伊勢之品遲部君、伊勢之佐那造之祖）菟上王者（比賣陀君之祖）次
小俣王者（當麻勾君之祖）次志夫美宿禰王者（佐佐君之祖也）次沙本毘古王
者（日下部連、甲斐國造之祖）次袁邪本王者（葛野之別、近淡海蚊野之別祖也）次室毘古王者（若狹
之耳別之祖）其美知能宇志王娶丹波之河上之摩須郎女、生子比
婆須比賣命、次眞砥野比賣命、次弟比賣命、次朝廷別王（四柱）此
朝廷別王者（三川之穂別之祖）此美知能宇斯王之弟水穂眞若王者（近淡
海之安直之祖）次神大根王者（三野國之本巢國造、長幡部連之祖）次山代之大筒木眞若

王娶㆓同母弟伊理泥王之女、丸泥能阿治佐波毘賣㆒、生子迦邇米雷王（迦邇米三字以㆑音）此王娶㆓丹波之遠津臣之女、名高材比賣㆒、生子息長宿禰王、此王娶㆓葛城之高額比賣㆒、生子息長帶比賣命、次虛空津比賣命、次息長日子王（三柱、此王者吉備品遲君、針間阿宗君之祖）又息長宿禰王娶㆓河俣稻依毘賣㆒、生子大多牟坂王（多牟二字以㆑音、此者多遲摩國造之祖也）上所㆑謂建豐波豆羅和氣王者（道守臣、忍海部造、御名部造、稻羽忍海部、丹波之竹野別、依網之阿毘古等之祖也）天皇御年陸拾參歲、御陵在㆓伊邪河之坂上㆒也

（明宮拔萃）昔有㆔新羅國主之子、名謂㆓天之日矛㆒、是人參渡來也、所㆓以參渡來㆒者、新羅國有㆓一沼㆒、名謂㆓阿具奴摩㆒（自㆑阿下四字以㆑音）此沼之邊、一賤女晝寢、於㆑是日耀如㆑虹指㆓其陰上㆒、亦有一賤夫、思㆑異㆓其

狀、恒伺其女人之行、故是女人自其晝寢時妊身、生赤玉、爾其所伺賤夫乞取其玉、恒裹著腰、此人營田於山谷之間、故、耕人等之飲食負一牛而、入山谷之中、遇逢其國主之子天之日矛、爾問其人曰、何汝飲食負牛、入山谷、汝必殺食是牛、卽捕其人、將入獄囚、其人答曰、吾非殺牛、唯送田人之食耳、然猶不赦、爾解其腰之玉、幣其國主之子、故赦其賤夫、將來其玉、置於床邊、卽化美麗孃子、仍婚爲嫡妻、爾其孃子常設種種之珍味、恒食其夫、故其國主之子心奢詈妻、其女人言、凡吾者非應爲汝妻之女、將行吾祖之國、卽竊乘小船、逃遁渡來、留于難波（此者坐難波之比賣碁曾社謂阿加流比賣神者也）於是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還、泊多遲摩國、卽留其國而、娶多

遲摩之俣尾之女名前津見生子多遲摩母呂須玖、此之子多遲摩斐泥、此之子多遲摩比那良岐、此之子多遲麻毛理、次多遲摩比多訶、次淸日子三柱此淸日子娶當摩之咩斐生子酢鹿之諸男、次妹菅竈上由良度美此四字以音故上云多遲摩比多訶娶其姪由良度美生子葛城之高額比賣命此者息長帶比賣命之御祖故其天之日矛持渡來物者、玉津寶云而、珠二貫、又振浪比禮比禮二字以音、下效此切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奧津鏡、邊津鏡、幷八種也此者伊豆志之八前大神也

魏志東夷傳

倭人在二帶方東南大海之中一、依二山島一爲二國邑一、舊百餘國、漢時有二朝見者一、今使譯所レ通三十國、從レ郡至レ倭、循二海岸一水行、歷二韓國一乍南乍東、到二其北岸狗邪韓國一七千餘里、始度二一海一、千餘里至二對馬國一、其大官曰二卑狗一、副曰二卑奴母離一、所レ居絶島、方可二四百餘里一、(一)土地山險多二深林一、道路如二禽鹿徑一、有二千餘戸一、無二良田一、(二)食二海物一自活、乘レ船(三)南北市糴、又南渡二一海一千餘里、名曰二瀚海一、至二一支國一、官亦曰二卑狗一、副曰二卑奴母離一、方可二三百里一、(四)多二竹木叢林一、有二三千許家一、差有二田地一、(五)耕レ田猶不レ足レ食、亦南北市糴、又渡二一海一千餘里、至二

末盧國、有四千餘戶、濱山海居、(六)草木茂盛、行不見前、(七)人好捕魚鰒、水無深淺、皆沈沒取之、東南陸行五百里、到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨觚、柄渠觚、有千餘戶、世(八)有王、皆統屬女王國、郡使往來常所駐、東南至奴國百里、官曰兕馬觚、副曰卑奴母離、有二萬餘戶、東行至不彌國百里、官曰多模、副曰卑奴母離、有千餘家、南至投馬國、水行二十日、官曰彌彌、副曰彌彌那利、可五萬餘戶、南至邪馬臺國、女王之所都、水行十日、陸行一月、官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳鞮、可七萬餘戶、自女王國以北、其戶數道里可得略載、其餘旁國遠絕、不可得詳、次有斯馬國、次有巳百支國、次有伊邪國、次有都支國、次有彌奴國、次有好古都國、次有不呼國、次有姐奴國、次有對蘇國、

次有蘇奴國、次有呼邑國、次有華奴蘇奴國、次有鬼國、次有爲吾國、次有鬼奴國、次有邪馬國、次有躬臣國、次有巴利國、次有支惟國、次有烏奴國、次有奴國、此女王境界所盡、其南有狗奴國、男子爲王、其官有狗古智卑狗、不屬女王、自郡至女王國萬二千餘里、(九)男子無大小皆黥面文身、自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫、夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今(一〇)倭水人、好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾、諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差、計其道里、當在會稽東冶之東、(一一)其風俗不淫、男子皆(一二)露紒、以木緜招頭、(一三)其衣横幅、但結束相連、略無縫、(一四)婦人被髮屈紒、(一五)作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之、(一六)種禾稻紵麻蠶桑緝績、出細紵縑緜、其地無牛馬虎

豹羊鵲、(一八)兵用矛楯木弓、木弓短下長上、竹箭或鐵鏃、或骨鏃、所
有無與儋耳朱崖同、(一九)倭地溫暖、冬夏食生菜、皆(二〇)徒跣、(二一)有屋室、父
母兄弟臥息異處、(二二)以朱丹塗其身體、如中國用粉也、(二三)食飲用籩
豆手食、(二四)其死有棺無槨、封土作冢、(二五)始死停喪十餘日、當時不食
肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬舉家詣水中澡浴、以如練
沐、(二六)其行來渡海詣中國、恒使一人不梳頭、不去蟣蝨、衣服垢汚、
不食肉、不近婦人、如喪人、名之爲持衰、若行者吉善、共顧其生
口財物、若有疾病遭暴害、便欲殺之、謂其持衰不謹、出(二七)眞珠青
玉、其山有丹、(二八)其木有柟杼豫樟楺櫪投橿烏號楓香、其竹篠簳
桃支、有薑橘椒蘘荷、不知以爲滋味、有獮(二九)猴黑雉、(三〇)其俗舉事行
來、有所云爲、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜、其辭如令龜法、

視二火坼一占レ兆、(三一)其會同座起、父子男女無レ別、(三二)人性嗜レ酒、(三三)魏略曰、其俗不レ知二正歳四節一、但記二春耕秋收一爲二年紀一、(三四)見二大人所レ敬、但搏レ手以當二跪拜一、(三五)其人壽考、或百年、或八九十年、(三六)其俗、國大人皆四五婦、下戶或二三婦、(三七)婦人不レ淫不二妬忌一、(三八)不二盜竊一、少二諍訟一、(三九)其犯レ法輕者沒二其妻子一、重者滅二其門戶及宗族一、(四〇)尊卑各有二差序一、足二相臣服一、(四一)收二租賦一、(四二)有二邸閣一、(四三)國國有レ市、交二易有無一、使二大倭一監レ之、(四四)自二女王國一以北特置二一大率一、檢二察諸國一、畏二憚之一、常治二伊都國一、於二國中一有レ如二刺史一、王遣レ使詣二京都帶方郡諸韓國一及郡使二倭國一、皆臨レ津搜露、傳二送文書賜遺之物一、詣二女王一、不レ得二差錯一、(四五)下戶與二大人一相二逢道路一、逡巡入レ草、傳レ辭說レ事、或蹲或跪、兩手據レ地爲二之恭敬一、對應聲曰レ噫、比如二然諾一、其國本亦以二男子一爲レ王、住七八十年、倭國亂、相攻伐歷レ年、乃共立二一女子一爲レ王、名曰二

卑彌呼、(四六)事二鬼道一能惑レ衆、年已長大、無二夫壻一有二男弟一(四六イ)佐治レ國、自レ爲レ王以來、少レ有二見者一、以二婢千人一自侍、唯有二男子一人一、給二飮食一、傳レ辭出入、居處宮室(四七)樓觀、城柵嚴設、常有レ人持レ兵守衛、女王國東渡レ海千餘里、復有レ國、皆倭種、又有二侏儒國一在二其南一、人長三四尺、去二女王一四千餘里、又有二裸國黑齒國一復在二其東南一、船行一年可レ至、參二問倭地一絶在二海中州島之上一、或絶或連、周旋可二五千餘里一、景初二年六月、倭女王遣二大夫難升米等一詣レ郡、求下詣二天子一朝獻上、太守劉夏遣レ吏、將送詣二京都一、其年十二月、詔書報二倭女王一曰、制二詔親魏倭王卑彌呼一、帶方太守劉夏遣レ使、送二汝大夫難升米、次使都市牛利一、奉二汝所レ獻男生口四人、女生口六人、(四八)班布二匹二丈一、以到、汝所レ在踰遠、乃遣レ使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀レ汝、今以レ汝

爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守假授、汝其綏撫種人、勉爲孝順、汝來使難升米・牛利、渉遠道路勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬、引見、勞賜遣還、今以絳地交龍錦五匹、絳地縐粟罽十張、蒨絳五十匹、紺青五十匹、答汝所獻貢直、又特賜汝紺地句文錦三匹、細斑華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米・牛利、還到錄受、悉可以示汝國中人使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也、正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等、奉詔書印綬、詣倭國、拜假倭王、幷齎詔、賜金帛錦罽刀鏡采物、倭王因使上表答謝詔恩、其四年倭王復遣使大夫伊聲者掖邪狗等八人、上獻生口、(四九)倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、丹、

水狢、短弓矢、掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬、其六年、詔賜倭難升米黃幢、付郡假授、其八年太守王頎到官、倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡、說相攻擊狀、遣塞曹掾史張政等、因齎詔書黃幢、拜假難升米、爲檄告喩之、卑彌呼以死、(五〇)大作冢徑百餘步、殉葬者奴婢百餘人、更立男王、國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人、復立卑彌呼宗女壹與、年十三爲王、國中遂定、政等以檄告喩壹與、壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人、送政等還、因詣臺獻上男女生口三十人、貢(五一)白珠五千孔、青大句珠(五二)二枚、異文雜錦二十匹

索引

あ行

か 行

た 行

な　行

は行

ま　行

や　行

ら　行

わ　行

昭和六年十一月一日印刷
昭和六年十一月五日發行

紀記論究 建國篇 大和缺史時代（定價金二圓）



版權所有

著作者 松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
株式會社 同文館

發行者 森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷者 中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷所 株式會社開明堂支店

發行所
東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪二二一二八
株式會社 同文館


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03027 3692

